

令和4年第1回白馬村議会定例会議事日程

令和4年3月2日（水）午前10時開会

（第1日目）

1. 開 会 宣 告

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 会議録署名議員の指名

日程第 3 会期の決定

会 期 自 令和4年 3月 2日

至 令和4年 3月18日

日程第 4 村長挨拶

日程第 5 発委第 1号 白馬村議会会議規則の一部を改正する規則について

日程第 6 議案第 2号 内山辺地ほか2辺地に係る総合整備計画の策定について

日程第 7 議案第 3号 白馬村八方体育館の指定管理者の指定について

日程第 8 議案第 4号 白馬村執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 9 議案第 5号 白馬村特別職の職員で非常勤のものの報酬に関する条例の一部を改正する条例について

日程第10 議案第 6号 ふるさと白馬村を応援する条例の一部を改正する条例について

日程第11 議案第 7号 白馬村税条例の一部を改正する条例について

日程第12 議案第 8号 白馬村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

日程第13 議案第 9号 白馬村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について

日程第14 議案第10号 白馬村山小屋条例の一部を改正する条例について

日程第15 議案第11号 白馬村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

日程第16 議案第12号 令和3年度白馬村一般会計補正予算（第9号）

日程第17 議案第13号 令和3年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）

日程第18 議案第14号 令和3年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

日程第19 議案第15号 令和3年度白馬村水道事業会計補正予算（第2号）

日程第20 議案第16号 令和3年度白馬村下水道事業会計補正予算（第2号）

日程第21 議案第17号 令和4年度白馬村一般会計予算

- 日程第22 議案第18号 令和4年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計予算
- 日程第23 議案第19号 令和4年度白馬村後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第24 議案第20号 令和4年度白馬村農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第25 議案第21号 令和4年度白馬村水道事業会計予算
- 日程第26 議案第22号 令和4年度白馬村下水道事業会計予算
- 日程第27 予算特別委員会の設置について

令和4年第1回白馬村議会定例会（第1日目）

1. 日 時 令和4年3月2日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	増井春美	第7番	太谷修助
第2番	横川恒夫	第8番	津滝俊幸
第3番	切久保達也	第9番	松本喜美人
第4番	加藤ソフィー	第10番	加藤亮輔
第5番	尾川耕	第11番	丸山勇太郎
第6番	田中麻乃	第12番	太田伸子

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	下川正剛	副 村 長	横山秋一
教 育 長	平林豊	参事兼総務課長	吉田久夫
健康福祉課長	松澤孝行	会計管理者・会計室長	長澤秀美
建 設 課 長	矢口俊樹	観 光 課 長	太田雄介
農 政 課 長	田中洋介	上下水道課長	関口久人
税 務 課 長	田中克俊	住 民 課 長	太田洋一
教 育 課 長	横川辰彦	子育て支援課長	下川浩毅
生涯学習スポーツ課長	松澤宏和	総務課長補佐兼総務係長	鈴木広章

6. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 山岸茂幸

7. 本日の日程

1) 諸般の報告

2) 会議録署名議員の指名

3) 会期の決定

4) 村長挨拶

5) 議案審議

発委第1号 説明、質疑

議案第2号から議案第22号まで（村長提出議案）説明、質疑、委員会付託

6) 予算特別委員会の設置について

8. 地方自治法第149条第1項の規定により長より提出された議案は次のとおりである。

1. 議案第 2号 内山辺地ほか2辺地に係る総合整備計画の策定について
2. 議案第 3号 白馬村八方体育館の指定管理者の指定について
3. 議案第 4号 白馬村執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
4. 議案第 5号 白馬村特別職の職員で非常勤のものの報酬に関する条例の一部を改正する条例について
5. 議案第 6号 ふるさと白馬村を応援する条例の一部を改正する条例について
6. 議案第 7号 白馬村税条例の一部を改正する条例について
7. 議案第 8号 白馬村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
8. 議案第 9号 白馬村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
9. 議案第10号 白馬村山小屋条例の一部を改正する条例について
10. 議案第11号 白馬村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
11. 議案第12号 令和3年度白馬村一般会計補正予算（第9号）
12. 議案第13号 令和3年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）
13. 議案第14号 令和3年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
14. 議案第15号 令和3年度白馬村水道事業会計補正予算（第2号）
15. 議案第16号 令和3年度白馬村下水道事業会計補正予算（第2号）
16. 議案第17号 令和4年度白馬村一般会計予算
17. 議案第18号 令和4年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計予算
18. 議案第19号 令和4年度白馬村後期高齢者医療特別会計予算
19. 議案第20号 令和4年度白馬村農業集落排水事業特別会計予算
20. 議案第21号 令和4年度白馬村水道事業会計予算
21. 議案第22号 令和4年度白馬村下水道事業会計予算

開会 午前10時00分

1. 開会宣告

議長（太田伸子君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。

これより、令和4年第1回白馬村議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

2. 議事日程の報告

議長（太田伸子君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあります資料のとおりです。

△日程第1 諸般の報告

議長（太田伸子君） 日程第1 諸般の報告をいたします。

最初に、監査委員から、令和3年12月分、令和4年1月分の一般会計、特別会計、水道事業会計、下水道事業会計の例月現金出納検査報告書と令和3年度財政援助団体等監査の結果が提出されております。内容につきましては、お手元に配付いたしました資料のとおりですので、これをもって報告に代えさせていただきます。

次に、北アルプス広域連合議会及び白馬山麓事務組合議会の開催状況について報告いたします。

北アルプス広域連合議会令和4年第1回定例会が2月16日及び17日に行なわれました。内容につきましては、お手元に配付いたしました資料のとおりですので、これをもって報告に代えさせていただきます。

次に、白馬山麓事務組合議会令和4年第1回定例会が2月25日に行なわれました。内容につきましては、お手元に配付いたしました資料のとおりですので、これをもって報告に代えさせていただきます。

これで諸般の報告を終わります。

次に、本定例会において受理いたしました陳情は、お手元に配付いたしました陳情文書表のとおりですが、この文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 異議なしと認めます。よって、陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

△日程第2 会議録署名議員の指名

議長（太田伸子君） 日程第2 会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第119条の規定により、第8番 津滝俊幸議員、第9番 松本喜美人議員、第10番 加藤亮輔議員、以上3名を指名いたします。

△日程第3 会期の決定

議長（太田伸子君） 日程第3 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、別紙令和4年第1回白馬村議会定例会会期日程表のとおり、本日から3月18日までの17日間と決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から3月18日までの17日間と決定いたしました。

△日程第4 村長挨拶

議長（太田伸子君） 日程第4 村長より招集の挨拶を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） おはようございます。令和4年度第1回白馬村議会定例会を招集をいたしましたところ、議員各位にご参集を賜り、厚く御礼を申し上げます。

昨年1月30日に感染力が非常に強いオミクロン株の感染が国内で初めて確認され、12月下旬からは市中感染と見られる感染が全国各地で確認されるとともに、年明け以降、これまでにない極めて速いスピードでの感染拡大が続いております。

1月の27日からは、全国34都道府県にまん延防止等重点措置が適用されるなど、感染拡大が憂慮される状況が現在も続いております。

本村においても、年明け以降の感染確認は1月のわずか一月で289人に上がっており、2月も152人の感染確認がされており、今後も予断を許さない状況であります。

長野県は、1月27日から県内に適用されていたまん延防止等重点措置の先月20日までの期限を、専門家懇談会で期間の延長について議論をし、この延長は全県を対象とし、期間は東京などと同じ今月6日までとして国に正式に要請し、今月6日まで延長となりました。

私は機会があるたびに繰り返し申し上げておりますが、今後も気を緩めることなく、住民の皆さん一人一人が感染しない、させないという意識を常に持ち、予防対策を続けるよう、引き続きご協力をお願いします。

先月、中国北京において冬季オリンピックが開催され、本村ゆかりの選手が5名出場いたしました。長野冬季オリンピックの開催から24年がたちましたが、7大会連続で白馬村からオリンピック選手が出場をしております。

今回のオリンピックはコロナ禍での開催のため、選手に対する応援は、村民が会場に集まる従来のパブリックビューイングの形は取らず、新たな試みとしてウイング21ホールに仮設のスタジオを設け、選手の元コーチ、村出身のオリンピック等の関係者をゲストにお迎えをし、オンライン方式によりユーチューブやZ o o mを使った応援を配信をいたしました。オンラインの応援も回を重ねるごとに参加人数も増え、多い日には100件ほどのアクセスと200名を超える参加があり、パブリックビューイングの2週間の期間中では延べ600人ほどの参加があり、選手に熱いエールを送ることができました。

中でも、ノルディック複合個人ラージヒルでソチ大会、平昌大会、銀メダリストの渡部暁斗選手が銅メダルを獲得をし、ノルディック複合でのオリンピック3大会連続メダルは日本勢初の快挙ということでもあり、今大会、日本選手団旗手を担ったリーダーが5大会目のオリンピックで変わらぬ強さを発揮いたしました。

さらに、複合団体ラージヒルでは渡部暁斗、渡部善斗の2人を含めた布陣で臨み、1994年、リレハンメル大会以来28年ぶりとなる銅メダルに輝き、村民に大きな感動と勇気を与えてくれました。

観光課関係の状況ではありますが、この冬のシーズンの状況について、途中経過ではありますが報告をさせていただきます。

1月末までの村内スキー場の利用者数は前年比134%となり、28万9,000人余りでありました。これを一昨年と比較しますと、12月時点では9割近くまで戻りつつあったものが、1月末では7割弱となっており、外国人観光客の来訪がゼロということもありますが、12月まで見られた持ち直しの動きに、まん延防止等重点措置がブレーキをかけているという状況であります。

ただ、2月の3連休に限っては重点措置適用期間でもあるにもかかわらず多くの来訪があり、各所でにぎわいが見られました。幾つかの宿泊施設に状況を伺ってみました。宿泊業では、まん延防止等重点措置による影響が特に大きいと異口同音におっしゃっておいりました。

それでは、各課における事業実績状況について、ご報告をさせていただきます。

総務課関係では、ふるさと納税の見込額ですが4億8,000万円余りを見込んでおります。1月末の状況ですが、収入額については対前年比約124%、品目については現在243件で、昨年からは57件の増加となっております。返礼品の傾向は、白馬産米、宿泊補助券、電子感謝券、リフト券が多くの人気を集め、白馬産米につきましては定期発送の申込みが増えております。

また、ふるさと白馬村を応援する条例につきましては、これまでの指定項目に対する積立て方法について改正したいため、本議会に議案を提出しておりますので、ご審議をよろしくお願いをいたします。

灯油費等給付金ですが、1月の20日より申請受付を開始をし、2月28日現在で申請書発送件数は3,832件で、申請書受付件数は3,010件、給付済み件数は2,891件で2,891万円となっております。

気候非常事態宣言、ゼロカーボンシティに向けた基本計画の策定ですが、1月20日に白馬村再生可能エネルギーに関する基本方針等連絡協議会の齋藤会長より、白馬村再生可能エネルギーに関する基本方針の策定について答申がありました。委員の皆様には、準備会から合わせますと延べ10回の協議会が開催をされ、白馬村のゼロカーボン達成に向け深い議論をしていただき、白馬村のゼロカーボンの計画づくりに様々なお立場からお知見を頂きましたことに対しまして、この場をお借りして改めてお礼を申し上げます。

答申には、村民、事業者、行政が一丸となった徹底的な省エネルギーと再生可能エネルギーの普及拡大の推進、さらにはエネルギーの域内循環の向上による地域経済の波及効果の向上について、脱炭素先行地域への応募についての提案がありました。

この計画策定を皮切りに、まずは村民全員が、この計画に記載をされている村の温室効果ガス排出量の現状を知り、人ごとではなく一人一人ができることから取組を始めること、そして白馬村のゼロカーボン達成に向けて一步一步進んでまいりたいと考えております。

今後は、答申された重点項目につきまして取り組むべき内容を取捨選択し、優先順位をつける中で、スピード感を持って対応してまいります。

観光課関係では、プレミアム付き応援券事業は、商品券の使用期限は1月末日でありましたので、現在は商品券の換金、事業費の精算段階に入っております。

販売した商品券は8,505冊、額面にして9,355万5,000円になりますが、この99.4%に相当する9,300万円の換金が終了しています。

利用を業種別に見ると、75%が小売業、23%が飲食・サービス業で利用されています。また、大型店における利用は34%であったことから、大型店に偏ることなく、地域内で広く利用されたと見てよいと捉えています。

次に、1月5日から2月の15日まで実施をいたしましたPay Pay地域活性化キャンペーン事業についてですが、決済金額の最大15%に相当するプレミアムポイントの還元総額は3,242万円余りで、関連する決済金額は2億7,651万円余りとなりました。1日当たりの決済金額を見ますと、平日の平均額が400万円であったのに対し、休日は1,200万円となっており、週末の決済金額が平日の3倍となっている点が大きな特徴でありました。

また、2月の3連休は多くの都道府県において、まん延防止等重点措置が適用される中で迎えることになりましたが、この期間における1日当たりの決済金額は1,900万円と群を抜いており、このことから、この3連休には多くの来訪があったことが分かります。

本事業では、村内におけるキャッシュレス環境の整備促進ということも期待していたところですが、実施前後の変化を見ますと事業者数は710か所から810か所へと増加をしており、一定の成果を得ることができたと考えます。

補正予算（第8号）でお認めをいただきました中小企業者等臨時支援交付金事業の実施状況についてですが、申請期限である2月28日までに879件の申請があり、これまでに500件、1,500万円の支給が完了し、残る379件を速やかに支給ができるように事務を進めているところです。

住民課関係では、北アルプス広域連合で実施をしております白馬山麓清掃センターの解体撤去工事につきましては順調に解体撤去作業が進み、整地を残すのみとなったところで、降雪の影響を受けたことからスケジュールに若干の遅れが生じているとのこと。今後、現地の状況を見なが

ら、3月末の工期内までに仕上げていくとの報告を受けているところです。

また、令和4年度には白馬山麓清掃センターの解体跡地に白馬リサイクルプラザの建設工事が着手されることとなっておりますので、引き続き、地元、近隣の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

健康福祉課関係では、新型コロナワクチンの3回目接種になる追加接種を、国の方針に基づき、2回目の接種から6か月以上経過をした18歳以上の方を対象に、土日祝日の集団接種を複数回追加実施をし、現在、スピード感を持って全庁的な協力体制により進めているところです。

2月末現在の全人口8,655人に対する3回目の接種者数は2,974人で接種率34.4%となり、高齢者の追加接種は2月末までに終了をいたしました。高齢者以外の方についても、接種間隔が6か月経過していない方を除いて接種の対象となる全ての方への追加接種が今月中に終わるよう体制を整え実施してまいりますので、接種券が届いた皆様はできるだけ、ワクチンの種類等にかかわらず早めに接種を受けていただき、感染拡大防止と重症化リスクの低減に努めていただくようお願いいたします。

また、5歳から11歳の小児へのワクチン接種につきましては、今月中旬以降、希望者に対し集団接種により実施してまいります。保護者の方宛てにワクチン接種について希望調査を送付させていただいておりますので、お子さんと一緒にワクチン接種について、よくご検討くださいますようお願いをいたします。

農政課関係では、長野県の令和4年度主食用米等の生産目安値は18万511トンで、うち北アルプス管内の割当ては昨年比96.8%、1万8,589トン、面積換算で3,057ヘクタールになりました。当村は地域間調整後2,219トン、405ヘクタールとなり、昨年度より微減の予定です。

今後もコロナの影響による米の消費量減少、価格下落は続く予想され、米から高収益作物等への転換を、国、県の情報に注視をしながら取り組んでまいります。

林務関係では、森林経営管理制度に基づくアンケート調査を、モデル地区である内山地区の森林所有者へ実施をしました。この調査結果に基づき、森林環境譲与税を活用しながら水源涵養林整備を進めてまいります。

有害鳥獣対策としては、2つの群れのサルにGPS発信機を装着し行動調査を行っており、ある程度行動範囲が特定されたため、今後は捕獲に向けた対策を進めていきます。

土地改良関係では、新田・森上地区の北城北地区は場整備事業は、地元実行委員会を中心に農地保全と営農推進のため、合意形成、事業エリア決定に向け、話し合いが進められております。

また、犬川用水電動ゲート・小水力発電事業は、北アルプス地域振興局の指導を仰ぎながら、設計・水量調査業務を進めております。

建設課関係では、本年度の除雪事業関連ですが、昨年12月中旬以降の断続的な降雪がありまし

たことから、委託路線、直営路線とも、ほぼフル活動の体制で除雪に当たっているところです。この1月末までの降雪量で比較してみますと、既に例年ベースの年間累加降雪量を上回っている状況で、これに伴う除雪関連経費も当初予算額を上回る見通しとなりましたことから、本議会でご審議をいただきますよう補正予算において所要額を追加計上させていただきましたので、ご審議をよろしくをお願いいたします。

上下水道課関係では、一部新聞報道で塗料メーカーによる水道管用塗料に関する不適切な行為と、それに伴う製品の出荷停止が報道されておりました。本村での水道工事においては、使用資材の中に対象資材が含まれていなかったことを確認しておりますが、今後も水道水の安全性については各種情報収集に努め、適切に対応してまいります。

教育委員会関係、教育課では、令和4年に入り、全国的に新型コロナウイルス感染症が拡大をし、学校でも感染例が多く報告をされるようになりました。学校では感染する期間が早いオミクロン株に対応するため、学級に感染した児童生徒が判明した場合は、最終登校日から5日間の学級閉鎖をするようにして感染拡大を防ぐこととなりました。この2月末までに村内の小中学校では、複数の学級が数日間の休業を行なっています。

また、感染リスクを避けるために部活動は原則実施せず、学校の行事についても、校外の方と接触する機会がある児童生徒が密になるようなものは中止等の措置を行なってきました。

現在の感染状況は落ち着きを見せてまいりましたが、引き続き、学校、家庭内での感染予防対策の徹底をお願いしているところです。

学校施設では、新型コロナウイルス感染症対策として蛇口水栓の非接触方式への改修工事を順に行なっており、この3月に南小の工事を行ない、全ての施設が完了する見込みです。

また、国の補正予算により、白馬中学校トイレの洋式化工事が国庫補助事業として採択をされ、工事については予算を繰り越して令和4年度に着工をしたいと考えております。

3月は卒業のシーズンであり、村内の小中学校でも、この定例会の会期中に卒業式が執り行なわれます。昨年度に引き続き、今年度の卒業式も関係者のみの参列で行なわれることとなりました。時間を短縮する工夫をしながらも、心に残る式典を行なっていただきたいと各学校にはお願いをいたしました。議員各位におかれましても参列はかないませんが、卒業生にエールを送っていただくようお願いいたします。

子育て支援課関係ですが、来年度のしろま保育園及び家庭的保育事業者ファミリアはくばの入所状況であります。3歳未満児71名、3歳以上26名の申込みがありました。3歳以上は全員で、3歳未満児は64人で、入園を決定をさせていただきました。4月1日時点では待機児童はおりませんが、育児休業を希望する方を除き、3人の3歳未満児が入園できないこととなり、子育て支援ルームの一時預かり保育を利用していただくことで、保護者の方にご案内をさせていただいております。

近年は3歳未満児の希望が多くあることから、令和4年度の当初予算には、3歳未満児を対象としている小規模保育施設建設費補助金事業を予算計上しており、早期に待機児童が解消できるよう努めてまいります。

国の事業である子育て世帯への給付金関係ですが、ほぼ該当者への給付は終了しておりますが、3月31日までの申請期限のある給付金もありますので、引き続き周知してまいります。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、しろうま保育園でも児童や職員が感染をしたことを受け、大町保健所の助言を頂き、2月5日から2月の10日まで臨時休園とさせていただきました。保育園では消毒、手洗い、マスクの着用、換気等、引き続き感染対策をしっかりと行ないながら保育を行なってまいります。

生涯学習スポーツ課では、新型コロナウイルス感染症の拡大により、1月末から2月にかけて開催予定であった第58回白馬少年スキー大会が種目により中止となりました。また、第100回の記念大会となる全日本選手権大会クロスカンントリー競技につきましても、1月末の開催から3月の16日からの開催に延期となるなど、昨年引き続き、冬のスキー大会開催もコロナウイルスの影響を受けました。

年末年始の休館中のウイング21において、想定を超えるマイナス気温により、夜間の凍結によるパネルヒーターの管破裂などの事案が起きました。この漏水により、各種設備にも影響が出ているため、本議会において、補正予算として修繕について計上しておりますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

令和3年度白馬村一般会計補正予算（第9号）について、若干説明をさせていただきます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算総額に1億4,170万3,000円を増額をし、予算総額を67億7,264万5,000円とするものです。

補正の主なものとしまして、歳入は普通交付税の増額と、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者の支援を目的として交付をされる第6波対応事業者支援交付金の新規計上と基金繰入金金の減額です。

歳出では、全般的に事業が完了した予算の精算によるものが主なものでありますが、国の補正予算に伴い、北城南部地区のほ場整備事業を前倒しして行なうためのほ場整備事業の増額と、新型コロナウイルス感染症の第6波による事業者の売上げ減少の影響を緩和するため、売上げ減少率及び事業規模に応じて支援金を支給するための経費を新たに計上、大雪に伴う除雪稼働時間の増加による除雪委託料など、除雪事業の増額ですので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

次に、令和4年度白馬村予算では、一般会計の予算編成方針として第5次総合計画の基本理念を実現をさせるための事業に取り組むことはもちろんですが、新型コロナウイルス感染症がもたらしめている社会変革をチャンスと捉えて、各種施策に対して前例踏襲することではなく、厳しい取捨選択を行ない、将来性のある村づくりのため、全職員が一丸となって予算編成を行ないました。

具体的な指標といたしましては、長期的な健全財政を堅持をするため、令和4年度も一般財源の枠配分方式を用いて歳出の徹底した圧縮を行ない、健全化判断比率の上昇を食い止めるために地方債の新規発行額は元金償還額以下に抑える方針としました。予算規模は58億7,600万円で、前年度当初予算56億3,600万円と比較すると2億4,000万円、4.3%の増となります。

令和4年度における重点事業は、マイナンバーカードを利用してコンビニエンスストアで住民票と印鑑証明を取得できるようにする事業として600万円余り、先ほどの未満児保育の希望者増加に対応するため、小規模保育事業所を新設する民間企業への支援事業として4,500万円、世界水準を意識した観光地づくりとして地域の中核となる企業の取組を支援するため、令和4年度が最終年度となります地方創生推進交付金事業に1億2,000万円、2019年12月の白馬村気候非常事態宣言と2020年2月のゼロカーボンシティ宣言の理念に基づいて、犬川に小水力発電施設の建設事業に4,700万円余りを計上しております。

歳入の村税は14億3,800万円で、昨年度に比べ2億2,000万円の大幅な増額となりました。固定資産税において、中小事業者等に関わる税額の軽減や評価額が上昇した土地に対する課税標準額の据置きなど、令和3年度に限り実施をした新型コロナウイルス感染症の影響による負担軽減の特例措置が終了したことが主な要因です。

続いて、令和4年度の特別会計等の予算規模であります。国民健康保険事業勘定特別会計は10億1,498万9,000円で、前年比3,890万1,000円の減額、後期高齢者医療特別会計は1億780万円で、前年比224万4,000円の増額となっております。

水道事業会計予算は、収益的収入が3億980万1,000円、収益的支出が2億6,671万2,000円で、資本的収入は4,885万3,000円、資本的支出が1億4,817万6,000円で、不足する9,932万3,000円は損益勘定留保資金などで補填することとしております。

下水道事業会計予算は、収益的収入が4億7,850万6,000円、収益的支出が4億7,850万6,000円で、資本的収入は3億6,224万5,000円、資本的支出が4億7,568万8,000円となり、不足する1億1,344万3,000円は損益勘定留保資金で補填することとしております。

本定例会に提出します案件は、議案21件であります。

議案につきましては、担当課長などに提案理由の説明をさせますので、慎重なご審議を賜りますようお願いを申し上げ、本定例会の開会に当たりましての挨拶といたします。

議長（太田伸子君） これより、発委の審議に入ります。

なお、本定例会の質疑につきましては、会議規則第55条の規定により、1議員1議題につき3回まで、また、会議規則第54条第3項の規定により、自己の意見を述べるできないと定められておりますので申し添えます。

日程第5 発委第1号につきましては、会議規則第39条第2項の規定により委員会付託をせず、

質疑、討論、採決をすることにいたします。

△日程第5 発委第1号 白馬村議会会議規則の一部を改正する規則について

議長（太田伸子君） 日程第5 発委第1号 白馬村議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。第7番太谷修助議会運営委員長。

議会運営委員長（太谷修助君） 発委第1号 白馬村議会会議規則の一部を改正する規則につきましてご説明いたします。

今回の改正は、標準町村議会会議規則の改正に伴い、会議規則の改正を行なうものであります。

2枚目裏面の新旧対照表を御覧ください。

第2条第1項の改正は、議員が活動しやすい環境整備の一環として、議員活動上の諸要因に配慮するため、「事故」のみの規定を「公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助、その他のやむを得ない事由」に改め、同条第2項は、議員が出産を理由に欠席する場合について、母性保護の観点から出産に係わる産前産後の欠席期間の範囲及び事前に欠席届を提出することができる旨規定するものです。

第89条の改正は、議会への請願手続において一律に求めている押印の義務の規定を「署名または記名押印」に改めるものです。

表の改め文にお戻りいただきまして、附則として規則の施行日を公布の日とし、令和3年度から適用するものです。

説明は以上です。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。発委第1号 白馬村議会会議規則の一部を改正する規則についてを原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

議長（太田伸子君） 挙手全員です。よって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

これより議案の審議に入ります。

△日程第6 議案第2号 内山辺地ほか2辺地に係る総合整備計画の策定について

議長（太田伸子君） 日程第6 議案第2号 内山辺地ほか2辺地に係る総合整備計画の策定につい

てを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。吉田参事兼総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） 議案第2号 内山辺地ほか2辺地に係る総合整備計画の策定につきましてご説明いたします。

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

まず、辺地の定義であります。辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第2条において、交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれず、他の地域に比較して住民の生活文化水準が著しく低い山間地、離島などで、住民の数その他について政令で定める要件を該当しているものと定められております。

具体的には、地域の中心を含む5平方キロ以内の面積の中に50人以上の人口を有し、地域の中心から最寄りの駅や医療機関等の距離などを点数で換算した辺地度点数が100点以上の地域が辺地地域となり、白馬村では内山、落倉、野平の3地域、行政区では内山、落倉、立の間、野平、青鬼、通の6地域が辺地地域となります。

次に、辺地総合整備計画ですが、先ほど申し上げました辺地地域の交通条件や生活文化水準の向上のために公共的施設を整備するため作成する財政上の計画であります。

この計画は、同法第3条第4項に定められている県知事との協議、議会の議決を得て総務大臣に提出するものであります。

この計画に基づいて実施する公共的施設の整備については辺地対策事業債の充当が認められ、元利償還に要する経費は、地方交付税の算定に用いる基準財政需要額に算入されることになっております。

今回策定する計画につきましては、令和4年度から令和8年度までの5年間ににおける公共的施設の財政計画となります。ただし、財政計画は予定事業費でありますので、実際の事業化、予算編成時には事業費が変動することがございます。

今回の辺地計画の個別計画について内容をご説明いたします。

まず、1ページの内山辺地についてであります。前回計画に引き続き、観光レクリエーション施設整備事業で、事業費は5か年で2億8,620万円を計画しており、メイン会場の法面や木橋の改修、老朽化に伴うコース内等の施設の改修及び整備などを計画しております。

次に3ページ、落倉辺地ですが、前回計画に引き続き、村道3101号線、通称水芭蕉通りなどの改良事業を計画しております。事業費は5か年で5,000万円を計画しております。

最後に7ページ、野平辺地ですが、青鬼地区は伝統的建造物群保存地区、棚田百選に認定されており、近年は中高年層の観光スポットとしてにぎわっています。今回は、建造物群の中にある土蔵保存事業を観光レクリエーション施設整備事業として計画し、事業費は5か年で500万円を計画

をしております。

説明は以上です。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第7 議案第3号 白馬村八方体育館の指定管理者の指定について

議長（太田伸子君） 日程第7 議案第3号 白馬村八方体育館の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。吉田参事兼総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） 議案第3号 白馬村八方体育館の指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

地方自治法第244条の2第6項及び白馬村公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第6条の規定により、次のとおり議会の議決を求めるものです。

1、公の施設の名称、白馬村八方体育館。2、指定管理者となる団体の所在及び名称、白馬村大字北城5732番地の2、一般財団法人八方振興会理事長丸山米喜。3、指定の期間、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間です。

本施設の指定管理者の候補者であります八方振興会は、これまで白馬村八方体育館の指定管理者として管理を行っており、指定期間終了に伴い再指定をしたいものです。

説明は以上です。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第8 議案第4号 白馬村執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

議長（太田伸子君） 日程第8 議案第4号 白馬村執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。横川教育課長。

教育課長（横川辰彦君） 議案第4号 白馬村執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

今回の条例改正は、別表中に白馬村いじめ問題対策連絡協議会、白馬村いじめ問題調査委員会を追加したいものであります。

議案4枚めくっていただきますと新旧対照表になりますので、そちらのほうを御覧ください。

白馬村再生可能エネルギーに関する基本方針等連絡協議会の下に、白馬村いじめ問題対策連絡協議会、白馬村いじめ問題調査委員会を追加するものです。

両会とも既に設置要綱がつくられ活動しているところですが、根拠法令のいじめ防止対策推進法では、この協議会は条例で設置することになっておりますので、今回改めて条例を改正するものです。

なお、この条例の施行は令和4年4月1日としたいものです。

説明は以上です。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第9 議案第5号 白馬村特別職の職員で非常勤のものの報酬に関する条例の一部を改正する条例について

議長（太田伸子君） 日程第9 議案第5号 白馬村特別職の職員で非常勤のものの報酬に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。横川教育課長。

教育課長（横川辰彦君） 議案第5号 白馬村特別職の職員で非常勤のものの報酬に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

今回の条例改正は、議案第4号による条例改正に伴い、別表中に白馬村いじめ問題対策連絡協議会委員を追加したいものです。

最終面の新旧対照表を御覧ください。

農地利用最適化推進委員の下に、白馬村いじめ問題連絡協議会委員を追加するもので、報酬は他の委員と均衡を取り、日額6,100円、半日額3,800円としたいものです。

なお、白馬村いじめ問題調査委員会委員は、別表のうち、上記非常勤職員のうち専門の知識を有するなど社会通念上、その報酬を考慮すべきと判断される者の項を適用すべきと考え、今回、追加しておりません。

この条例の施行は令和4年4月1日としたいものです。

説明は以上です。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第10 議案第6号 ふるさと白馬村を応援する条例の一部を改正する条例について

議長（太田伸子君） 日程第10 議案第6号 ふるさと白馬村を応援する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。吉田参事兼総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） 議案第6号 ふるさと白馬村を応援する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

新旧対照表で改正内容をご説明いたしますので、最終ページの新旧対照表を御覧ください。

第3条寄附金の指定等、第1項の文末の事業の指定を「ものとする」を「ことができる」に改正し、第5条積立て、第1項では同項第1号を本文に加えることにより文言を整理し、第2項及び第3項を加えるものです。

これは条例に規定する9つの事業についてご寄附を頂いておりますが、それぞれの基金の積立額に差が生じてきており、各事業における健全な執行が図れるよう、第2項では、その積立額が1億円を超える場合は当該事業以外の事業の財源に充てるため、事業の区分を変更することを可能とする規定を加えるものです。

第3項では、ただいま説明いたしました第2項の区分変更を行なうために、寄附者に対してあらかじめ変更できる旨を周知しなければならない規定を加えるものです。

改め文に戻っていただきまして、この条例は令和4年4月1日から施行したいものです。

説明は以上です。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第11 議案第7号 白馬村税条例の一部を改正する条例について

議長（太田伸子君） 日程第11 議案第7号 白馬村税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。田中税務課長。

税務課長（田中克俊君） 議案第7号 白馬村税条例の一部を改正する条例についてご説明をいたします。

本条例は、法人村民税の法人税割の税率につきまして本則を改正いたしますとともに、附則におきまして特例措置を講ずるものでございます。

それでは、新旧対照表でご説明いたしますので、議案の最終ページを御覧ください。

第34条の4で規定いたします法人税割の税率を、現行の「100分の8.4」から標準税率であります「100分の6」に改めるものでございます。

次に、附則におきまして、法人税割の特例規定を新たに設けるものであります。この規定は、本則で規定する税率にかかわらず、令和5年3月31日から令和8年3月30日までの3年間に終了する各事業年度、もしくは各計算期間における法人税割の税率、またはこの期間内に解散もしくは合併により清算する法人の税率を中間税率であります「100分の7.2」とするものであります。

1ページお戻りいただきまして、改正条例の附則を御覧ください。

施行期日として、この条例は公布の日から施行としますが、第34条の4の改正規定は令和5年4月1日から施行といたします。

また、経過措置といたしまして、第34条の4の規定は令和4年4月1日以後に開始する事業年度の法人について適用し、同日前に開始した事業年度の法人の税率につきましては、従前の「100分の8.4」とすることを規定しております。

説明は以上であります。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第12 議案第8号 白馬村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議長（太田伸子君） 日程第12 議案第8号 白馬村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。太田住民課長。

住民課長（太田洋一君） 議案第8号 白馬村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

今回の改正は、全世代型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税について未就学児の被保険者均等割額の5割を軽減するもので、7・5・2割軽減となる低所得者世帯については、それぞれの軽減後の均等割額から5割を軽減するものであります。

そのほか、法律、政令改正に伴う規定の明確化と引用条項の改正の整備及び国保税の納税通知書等の様式を規則で定めるための所要の改正を行なうものであります。

新旧対照表8ページをお開きください。

中ほどからになります。第23条第2項を改めるもので、内容は、6歳に達する日以後の最初の3月31日以前にある被保険者、いわゆる未就学児がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額は、それぞれ各号に定める額を減額して得た額とする、とするものです。

第1号は基礎課税額、いわゆる医療費分として区分されるものですが、被保険者均等割額の未就学児1人の減額する額となります。アは7割軽減後の均等割額から5割を軽減した世帯の場合は

2,385円、イは5割軽減世帯の場合は3,975円、9ページになりますが、ウは2割軽減世帯の場合は6,360円、エは軽減が適用されない世帯の場合は7,950円と定めるものであります。

2号は、後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額の未就学児1人の減額する額となります。第1号と同様に、アは7割軽減世帯の場合は1,995円、イは5割軽減世帯の場合は3,325円、ウは2割軽減世帯の場合は5,320円、エは軽減が適用にならない世帯の場合は6,650円と定めるものであります。

10ページ、第27条は国保税の納税通知書、その他の必要な様式を規則へ記入するための改正で、見出しを含めて改めるものであります。

そのほかの改正につきましては、法律、政令の改正に伴い引用する条項のずれを改める改正及び規定を明確化するための整備等となります。

改め文2ページをお願いいたします。

附則で、この条例の施行日は、未就学児に係る被保険者均等割の軽減に関する改正及び第27条の改正につきましては令和4年4月1日とし、その他の所要の改正は公布の日からとするものであります。

第2項適用区分として、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとなります。

説明は以上です。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第13 議案第9号 白馬村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について

議長（太田伸子君） 日程第13 議案第9号 白馬村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。太田住民課長。

住民課長（太田洋一君） 議案第9号 白馬村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

最終ページの新旧対照表を御覧ください。

今回の改正は、生活雑排水汚泥の収集運搬及び処理に係る経費が上がったことから、手数料額1リットル当たり「23円」を「27円」に改めるものであります。

1ページ前にお戻りいただき、改め文をお願いいたします。

この条例の施行日は令和4年4月1日からとしたいものであります。

説明は以上です。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいまより5分間休憩といたします。

休憩 午前11時07分

再開 午前11時12分

議長（太田伸子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第14 議案第10号 白馬村山小屋条例の一部を改正する条例について

議長（太田伸子君） 日程第14 議案第10号 白馬村山小屋条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。太田観光課長。

観光課長（太田雄介君） 議案第10号 白馬村山小屋条例の一部を改正する条例について説明いたします。

最終ページの新旧対照表を御覧ください。

今回の一部改正は、宿泊料金を規定する第3条に係る別表を改正するもので、宿泊料金の区分を1人1泊の素泊まりのみに改めるものです。

改正前の条例では、1泊2食や1泊朝食、1泊夕食といった区分となっており、宿泊以外のサービスに相当する食事料金を含めた料金を規定していました。これを改正後の条例では、区分は1人1泊の素泊まり料金、つまり宿泊サービスの提供に相当する料金のみとし、その上限額を大人が1万円、小学生が5,000円、小学生未満が3,000円と規定するものです。これにより、食事のサービスと価格設定において自由度が高まることとなりますので、指定管理者の創意工夫を凝らした施設経営を期待することができます。

なお、この条例の施行日は令和4年4月1日にしたいものであります。

説明は以上になります。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第15 議案第11号 白馬村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

議長（太田伸子君） 日程第15 議案第11号 白馬村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。吉田参事兼総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） 議案第11号 白馬村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

この条例の一部改正は、年金制度の機能強化のための国民年金法の一部を改正する法律が公布され、同法附則で消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の一部が改正され、これを踏まえ所要の改正を行なうものです。

最終ページの新旧対照表を御覧ください。

改正内容ですが、第3条第2項ただし書を削るものとなります。

改め文にお戻りをいただき、附則第1項では、この条例の施行日を令和4年4月1日とし、同第2項では、現に担保されている権利については、この条例の施行日以後も従前の例により担保に供することができる経過措置を設けるものであります。

説明は以上です。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第16 議案第12号 令和3年度白馬村一般会計補正予算（第9号）

議長（太田伸子君） 日程第16 議案第12号 令和3年度白馬村一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。吉田参事兼総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） 議案第12号 令和3年度白馬村一般会計補正予算（第9号）につきましてご説明をいたします。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,170万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を6億7,264万5,000円とするものであります。

第2表債務負担行為の補正につきましては、6ページをお開きください。

第2表債務負担行為補正は、まず、石彫公園や北アルプス広域連合施設の敷地に係る馬畔共有地地上権設定敷地借地料ですが、契約により固定資産税評価額の変動に伴う限度額の変更と北アルプス広域連合が行なう旧清掃センター解体撤去工事などの負担金に係る令和3年度マテリアルリサイクル整備事業ですが、工事費の減額に伴う限度額の変更であります。

第3条、地方債の補正につきましては、7ページをお開きください。

第3表地方債補正では、まず、臨時財政対策債は、普通交付税の再算定により5,506万

3,000円が臨時財政対策債償還基金費として交付されることによる限度額の減額です。

庁舎等改良事業、落倉自然園木道改修に係わる観光レクリエーション施設改修事業、道路新設改修事業、スノーハーブのその他施設災害復旧事業は精算による限度額の減額であります。

農業基盤整備事業は、国の補正予算に伴い、北城南部地区のほ場整備事業を前倒しで行なうため限度額を増額、学校施設改修事業も、国の補正予算に伴い、中学校女子トイレの洋式化工事を行なうため限度額を増加するものであります。

10ページ、歳入明細を御覧ください。

主なものについてご説明をさせていただきます。

10款1項1目地方交付税2億831万6,000円の増額は、普通交付税の増額により一般財源の不足額を補うためのものです。

12款1項3目農林業費負担金1,850万円の増額は、先ほどご説明いたしました国の補正予算に伴い、北城南部地区ほ場整備事業の土地改良事業受益者負担金を増額するものです。

13款1項1目総務使用料1,000万円の減額は、新型コロナウイルス感染症の影響によりジャンプ台リフト使用料が減ったことによるものです。

11ページを御覧ください。

14款1項1目民生費国庫負担金832万4,000円の減額は、対象児童数の減少により、児童手当負担金704万6,000円の減額などによるものです。

12ページを御覧ください。

14款2項7目総務費国庫補助金1,261万9,000円の増額は、国の補正予算により新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が追加交付されたため、989万1,000円増額などによるものです。

8目農林業費国庫補助金1,265万円の減額は、犬川小水力発電事業に係る農業用水路等長寿命化・防災減災事業補助金を国庫支出金から県支出金への組替えと、事業精算に伴う減額によるものです。

13ページを御覧ください。

15款2項4目農林水産業費県補助金1,191万7,000円の増額は、先ほどの農業水路等長寿命化・防災減災事業補助金を県支出金への組替えによる1,089万7,000円の増額などによるものです。

10目商工費県補助金6,950万円の増額は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者の支援を目的として交付される第6波対応事業者支援交付金の増額によるものです。

14ページを御覧ください。

3項1目総務費県委託金1,009万1,000円の増額は、新型コロナウイルス感染症の影響に対する補填金として、ジャンプ台管理委託金の増額などによるものです。

17款1項1目一般寄附金1,667万4,000円の増額は、白馬インターナショナルスクール準備財団と白馬スキークラブへのクラウドファンディングによる寄附に伴うものです。

15ページを御覧ください。

18款1項1目財政調整基金繰入金3,000万円の減額と2目減債基金繰入金7,000万円の減額は、普通交付税の増額と各種事業の実施状況などを鑑みて基金の取崩しを抑えるものです。

20款5項1目雑入6万8,000円の増額は、主に雪害によるウイング21屋根修繕費に係る損害保険料137万5,000円の増額などによるものです。

16ページ、21款1項村債に関しましては、先ほど第3条地方債補正で説明をいただいたとおりであります。

17ページ、歳出明細を御覧ください。

全般的に人件費や事業が完了した予算の精算によるものが主なものであります。

1款1項1目議会事務事業10万2,000円の増額は、議会全員協議会室のマイク購入費35万2,000円の増額などによるものです。

18ページ、2款1項5目姉妹都市提携事業453万7,000円の減額は、新型コロナウイルス感染症の影響により、姉妹都市交流などの中止による減額です。

少し飛びまして、20ページを御覧ください。

2款3項1目戸籍住民基本台帳事業209万6,000円の増額は、デジタル社会形成整備法により住民基本台帳法が改正され、それに伴うシステム整備に対応するための社会保障・税番号制度システム整備委託料272万8,000円増額などによるものです。

少し飛びまして、23ページを御覧ください。

3款1項4目社会福祉施設事業962万2,000円の減額は、佐野地区高齢者支え合いセンター建築取下げによるものです。

24ページ、6目住民国保事業874万円の減額は、国民健康保険保険基盤安定負担金の再算定による繰出金の減額です。

25ページ、2項1目児童手当等給付事業1,348万2,000円の減額は、事業完了による児童手当965万円減額などによるものです。

26ページから27ページにかけてまして、3目しろま保育園運営事業610万円の減額は、会計年度任用職員の予定人員を確保できなかったことによる人件費の減額です。

27ページ、4款1項1目合併処理浄化槽整備事業356万1,000円の減額は、補助件数の決定による減額です。

28ページ、4目母子保健事業244万1,000円の減額は、事業終了による減額です。

29ページ、5款1項3目農業振興事業300万円の減額は、取組事業者なしのため、経営体育成支援事業費補助金の減額によるものです。同じく、農地集積協力金交付事業266万

5,000円の増額は、北城南部地区ほ場整備対象農地において、第3・第4工区の機構集積が実施されたため、これに対する地元実行委員会への協力金の交付です。同じく青年就農給付金交付事業300万円の増額は、事業計画の変更により、交付対象者2名の追加採択によるものです。

30ページ、4目ほ場整備事業2,533万8,000円の増額は、先ほど説明をいたしました国の補正予算に伴い、北城南部地区のほ場整備事業を前倒しで行なうためのものです。同じく犬川用水電動ゲート設置小水力発電事業254万円の減額は、業務に伴う入札差金分の減額になります。

少し飛びまして、32ページを御覧ください。

6款1項2目平地観光施設管理事業326万円の減額は、先ほど地方債の補正でも説明をいたしました事業完了による落倉自然園木道改修工事費の減額です。

33ページ、2項1目新型コロナウイルス感染対策事業7,250万円の増額は、新型コロナウイルス感染症の第6波による事業者の売上げ減少の影響を緩和するため、売上減少率及び事業規模に応じて支援金を支給するものです。

33ページから34ページにかけて、7款2項2目除雪事業1億1,380万円の増額は、地区や除雪請負事業者と十分調整しているわけですが、大雪に伴う除雪稼働時間の増加による除雪委託料の増額、燃料費の高騰による燃料費、関連する光熱水費の増額によるものです。

少し飛びまして、36ページを御覧ください。

9款1項2目学校環境整備事業481万6,000円の増額は、先ほど説明をいたしました国の補正予算に伴い、中学校女子トイレの洋式化工事を行なうためのものです。

少し飛びまして38ページを御覧ください。

5項2目ウイング21維持管理事業749万1,000円の増額は、主に温水ヒーター凍結による漏水被害などに係る修繕費552万8,000円増額などによるものです。

少し飛びまして、40ページを御覧ください。

12款1項3目ふるさと納税基金事業1,892万9,000円の減額は、ふるさと納税の返礼品などの増加に伴う特定財源への付け替えにより基金積立金を減額するものです。

説明は以上です。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第17 議案第13号 令和3年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）

議長（太田伸子君） 日程第17 議案第13号 令和3年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。太田住民課長。

住民課長（太田洋一君） 議案第13号 令和3年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

第1条として、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ874万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を10億6,506万円とするものであります。

5ページの歳入明細をお開きください。

5款1項1目一般会計繰入金874万1,000円の減額は、保険基盤安定事業の確定に伴い、一般会計からの繰入金が増えたことによるものです。

6ページの歳出明細を御覧ください。

2款8項1目傷病手当金60万円の増額は、新型コロナウイルスに感染し、労務に服することができず、給与等の支払いが受けられなかった方からの傷病手当申請件数の増加が見込まれることから増額するものであります。

3款1項1目被保険者医療給付費分943万円の減額は、歳入で説明した一般会計からの保険基盤安定繰入金分の減額と、先ほど説明いたしました傷病手当金及び7ページ一番下の6款2項1目国庫補助金返還金8万9,000円の増額による予算の組替えを行なうものであります。

なお、国庫補助金返還金の増額は、令和2年度の新型コロナウイルスに係る災害臨時特例補助金の精算により返還が生じたことによるものであります。

6ページに戻りまして、4款1項1目特定健康診査等事業42万円の減額及び7ページ、2項1目疾病予防費、人間ドック補助金80万円の減額は、年度末を見込んでの減額及びその下の6款1項3目償還金122万円の増額による予算の組替えを行なうもので、償還金の増額は令和2年度普通交付金に係る第三者行為等の追加により返還が生じたことによるものであります。

説明は以上です。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第18 議案第14号 令和3年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議長（太田伸子君） 日程第18 議案第14号 令和3年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。太田住民課長。

住民課長（太田洋一君） 議案第14号 令和3年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

第1条として、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ242万5,000円を減額し、歳

入歳出予算の総額を1億313万1,000円とするものです。

5ページの歳入明細を御覧ください。

1款1項1目後期高齢者医療保険料242万円の減額は、長野県後期高齢者医療広域連合からの算出により当初予算に計上しますが、年度末を見込む中で特別徴収保険料と過年度普通徴収保険料について減が見込まれることによるものであります。

3款1項1目一般会計繰入金は、後期高齢者医療特別会計へ繰り出される事務費として一般会計繰入金が31万円の減額、保険基盤安定繰入金1万6,000円の減額は、金額確定による減額であります。

4款1項1目繰越金は、金額の確定により32万1,000円を増額するものであります。

6ページの歳出明細を御覧ください。

1款1項2目保健事業費、人間ドック補助金1万1,000円の増額、2款1項1目広域連合負担金は243万6,000円の減額。歳入で説明いたしました保険料収入の減と保険基盤安定繰入金の減によるものであります。

説明は以上です。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第19 議案第15号 令和3年度白馬村水道事業会計補正予算（第2号）

議長（太田伸子君） 日程第19 議案第15号 令和3年度白馬村水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。関口上下水道課長。

上下水道課長（関口久人君） 議案第15号 令和3年度白馬村水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

第2条として収益的収入及び支出の予定額を補正するもので、収入は1款水道事業収益に140万円追加し、3億1,147万9,000円とし、支出では1款水道事業費用を240万円減額し、2億5,556万4,000円とするものです。

内訳としては、1枚おめぐりください。

収入の1款1項1目給水収益、水道使用料を100万円減額し、3目その他営業収益、収益的加入分担金を240万円増額するものです。

収益的支出の主なものは、1款3項過年度損益修正損を220万円減額するものでございます。

説明は以上です。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第20 議案第16号 令和3年度白馬村下水道事業会計補正予算(第2号)

議長(太田伸子君) 日程第20 議案第16号 令和3年度白馬村下水道事業会計補正予算(第2号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。関口上下水道課長。

上下水道課長(関口久人君) 議案第16号 令和3年度白馬村下水道事業会計補正予算(第2号)についてご説明いたします。

第2条として、収益的収入の1款下水道事業収益に649万9,000円を追加し、5億2,183万2,000円とし、支出の1款下水道事業費用を931万5,000円減額し、5億5,660万9,000円とし、3条として、予算第4条本文括弧書き資本的収入が資本的支出に対して不足する額を1億2,231万4,000円に改め、1款資本的収入1,647万3,000円を減額し、3億3,217万7,000円とし、支出では1款資本的支出737万4,000円を減額し、4億5,449万1,000円とするものです。

次のページ、1ページを御覧ください。

収益的収入は、1款1項1目下水道使用料を470万円減額し、2項1目補助金は、一般会計補助金1,250万円の増額は予算の組替えが主なものです。

収益的支出では、1款1項4目減価償却費938万6,000円を減額するものです。

2ページを御覧ください。

資本的収入の主なものは、1款2項補助金、一般会計補助金を1,250万円の組替えによる減額と、区域外流入分担金の実績や県補償金等の精算に係るもの、資本的支出は、建設改良に係る精算分の減額でございます。

説明は以上です。

議長(太田伸子君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第2号から議案第16号までは、お手元に配付してあります令和4年第1回白馬村定例会常任委員会等付託書のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 異議なしと認めます。よって、議案第2号から議案第16号までは常任委員会

等付託書のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

△日程第21 議案第17号 令和4年度白馬村一般会計予算

議長（太田伸子君） 日程第21 議案第17号 令和4年度白馬村一般会計予算を議題といたします。

提案の理由を求めます。吉田参事兼総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） 議案第17号 令和4年度白馬村一般会計予算につきましてご説明いたします。

私からは歳入と議会、監査及び総務課所管の歳出につきまして、その概要を説明し、その他の歳出につきましては担当課長が順次説明いたしますのでよろしく願いいたします。

それでは、一般会計予算書2ページを御覧ください。

第1条、令和4年度白馬村一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ58億7,600万円と定めるものであります。

第2条、債務負担行為の期間及び限度額につきましては、10ページをお開きください。

第2表債務負担行為として、まず、長年の懸案事項である庁舎の空調設備設置等事業ですが、債務負担の期間は令和16年度まで、限度額は2億3,760万円であります。

次に、北アルプス広域連合が行なった白馬リサイクルプラザ建設に係る令和4年度マテリアルリサイクル整備事業ですが、債務負担の期間は令和14年度まで、限度額は2,468万2,000円であります。

第3条、地方債の目的等につきましても、10ページを御覧ください。

第3表になりますが、交付税の不足を補うための臨時財政対策債を7,000万円、以下、各種の事業になりますが、庁舎等改修事業として庁舎の屋根改修工事に1,560万円、観光レクリエーション施設改修事業として辺地対策事業債を活用したスノーハープのメイン会場の法面改修に伴う測量設計委託に410万円、農林業整備事業としては場整備事業、小水力発電事業、農業用水路蓋設置工事、林道細野線の落石防止柵補修工事の計3,240万円、道路新設改良事業に1億4,940万円、除雪機械更新事業に740万円、学校教育施設改修事業として公共施設等適正管理推進事業債を活用した学校環境整備事業に510万円、合計2億8,400万円の借入を予定しております。起債の方法につきましては、証書借入れまたは証券発行で、利率3.5%以内となります。

2ページに戻りまして、第4条、一時借入金の借入れの最高額は15億円としております。

続いて、13ページからの歳入明細を御覧ください。

13ページから14ページにかけて、歳入の24.5%を占める1款村税は14億3,845万8,000円で、内訳は村民税が4億2,116万6,000円、固定資産税が8億9,373万1,000円、軽自動車税が3,545万5,000円、村たばこ税が6,000万円、入湯税が

2,810万6,000円で、特に固定資産税が前年度と比べると1億9,583万3,000円の大幅な増額で見込んでおります。

15ページ、2款地方譲与税7,470万9,000円も、県の収入見込み額や過去の実績から、前年度と比べると453万9,000円増額で見込んでおります。

16ページ、7款地方消費税交付金2億2,600万円も、県の収入見込み額や過去の実績、消費税率10%の影響から、前年度と比べると3,600万円増額で見込んでおります。

17ページ、9款地方特例交付金のうち、新型コロナウイルス感染対策地方税減収補填特別交付金が令和3年度課税の1年分限り対象となるため、前年度と比べると1億9,640万4,000円の大幅な減額となっています。

18ページ、歳入の35.6%を占める10款地方交付税20億9,600万円は、普通交付税は国の地方財政計画や過去の実績から、特別交付税は地方創生推進交付金事業や特殊事情なども踏まえ、合わせて3億7,900万円の大幅な増額を見込んでおります。

18ページから19ページ、12款分担金及び負担金8,497万9,000円は、1項1目民生費負担金の保育所保育料負担金が121万2,000円増額となっていますが、3目農林業費負担金の白馬村土地改良区負担金が337万7,000円減額、土地改良事業受益者負担金が1,225万円減額などにより1,558万9,000円の減額です。

20ページから21ページにかけまして、13款使用料及び手数料6,163万5,000円は、1項1目総務使用料のケーブルテレビ白馬IRU契約利用料が50万円増額となっていますが、観光使用料がナイトシャトルバスを利用する外国人観光客の来訪の見通しが立たないため、シャトルバス利用料400万円減額などにより370万6,000円の減額です。

21ページ、14款国庫支出金1項国庫負担金1億6,862万8,000円は、1目民生費国庫負担金の障害者自立支援給付負担金が149万円の増額などにより128万9,000円の増額です。

22ページから23ページにかけまして、2項国庫補助金3億8,983万4,000円は、1目民生費国庫補助金に、待機児童の解消を図るため、新たに保育所等整備交付金を4,000万円計上、3目土木費国庫補助金の防災安全交付金9,458万8,000円増額、6目総務費国庫補助金の非課税世帯等臨時給付金給付事業1,000万円増額、7目農林業費国庫補助金の犬川小水力発電事業に係る農業水路等長寿命化・防災減災事業補助金1,320万円増額などにより1億1,155万2,000円の増額です。

23ページ、3項国庫委託金2,166万3,000円は、1目総務費国庫委託金のナショナルトレーニングセンター委託金213万9,000円の増額などにより224万3,000円の増額です。

23ページから24ページにかけまして、15款県支出金1項県負担金は1億1,106万7,000円で、1目民生費県負担金の国民健康保険保険基盤安定負担金478万9,000円の減

額などにより36万7,000円の減額です。

24ページから26ページにかけて、2項県補助金は1億3,530万9,000円で、1目総務費県補助金の地域発元気づくり事業補助金517万5,000円増額、4目農林水産業費県補助金の犬川小水力発電事業に係る農業水路等長寿命化・防災減災事業補助金336万円増額、同じく、新たに水田麦・大豆産地生産性向上事業補助金600万円計上などにより132万2,000円の増額です。

26ページから27ページにかけて、3項県委託金は7,530万5,000円で、1目総務費県委託金にジャンプ台管理委託金の減額などにより198万8,000円の減額です。

27ページから28ページにかけて、16款財産収入の1項財産運用収入は1,641万6,000円で、1目財産貸付収入の指定管理対象施設貸付収入120万円の増額などにより100万7,000円の増額です。

28ページ、17款寄附金は1億5,305万2,000円で、主なものはふるさと白馬村を応援する寄附金1億5,000万円です。前年度にありましたふるさと白馬人づくり寄附金300万円は令和4年度はないため、204万7,000円の減額となっています。

29ページから31ページにかけて、18款繰入金は3億4,383万2,000円で、1目減債基金繰入金では給食センター建設に係る村債、新防災情報配信システムに係る村債、ごみ処理広域化のための施設整備に係る村債など、元利償還が始まることによって公債元金事業が4,850万6,000円増額しておりますので、その特定財源とするため4,800万円、ただし、前年度と比べると減債基金繰入金は200万円の減額となっております。白馬村を応援していただいた皆様の期待に沿えるよう有効に活用させていただくため、ふるさと白馬村を応援する基金からは、令和5年度以降のさらなる行財政運営の健全化を考えて2,567万7,000円減額し、2億7,301万1,000円となっております。

31ページに移りまして、鹿島荘改築事業のための北アルプス広域連合負担金などに福祉基金から648万円、中小企業融資利子補給補助金に中小企業融資利子補給基金から1,193万4,000円の繰入れなどを予定しております。

財政調整基金は、令和4年度においては5年ぶりに当初から繰入れ計上せずに予算編成をいたしました。その結果、財政調整繰入金は1億2,800万円の大幅な減額となっています。

19款繰越金は3,600万円です。

32ページから34ページにかけて、20款諸収入全体では1億3,311万2,000円で、主なものは1項延滞金加算金及び過料に村税延滞金等304万円。3項貸付金元利収入に白馬村商工振興資金預託金回収金2,000万円、4項受託事業収入に介護保険地域支援事業受託金3,883万1,000円、34ページに移りまして、高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施事業に関する長野県後期高齢者医療広域連合補助金523万8,000円、二酸化炭素排出抑

制対策のためのEVシェアリング事業補助金500万円などです。

35ページ、村債の内容は、先ほど地方債で説明したとおりでございます。

続いて、36ページからの歳出明細を御覧ください。

1款議会費7,380万9,000円は、議員12名の報酬手当、職員2名の人件費などを計上しております。

37ページ、2款1項1目一般管理事業2億5,294万8,000円は、特別職2名、総務課及び会計室職員14名、会計年度任用職員9名分の人件費などを計上しております。

少し飛びまして、40ページ、2目財産管理事業6,044万6,000円は、庁舎等の維持管理費が主なものであります。今年度も庁舎屋上等屋根の改修などに庁舎改修修繕工事費2,090万円を計上しております。

41ページ、3目交通安全対策事業48万円は、白馬村交通安全協会への補助金、42ページ、4目防犯対策事業40万円は、白馬村防犯協会への補助金、5目姉妹都市提携事業470万3,000円は、静岡県河津町、和歌山県太地町などとの姉妹提携交流費であります。

42ページから46ページにかけて、6目企画費2億9,907万6,000円の主なものは、企画一般事業の北アルプス広域経常費負担金1,406万8,000円、白馬インターナショナルスクール準備財団と白馬スキークラブへの協働のまちづくり推進補助金2,665万円、43ページ、コミュニティ推進事業の各地区に対する地域づくり事業等補助金540万円、43ページから44ページ、ケーブルテレビ白馬管理運営事業の主なものは、電柱添架使用料等711万8,000円、続きまして、44ページ、ふるさと納税事業7,550万9,000円の主なものは、返礼品業務委託料6,549万4,000円です。

45ページから46ページ、移住交流集落支援事業は、地域おこし協力隊及び集落支援員の報酬や補助金、ふるさと人材奨学金返還補助金など1,846万5,000円を計上しております。

46ページ、非課税世帯等臨時給付金事業1,005万円は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、住民税非課税世帯と家計急変世帯を支援するための経費です。

47ページ、8目電算事業7,826万5,000円の主なものは、電算総合行政情報システム委託料1,327万5,000円、行政手続オンライン化に伴うシステム改修委託料1,030万7,000円、平成29年度に実施をしたセキュリティ強化事業から5年が経過し、システムライセンスなどを更新するための委託料3,457万1,000円、北アルプス広域連合への共同化システム負担金1,170万円です。

47ページから48ページ、9目地球温暖化対策事業634万3,000円の主なものは、二酸化炭素排出抑制対策事業委託料500万円などであります。

少し飛びまして、52ページ、4項選挙費であります。1目選挙管理委員会事業は選挙管理委員会委員の報酬、研修旅費及び郡選挙管理委員会連合会への負担金などで30万5,000円、

52ページ、2目明正選挙推進事業10万円は、明正選挙推進委員の報酬です。

52ページから53ページ、3目参議院議員選挙事業681万8,000円は、令和4年夏に執行予定の参議院議員通常選挙の経費です。

53ページから54ページ、4目村長選挙事業388万8,000円は、令和4年7月執行予定の任期満了に伴う村長選挙執行に係る経費です。

54ページから55ページ、5目長野県知事選挙事業666万9,000円は、令和4年8月執行予定の任期満了に伴う長野県知事選挙執行に係る経費です。

55ページから56ページ、5項1目統計調査総務費24万1,000円は、統計調査総務事業、就業構造基本調査などの経費であります。

56ページ、6項1目監査事業61万1,000円は、監査員の報酬、研修旅費及び県協議会への負担金などであります。

飛びまして、106ページから107ページ、8款1項1目非常備消防事業3,446万3,000円は、消防団員の報酬、公務災害補償の掛金、退職報償金などあります。

107ページ、2目常備消防事業は、北アルプス広域連合への負担金などで1億5,714万円、3目消防施設管理事業は、消火栓設置工事費やその他、管理負担金などで451万円、107ページから108ページ、4目防災事業は、新防災情報配信システムの保守委託料などで980万3,000円を計上しております。

飛びまして、128ページ、11款公債費7億5,944万6,000円は、長期債償還の元金及び利子、一時借入金の利子であります。

129ページから131ページは、12款1項基金費1億1,195万3,000円、財政調整基金利子及び減債基金利子、ふるさと白馬村を応援する寄附金に基づく積立金、地域情報化施設基金への積立金、ふるさと白馬人づくり基金利子に基づく積立金であります。

131ページ、13款予備費といたしまして200万円を計上しております。

132ページから140ページにつきましては給与費明細書となります。

141ページにつきましては債務負担行為に関する調書であり、御覧いただくことで説明は省略をさせていただきます。

142ページは地方債に関する調書ですが、令和2年度末現在高から令和3年度末、令和4年度末と着実に減少し、2年度末と4年度末を比べると約7億5,000万円、10%ほど現在高は減少する見込みであります。

以上で、私からの説明を終わります。

議長（太田伸子君） ただいまから午後1時まで休憩といたします。

休憩 午後 0時05分

再開 午後 1時00分

議長（太田伸子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、長澤会計室長。

会計管理者会計室長（長澤秀美君） それでは、会計室関係につきましてご説明をいたします。

予算書は46ページになります。

2款1項7目会計管理費は407万6,000円です。主な内容につきましては、口座振替手数料が108万3,000円、大北農協役場出張所の負担金が80万円となっております。

会計室関係は以上です。

議長（太田伸子君） 次に、田中税務課長。

税務課長（田中克俊君） それでは、税務課所管事項につきましてご説明をいたします。

予算書は、48ページをお願いします。

下段でございますが、2款総務費2項徴税費1目税務総務費7,072万5,000円は、一般職員10名と会計年度任用職員1名の人件費が主なものでございます。なお、一般職員には、長野県地方税滞納整理機構へ派遣する職員1名の人件費も含んでおります。

49ページ、2目賦課徴収費4,540万3,000円のうち、賦課徴収事業4,176万3,000円の主な内容ですが、会計年度任用職員報酬186万6,000円は、課税準備、申告相談、外国人対応に従事するパートタイム会計年度任用職員の報酬。賦課収納業務電算委託料1,776万2,000円は、各税目の賦課及び徴収のための電算処理の委託料でございます。この中には、令和5年1月からサービスを開始いたします軽自動車ワンストップサービスとJNK S対応システム、令和5年度から運用する地方税共通納税システムの税目追加と地方税統一QRコードの導入に関する委託料も含んでおります。

おめくりいただきまして、50ページ、地番図更新等作成委託料518万1,000円は、庁内で活用いたしますGISシステムの地番図情報を更新するための委託料で、登記履歴システムに関する業務も含んでおります。土地評価替え業務委託料257万5,000円は、令和6年度土地評価替えのための不動産鑑定委託料、家屋評価システム導入委託料242万円は、家屋評価の精度向上のために新たに導入するシステム構築の委託料、納税システム使用料等218万7,000円は、口座振替、コンビニ収納等の各システムの利用料のほか、GISと連携した固定資産税システムのライセンス料でございます。

次に、債権回収事業364万円の主な内容ですが、長野県地方税滞納整備機構負担金189万7,000円は、18件の滞納案件を移管するために滞納整理機構の規約に基づいて算出した負担金を計上してございます。裁判所予納金100万5,000円は、相続人不存在土地等の処分に関して相続財産管理人選任の申立てに係る費用で1件分を計上しております。

税務課の関係につきましては、以上でございます。

議長（太田伸子君） 次に、太田住民課長。

住民課長（太田洋一君） 住民課関係についてご説明いたします。

予算書51ページをお開きください。

2款3項1目戸籍住民基本台帳費3,563万4,000円は、職員2名分の人件費のほか、住基電算委託料694万9,000円のうち583万円は、コンビニ交付システム構築に係る委託料が含まれております。そのほかコンビニ交付に係る費用としてシステム確認試験のための普通旅費1万8,000円、システム使用料等181万円のうち、コンビニ交付システム等の使用料として35万8,000円、一番下のJ-LIS運営負担金は地方公共団体情報システム機構への負担金として5万8,000円を計上しております。そのほか、中ほどの戸籍電算委託料827万2,000円は、戸籍法の一部改正によりシステム改修が必要なため、前年度より670万円余りの増額となっております。

飛びまして、67ページをお願いいたします。

3款1項6目住民総務費2億4,177万9,000円で、説明欄、住民総務事業1,984万円1,000円は、職員3名分の人件費のほか、人権擁護や保護司活動などの経費が主なものであります。

68ページ、上から3つ目の住民国保事業1億490万8,000円は、国民健康保険事業勘定特別会計への繰出金です。

その2つ下の後期高齢者医療事業1億1,703万円は、高齢者の保健事業と介護予防等の一体的事業を実施する費用として、会計年度任用職員報酬は職員1名分の人件費、消耗品、通信運搬費、一体的事業委託料57万2,000円を含む991万2,000円が経常事業費となり、特定財源として長野県後期高齢者医療広域連合からの補助金523万8,000円を計上しております。

18節療養給付費負担金757万8,000円と長野県後期高齢者医療広域連合負担金392万6,000円は、長野県後期高齢者医療広域連合の試算により計上をしております。後期高齢者医療特別会計繰出金として2,736万4,000円を計上しております。

7目福祉医療費4,220万3,000円は、18歳までの子供、独り親家庭、重度心身障がい者への医療給付費が主なものであります。

少し飛びまして、76ページをお願いします。

3款3項1目年金総務費476万1,000円は、職員1名分の人件費が主なものであります。

4款1項1目環境衛生費5,423万6,000円は、説明欄、環境衛生事業3,074万8,000円の主なものは、職員3名分の人件費のほか、77ページになりますが、雑排水収集処理委託料317万1,000円、北アルプス広域葬祭場の運営負担金として413万3,000円です。狂犬病予防対策事業は17万2,000円です。公衆トイレ管理事業789万8,000円は、村内16施設の公衆トイレの維持管理に要する費用で、光熱水費、トイレ管理委託料等を計上しております。

飛びまして、82ページをお願いいたします。

4款2項1目塵芥処理費1億7,282万8,000円で、主なものは11節一般廃棄物処理手数料840万円は、大町市が所有する最終処分場へのガラス、陶器くずの埋立費用、12節塵芥処理委託料4,168万7,000円は、地区集積場、粗大ごみ集積場からのごみ収集運搬処分等に要する費用。

83ページ、石彫復旧移設工事費255万円は、白馬リサイクルセンター建設に伴い仮移設した石彫を、ふれあいの柱に本設置するための工事費となります。北アルプス広域連合負担金1億972万2,000円は、ごみ処理広域化に伴う広域連合施設の運転維持管理及び施設整備に係る費用の負担金となります。生ごみ処理機購入補助金は、前年比31万円を増額し、80万円を計上いたしました。

2目し尿処理費6,733万6,000円は、クリーンコスモ姫川の維持管理に係る白馬山麓事務組合負担金で、前年比2,157万円の減額となりました。

住民課関係は以上です。

議長（太田伸子君） 次に、関口上下水道課長。

上下水道課長（関口久人君） 続きまして、上下水道課関係についてご説明をいたします。

78ページをお開きください。

4款1項1目環境衛生費、合併処理浄化槽整備事業でございます。下水道処理区域外に設置されます合併処理浄化槽に対する補助金として1,531万8,000円を計上し、設置件数は38件を見込んでおります。

また、続きましては小規模水道の関係でございますが、青鬼、通といった集落の小規模水道の維持管理事業としまして修繕費を見込んでおります。

上下水道課関係は以上です。

議長（太田伸子君） 次に、松澤健康福祉課長。

健康福祉課長（松澤孝行君） 健康福祉課関係につきましては、60ページ下段からになります。

3款1項1目社会福祉総務費の本年度予算額5,751万9,000円は、職員4名分の人件費と民生児童委員会22名に係る謝礼や活動委託料、次ページ、白馬村社会福祉協議会の運営補助金2,122万6,000円などでございます。

次に、2目老人福祉費は予算額4,983万7,000円です。説明欄を御覧ください。老人福祉事業は2,172万7,000円で、主な支出内容は、中ほど、老人福祉施設措置費の1,977万8,000円で、ここ2年、コロナ禍で開催できていませんが、報償金など敬老会の開催経費についてもこちらに計上してございます。

次に、介護予防・地域支え合い事業1,228万8,000円は、高齢者などの配食サービス事業委託料や、次ページ、お願いします、温泉施設利用高齢者等助成金200万などで、高齢者の在宅

生活を支援するための予算をこちらに計上してございます。

次に、乗合タクシー運行事業1,395万2,000円は、乗合タクシー運行に要する経費としてタクシー会社への委託料などを計上してあります。

63ページ、権利擁護事業は、北アルプス成年後見支援センターの運営負担金112万3,000円が主なもので、次の高齢者移動支援事業60万円は、4月以降に新型コロナワクチンを接種する65歳以上の方の接種会場までの往復のタクシー代でございます。

続いて、3目障害者福祉費は予算額1億5,040万円で、利用者数、利用回数等の増加により、前年度比521万2,000円の増で予算計上となりました。

心身障害者福祉事業1億4,241万4,000円は、障がい者の自立した生活を支えるための各種給付を行なうもので、64ページをお願いします、自立支援給付費1億1,188万円、児童福祉給付費2,207万円などが主な内容でございます。

次に、地域生活支援事業798万6,000円は、障がい者の地域生活を支えるサービス、用具の給付等を行なうもので、主なものは障がい者自立支援センターの運営負担金、次ページの日常生活用具給付費、日中一時支援事業給付費などでございます。

続いて、4目社会福祉施設費1,210万3,000円は、保健福祉ふれあいセンター維持管理事業642万6,000円と社会福祉施設事業567万7,000円は、養護老人ホーム鹿島荘改築等に係る北アルプス広域連合への負担金でございます。

66ページをお願いします。

5目介護保険費は予算額2億602万5,000円で、説明欄、介護保険事業1億6,326万8,000円は、北アルプス広域連合への負担金などでございます。

続きまして、地域包括支援センター地域支援事業は4,275万7,000円で、職員1名、会計年度任用職員3名の人件費のほか、67ページを御覧ください、介護予防・日常生活支援総合事業委託料779万9,000円は、通所サービスC型の委託料ですとか、一般介護予防事業の委託料が主なもので、そのほか社会福祉協議会負担金1,500万8,000円は、地域包括支援センター勤務の社会福祉士、主任ケアマネ各1名の人件費の負担金でございます。

続きまして、少し飛びますが、78ページをお願いします。

4款1項2目保健予防費は予算額5,338万7,000円で、保健予防事業5,277万3,000円には職員2名と新型コロナワクチン接種に係る会計年度任用職員3名分の人件費を計上してあるほか、主なものではワクチンの集団接種に係る医師等の謝礼740万円や、79ページ中ほどにございます健診等委託料2,865万2,000円は、胃がん検診など各種住民健診に係る委託料で、高齢者のインフルエンザ予防接種委託料ですとか、コロナワクチン個別接種の委託料なども含まれております。

80ページをお願いします。

3目医療対策費は830万円の予算です。内訳は、病院輪番群制の運営等に係る北アルプス広域連合への負担金569万7,000円を含みます医療対策事業の630万円とスキー傷害診療事業が200万円でございます。

健康福祉課関係の説明は以上です。

議長（太田伸子君） 次に、田中農政課長。

農政課長（田中洋介君） 農政課関係についてご説明いたします。

84ページをお開きください。

5款1項1目農業委員会費1,214万8,000円は、農業委員12名、農地利用最適化推進委員1名、計13名分の報酬249万2,000円、職員1名分及び会計年度任用職員1名分の人件費、農家台帳システム使用料83万2,000円、北安曇地区農業委員会協議会負担金、農業者年金の受託事業が主なものとなります。

85ページにかけた2目農業総務費4,083万2,000円は、職員6名分の人件費と農協派遣職員の人件費及び農業推進協議会等への負担金が主なものです。

3目農業振興費は4,203万7,000円です。農業振興事業の2,281万2,000円の内訳は、会計年度任用職員2名分の人件費、86ページをお開きください。農業体験実習館バリアフリー化工事148万2,000円、白馬村農業再生協議会への経営所得安定対策等推進事業への補助金402万7,000円、認定農業者に対する農業機械等購入支援金補助の250万円、収入保険負担金40万円、有機JAS認定経費負担金10万円、水田麦・大豆産地生産性向上事業補助金の600万円が主なものとなります。産地づくり対策事業ですが145万1,000円で、水稻病害虫防除への補助金と産地づくり対策の負担金が主なものとなります。

87ページにかけました中山間地域等直接支払事業876万6,000円は、農業生産条件が不利な6団体へ交付するものでございます。環境保全型農業直接支払事業50万円は、環境保全に効果の高い営農活動に対しての支援となります。特産品事業100万7,000円は、高収益作物の白ネギ試験ほ場の栽培委託、農産物の販売促進等を図るものとなります。青年就農等給付金交付事業ですが750万円、新規就農者への初期段階での支援で、対象者は5名を見込んでおります。

次に、4目農地費ですが、1億5,129万9,000円です。多面的機能支払交付金事業3,400万9,000円は、農業の多面的機能維持の地域活動や営農活動を支援するため、活動組織に交付します。

88ページを御覧ください。

村単土地改良事業1,294万4,000円は、会計年度任用職員1名の人件費、松川予備取水口維持管理に関する委託313万1,000円、地区要望等の改良工事250万円、農業集落排水事業特別会計への繰出金298万円が主なものとなっております。奈良井湿原保全事業120万

8,000円は、奈良井エリアの環境保全のための草刈り委託が主な内容です。

89ページ、御覧ください。

ほ場整備事業5,496万6,000円は、北城北部地区の実施計画換地等の調整業務委託料1,950万円、北城南部地区の農業用水路蓋設置工事866万6,000円、北城南部地区に係る負担金2,660万円であり、令和4年度は3工区、4工区の工事を行ないます。地域用水機能増進事業56万2,000円は、木流川施設の維持管理が主な内容となっております。犬川用水電動ゲート小水力発電事業は、工事費4,700万円で、工事期間は令和5年度までを見込んでおります。

2項1目林業振興費ですが、1,899万4,000円です。林業振興、林道補修事業で278万7,000円は、90ページになりますが、林道細野線の落石防止工事の194万7,000円が主なものとなります。森林整備事業196万5,000円ですが、緩衝帯整備等の森林づくり推進支援事業の委託料、間伐に係わるかさ上げの補助金となります。森のエネルギー推進事業はペレットストーブ購入補助で3台を見込んでおります。有害鳥獣対策事業643万1,000円ですが、実施隊員への報酬、捕獲の報償費、わな用トレイルカメラの通信費のほか、駆除委託料312万6,000円、91ページ御覧ください。駆除従事者への補助金46万5,000円、個人向けの電気柵購入補助金60万円、組織的に取り組む協議会等への負担金74万2,000円が主なものとなります。森林経営管理制度推進事業751万1,000円ですが、ナラ枯れ被害木の処理委託料231万6,000円、農業体験実習館への木質バイオマス暖房機設置工事231万2,000円、広域連携による森林専門員配置のための負担金110万6,000円、まきストーブの購入補助は3台を予定しております。

92ページ、御覧ください。

3項1目地籍調査事業1,688万7,000円ですが、職員2名分の人件費のほか、数値測量業務の委託380万円、OA機器借り上げ88万4,000円が主なものでして、北城24区の八方地区を継続調査する予定です。

農政課関係は以上です。

議長（太田伸子君） 次に、太田観光課長。

観光課長（太田雄介君） それでは、観光課関係について説明してまいります。

予算書は92ページ下段からになります。

6款1項1目観光総務費は3,576万円です。説明欄を御覧ください。92ページから93ページにかけて、観光総務事業3,275万9,000円は、一般職職員4名、会計年度任用職員2名の人件費のほか、白馬の夏祭り協賛金や八方駐車場管理組合負担金等の観光総務関係負担金が主なものです。長野県観光協会事業300万1,000円は、親海湿原の遊歩道改修に係る事業費の償還金です。

次に、2目観光施設整備費は2,279万5,000円です。平地観光施設管理事業856万3,000円では、観光施設修繕費92万1,000円、白馬駅前観光案内業務を含む施設管理等委託料368万3,000円や、94ページにかけまして、駅前休憩所運營業務委託料152万円が主なものです。山岳観光施設維持補修事業は1,423万2,000円です。山小屋等施設の修繕費134万7,000円、登山道の維持管理業務や山岳情報提供業務等の施設維持管理委託料465万9,000円、頂上宿舎の出入口引戸を修繕するための工事請負費141万5,000円のほか、八方池山荘建て替え計画基本設計業務委託料400万円を新たに計上しています。施設の建て替えに向けて必要な調査や研究、調整を進め、基本設計を作成します。

次に、95ページに移りまして、3目観光宣伝振興費は1億9,458万1,000円です。21観光戦略事業6,927万円では、宿泊産業イノベーション研修事業に係る委託料492万円、白馬村観光局負担金4,699万5,000円、アルペンライナー、北陸新幹線シャトル、白馬バレーシャトルバスの運行負担金や、広域型DMOである白馬バレーツーリズムの運営負担金を含む観光振興負担金等1,705万6,000円が主なものです。ゆるキャラ活用事業は192万8,000円です。

サイクルツーリズム事業は338万3,000円です。地域おこし協力隊員の人件費のほか、96ページに移りまして、サイクリングコース整備維持管理委託料180万円が主なものです。

地方創生推進交付金事業は1億2,000万円です。5年計画の最終年度となるグランピング等によるアクティビティ強化、魅力増強事業に係る予算で、推進交付金委託料715万円、白馬マルシェの運営やアクティビティのプロモーション等に対する交付金事業負担金1億1,285万円を計上しています。

次に、4目観光安全浄化対策費は1,062万1,000円です。高山植物やライチョウ保護活動、八方尾根自然研究路植生回復事業に対する負担金のほか、97ページに移りまして、八方第3駐車場公衆トイレの大規模改修に対する補助金として、観光地域づくり重点支援事業補助金460万円を計上しています。

次に、5目観光特産費は1,524万1,000円です。工事請負費124万3,000円は、道の駅白馬の壁紙等を修繕する費用です。道の駅白馬土地購入費1,350万円は、賃借契約期間の満了に伴い、敷地2筆を取得するための費用です。

次に、6目遭難対策費は297万9,000円で、遭難防止対策に係る登山相談所の設置に要する費用、山岳遭難防止対策協会への負担金が主なものです。

続きまして、98ページ、2項商工費1目商工振興費は5,887万9,000円です。商工振興事業は3,639万9,000円で、白馬商工会に対する負担金や補助金として融資制度事務経費負担金30万円や経営改善普及事業補助金790万4,000円、地域総合振興事業補助金等を計上しているほか、マル経資金の利子に対する補助金として小規模事業者経営改善資金利子補給補

助金50万円や、創業支援事業補助金700万円、商工振興資金預託金2,000万円も計上しています。

新型コロナウイルス感染対策事業は2,248万円で、コロナ禍における中小事業者の資金繰り支援として中小企業融資利子補給補助金1,193万5,000円、信用保証料補給事業負担金1,000万円を計上しているほか、交通手段を持たない旅行者に輸送サービスを提供する受診支援対策協議会負担金53万6,000円も計上しています。

観光課関係の説明は以上になります。

議長（太田伸子君） 次に、矢口建設課長。

建設課長（矢口俊樹君） 続きまして、建設課関係、予算書99ページからお願いいたします。

7款1項土木管理費、説明欄の土木総務事業は4,400万5,000円で、職員5名分の人件費のほか、白馬駅前無電柱化工事に伴う県単事業負担金1,000万円などが主な内容です。

その下、7款2項1目道路橋梁総務事業は360万9,000円で、次の100ページにかけまして、道路台帳の補正委託料299万2,000円などが主なものであります。

その下、2目道路維持費の説明欄、道路維持補修事業3,687万1,000円は、村道の維持管理に要する費用で、道路照明の電気料など光熱水費として190万円、101ページ上段の村道維持に係る補修工事費に1,900万円、各地区への資材支給用原材料費として750万円などを計上しております。

その下、除雪事業につきましては2億2,216万8,000円で、前年度とほぼ同水準の計上であります。光熱水費510万円は、ロードヒーティングや無散水消雪施設の電気料、除雪委託料1億8,900万円は、前年と同額で計上いたしました。機材借上料328万7,000円は、定置式の凍結防止剤散布機のリース料、原材料費の850万円は凍結防止剤の購入費用であります。

102ページ、説明欄の除雪機械整備事業1,346万円は、老朽化した除雪車両の更新費用であります。

その下、7款2項3目道路新設改良費、説明欄の道路新設改良事業1,038万6,000円は、職員及び会計年度任用職員、各1名分の人件費が主なものです。

村道改良国庫補助事業2億1,196万9,000円は、工事を先送りしておりました神城地区の踏切改良工事のほか、橋梁の修繕工事、点検などに係る経費を計上いたしまして、財源は国からの交付金9,999万円などを見込んでおります。道路改良起債事業6,753万5,000円は、舗装の個別修繕計画に基づく工事請負費6,446万9,000円などが主なものです。

103ページ、村道改良単独事業596万9,000円は、南神城駅前整備期成同盟会負担金462万9,000円などが主なものです。

7款2項4目の交通安全施設整備費250万円は、前年と同額の計上であります。

その下、7款3項1目河川総務事業は531万5,000円で、前年に引き続き、準用河川の支障

木伐採の工事請負費として338万2,000円を見込んでおります。

104ページに入りまして、7款4項1目、説明欄、都市計画事業1,315万1,000円は、航空写真作成委託料1,071万円を新規に計上いたしました。その下、都市計画マスタープラン改定事業878万2,000円は、前年に引き続き、計画の策定経費を計上しました。

その下、7款4項2目都市公園維持管理事業160万円は、大出公園及び周辺施設の維持管理経費が主なものであります。

105ページ、7款5項1目の住宅管理費です。村営住宅管理事業130万2,000円は、村営住宅に係る修繕費など、経常的な費用を見込んだものであります。

7款5項2目の住宅費は克雪住宅普及促進事業補助金で、前年と同額の90万円を計上いたしました。

建設課関係の説明は以上です。

議長（太田伸子君） 次に、横川教育課長。

教育課長（横川辰彦君） それでは、教育課所管事項につきましてご説明いたします。

少し戻っていただきまして、44ページ、45ページをお願いいたします。

2款1項6目企画費のうち、白馬高校支援事業9,544万9,000円は、地域おこし協力隊1名の報酬、白馬山麓事務組合等負担金、地域おこし協力隊助成金が主なものとなっております。

それでは、飛びまして、108ページになります。

9款1項1目教育委員会費、教育委員会総務事業188万6,000円は、教育委員4名の報酬と大北市町村教委連絡協議会負担金が主な内容です。

2目事務局費8,006万9,000円は、教育委員会のうち、教育委員会事務局一般事業6,238万1,000円ですが、教育長と教育課職員4名、会計年度任用職員2名の人件費が主なものであります。なお、教育委員会関係の退職手当組合負担金が一括計上されております。

110ページ下段、学校環境整備事業1,707万3,000円は、学校施設の修繕や設備更新等を計画的に実施しているもので、令和4年度は南小の灯油タンクや床の修繕、小学校の遊具の更新などを計画しております。

111ページ、2項小学校費1目学校管理費2,144万4,000円は、南小学校管理事業1,028万5,000円、北小学校管理事業1,115万9,000円で、ともに学校用務員1名の人件費と学校施設管理に係る経常的な経費であります。

112ページの下段、2目教育振興費7,569万8,000円のうち、南小学校教育振興事業1,931万7,000円は白馬南小学校の教育振興に係る費用で、学習支援講師3名ほかの人件費と学校教育に係る消耗品などの経常経費です。

114ページ、北小学校教育振興事業3,886万9,000円は、白馬北小学校の教育振興に係る費用で、学習支援講師5名ほかの人件費と学校教育に係る消耗品などの経常経費です。

116ページ、スクールバス運行事業1,751万2,000円は、4か月の試験運行に係る経費です。

3項中学校費1目中学校管理事業874万1,000円は、白馬中学校用務員1名の人件費と施設管理に伴う経常的な経費です。

117ページ、2目中学校教育振興事業5,329万4,000円は、学校講師4名ほかの人件費と学校教育に係る消耗品等の経常経費です。

続きまして、126ページをお願いいたします。

中段の5項3目学校給食費1億544万9,000円は、給食センターの運営に係る費用で、栄養職員1名と常勤調理員11名ほかの人件費、127ページ、施設の光熱水費、賄材料費や施設保守委託料が主なものです。

歳入のところでふるさと白馬村を応援する基金繰入金は、第3子以降の給食費を減免し、不足する部分と準要保護児童生徒援助費の給食費援助に係る部分に充当するものであります。

教育課の関係は以上です。

議長（太田伸子君） 次に、下川子育て支援課長。

子育て支援課長（下川浩毅君） 子育て支援課関係につきましてご説明させていただきます。

70ページをお開きください。

3款2項1目児童福祉総務費2億6,432万2,000円のうち、児童福祉総務事業2,138万4,000円は一般職3名の人件費、放課後子どもプラン事業1,128万8,000円は放課後児童クラブ指導員4名と放課後子ども教室のコーディネーター1名、指導員2名の人件費が主な内容でございます。

71ページ、児童手当等給付事業2億3,165万円の主な内容は、施設型給付費4,318万円余りは白馬幼稚園への給付費、地域型保育給付費1,483万円余りは家庭的保育施設への給付費、保育所等整備補助金4,500万円は民間事業者による小規模保育施設建設費の補助金、そのほか児童手当1億2,700万円などを計上してございます。

2目子育て支援費2,082万円は、相談員2名と一般職の保育士2名の人件費のほか、72ページをお開きください、北アルプス連携自立圏事業負担金52万円余りは、病児病後児保育事業の負担金、自治振興組合負担金24万円余りは、子育て支援情報発信アプリ「母子モ」の負担金が主な内容でございます。

3目保育所費1億7,113万2,000円のうち、しろうま保育園運営事業1億4,905万1,000円は一般職及び臨時的任用職員、会計年度任用職員の各保育士、また調理員の人件費でございます。

73ページをお開きください。

給食等賄材料費1,063万円余りなどが主な内容でございます。

74ページ、子育て支援ルーム運営事業2,208万1,000円は、なかよし広場など地域子育て支援拠点事業と休日保育や一時預かりなどの保育サービスに係る費用で、一般職2名と会計年度任用職員2名の常勤保育士の人件費が主な内容でございます。

少し飛びまして、80ページを御覧ください。

4款1項4目母子健康費4,397万2,000円のうち、母子健康事業4,293万2,000円は一般職、保健師2名と事務及び専門職の会計年度任用職員の人件費、81ページ、医薬材料費842万円余りは予防接種のワクチンの購入費、健診等委託料1,221万円余りは予防接種や妊娠一般健康診査等の委託料が主な内容でございます。母子保健衛生事業104万円は、産後ケア事業等委託料26万円、82ページ、産婦検診委託料44万円などが主な内容でございます。

以上で、子育て支援課関係の説明を終わります。

議長（太田伸子君） 次に、松澤生涯学習スポーツ課長。

生涯学習スポーツ課長（松澤宏和君） 生涯学習スポーツ課関係について説明いたします。

予算書56ページをお開きください。

2款7項1目スポーツ事業総務費は、会計年度任用職員1名と一般職員2名の人件費でございます。

57ページの2目施設管理費1億1,482万8,000円は、スノーハープとジャンプ競技場の維持管理費で、スノーハープの維持管理事業は2,465万円、ジャンプ競技場維持管理費は9,017万8,000円で、どちらも施設の維持管理に係る燃料費、光熱水費、施設の管理委託料が主なものであります。ジャンプ競技場維持管理費には県の管理委託金4,210万円とジャンプ競技場リフト利用料2,200万円等を含め、施設の維持管理を進めてまいります。

58ページをお開きください。

3目スポーツ事業振興費は2,310万9,000円で、各負担金や補助金が主なものであります。

続いて、4目ナショナルトレーニングセンター費713万9,000円となっておりますが、ジャンプ競技場やクロスカントリー競技場の利用料等を含め、国からは全体で1,759万6,000円の委託料があり、オリンピック、ワールドカップ等の国際大会に向けての選手強化が行なわれません。

少し飛びまして、119ページをお開きください。

中段の9款4項社会教育費1目社会教育総務費は1,358万円で、社会教育委員6名の報酬、会計年度任用職員1名、一般職員1名の人件費、120ページをお開きください、ウイング21芸術文化実行委員会への負担金が主なものでございます。

2目公民館費は555万5,000円で、各地区分館長の報酬と会計年度任用職員としての公民館長の人件費、各種講座の講師謝礼等、講座に係る費用が主なものでございます。

3目図書館費は1,325万2,000円で、主な内容は図書館の運営に係る経費で、会計年度任用職員として図書館の司書2名の人件費や蔵書システムに係る経費、122ページをお開きください、図書等の購入費が主なものになっております。

4目文化財保護費は1,153万4,000円で、前年比918万4,000円の増額となっておりますが、氷河調査、神城断層地震の撓曲整備工事が主なものであります。

123ページ、5項保健体育費1目保健体育総務費であります。1,649万9,000円で、スポーツ推進委員9名の報酬と会計年度任用職員1名及び一般職員2名の人件費であります。

124ページをお開きいただきまして、こちらはスポーツ祭、審判の委託料並びにスポーツ少年団の助成金、それからスポーツ協会の補助金が主なものでございます。

2目体育施設費は3,943万4,000円で、体育施設維持管理事業1,266万5,000円とウイング21維持管理事業2,676万9,000円で、主な内容は施設の維持に关します光熱水費ですとか各種の委託料、施設の受付、維持に係る会計年度任用職員の人件費となります。

以上で、生涯学習スポーツ課の説明を終わります。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第22 議案第18号 令和4年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計予算

議長（太田伸子君） 日程第22 議案第18号 令和4年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。太田住民課長。

住民課長（太田洋一君） 議案第18号 令和4年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計予算についてご説明いたします。

特別会計予算書4ページをお開きください。

第1条として、国民健康保険事業勘定特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ10億1,498万9,000円と定めるものであります。

第2条として、一時借入金の限度額を5,000万円と定めました。

10ページをお開きください。歳入について説明いたします。

1款国民健康保険税は、前年比1,306万4,000円減の2億829万9,000円を見込んでおります。

11ページ、3款県支出金1項1目保険給付費等交付金は6億8,784万5,000円を見込み、医療給付費へ充当される普通交付金は6億7,323万7,000円、保険者努力支援制度交付金等の特別交付金は1,460万8,000円を計上いたしました。

12ページを御覧ください。

5款1項1目一般会計繰入金は1億490万8,000円で、保険基盤安定繰入金6,414万3,000円、人件費繰入金は1,630万5,000円です。

2項1目国民健康保険財政調整基金繰入金は800万円を計上しております。

13ページを御覧ください。

7款諸収入1項1目保険税に係る延滞金として110万円を見込んでおります。

15ページをお願いします。続きまして、歳出についてご説明いたします。

1款1項1目一般管理費1,983万円は、職員2名分の人件費、電算化共同処理事業等委託料など経常的な費用が主なものであります。

16ページをお願いします。

2項1目賦課徴税费303万6,000円は、国民健康保険税の賦課徴収に要する費用であります。

16ページから17ページの2款保険給付費1項療養諸費は、総額5億8,901万8,000円を計上、18ページ、2項高額療養費は8,405万円を計上し、いずれも県から交付される普通交付金を充当しております。

19ページ、中段の4項1目出産育児一時金504万3,000円、5項1目葬祭費30万円は、いずれも実績を勘案しての計上であります。

少し飛びまして、21ページから23ページにかけて、3款国民健康保険事業費納付金は県へ支払う納付金で、医療給付費分、後期高齢者支援金分と介護給付金分の合計で2億8,900万円を計上しております。

23ページ、4款1項1目特定健康診査等事業は1,176万2,000円で、検査実施機関への委託料が主なものであります。

24ページ、2項1目疾病予防費649万7,000円は、30歳以上40歳未満を対象とする若年健診に係る実施機関への委託料、人間ドック補助金が主なものであります。

2目医療費適正化事業費154万7,000円は、会計年度任用職員1名分の人件費のほか、医療費の削減に向け、医療費通知、ジェネリック医薬品利用差額通知に要する費用を計上しております。

26ページ、6款2項2目国民健康保険事業費納付金返還金22万4,000円は、令和2年度国民健康保険事業費納付金の精算に伴う還付金となります。

27ページから31ページは給与費明細書ですので、後ほどご確認ください。

説明は以上です。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいまから5分間休憩といたします。

休憩 午後 2時02分

再開 午後 2時07分

議長(太田伸子君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第23 議案第19号 令和4年度白馬村後期高齢者医療特別会計予算

議長(太田伸子君) 日程第23 議案第19号 令和4年度白馬村後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。太田住民課長。

住民課長(太田洋一君) 議案第19号 令和4年度白馬村後期高齢者医療特別会計予算についてご説明いたします。

特別会計予算書34ページをお開きください。

第1条として、後期高齢者医療特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ1億780万円と定めるものであります。

第2条として、一時借入金の限度額を1,000万円と決めました。

39ページをお願いします。歳入についてご説明いたします。

1款1項1目後期高齢者医療保険料は8,015万円で、前年比140万9,000円の減を見込んでおります。

3款1項1目一般会計繰入金214万1,000円、2目保険基盤安定繰入金は2,522万2,000円を計上しております。

40ページをお願いいたします。

4款繰越金10万円、5款諸収入16万円は、いずれも前年度と同額を計上しております。

続きまして、41ページ、歳出明細をお願いいたします。

1款1項1目徴収費142万1,000円は、保険料徴収に要する費用となります。

2目保健事業費72万円は、人間ドック補助金であります。

2款1項1目広域連合負担金1億538万4,000円は、村が徴収した保険料と保険基盤安定繰入金を長野県後期高齢者医療広域連合へ支払うものであります。

説明は以上です。

議長(太田伸子君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第24 議案第20号 令和4年度白馬村農業集落排水事業特別会計予算

議長（太田伸子君） 日程第24 議案第20号 令和4年度白馬村農業集落排水事業特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。関口上下水道課長。

上下水道課長（関口久人君） 議案第20号 令和4年度白馬村農業集落排水事業特別会計予算についてご説明いたします。

特別会計予算、44ページをお開きください。

第1条として、農業集落排水事業特別会計予算の総額は歳入歳出それぞれ393万7,000円と定め、3年度当初予算と比べ61万2,000円の減額となっております。

第2条として、一時借入金の最高額は150万円と決めました。

47ページをお開きください。歳入歳出明細より予算の概要を説明いたします。

1款使用料及び手数料は89万5,000円を、2款1項一般会計繰入金は298万円をそれぞれ見込んでおります。

4款諸収入は、野平地区からの償還金に対する地元負担金として5万2,000円を計上しております。

48ページを御覧ください。歳出を説明いたします。

1款1項2目施設維持管理費206万6,000円は、処理場及び下水道管渠の維持管理に要する費用で、処理場の運転管理委託料106万2,000円が主なものです。

2款1項公債費1目元金は153万9,000円、2目利子は26万円をそれぞれ見込んでおります。

50ページを御覧ください。

地方債に関する調書で、令和4年度末の地方債残高は1,444万6,000円となる見込みです。

説明は以上です。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第25 議案第21号 令和4年度白馬村水道事業会計予算

議長（太田伸子君） 日程第25 議案第21号 令和4年度白馬村水道事業会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。関口上下水道課長。

上下水道課長（関口久人君） 議案第21号 令和4年度白馬村水道事業会計予算につきましてご説

明いたします。

事業会計予算の予算書、52ページをお開きください。

3条は収益的収入及び支出の予定額で、収入の水道事業収益を3億980万1,000円、支出の水道事業費用は2億6,671万2,000円で4,308万9,000円の黒字を予定しております。

53ページを御覧ください。

4条は資本的収入及び支出の予定額で、収入を4,885万3,000円、支出は1億4,817万6,000円で、不足する額9,932万3,000円は、地方公営企業法の定めにより、損益勘定留保資金、建設改良積立金及び消費税資本的収支調整額で補填することとしております。

54ページを御覧ください。

第6条の一時借入金の限度額を1億円、9条の棚卸資産の購入の限度額を2,000万円とそれぞれ定めております。

予算の実施計画を説明いたしますので、71ページの明細書を御覧ください。

収益的収入では、1款1項1目給水収益は水道使用料2億6,408万3,000円、3目その他営業収益として加入分担金900万円が主なものでございます。

72ページを御覧ください。

収益的支出では、1款1項1目浄水費4,063万6,000円は、職員1名分の人件費のほか、主なものは18節委託料2,063万1,000円で二股浄水場の維持管理に要する費用、25節動力費528万5,000円は二股浄水場の電気料でございます。

2目配水及び給水費5,583万1,000円は、配水管、配水池などの維持管理に要する費用で、会計年度任用職員の人件費のほか、主なものは73ページ中段となりますが、18節委託料593万6,000円は水質検査や機器の点検、上水道台帳補正業務等で、21節工事請負費791万9,000円は水道メーター交換工事や漏水の緊急工事などでございます。25節動力費1,579万2,000円は、配水池等の電気料でございます。

続いて74ページ、4目総係費3,609万5,000円は、職員2名分の人件費のほか、主なものは18節委託料1,313万5,000円は水道料金システムやメーター検針が主なものですが、本年度はインボイス制度の対応のための費用が含まれております。

次ページの中段、6目減価償却費は1億238万7,000円を計上、2項営業外費用では、起債償還利息及び消費税で2,059万9,000円を予定しております。

76ページを御覧ください。資本的収入です。

1款1項分担金及び負担金は、工事負担金で323万円、2項企業債を4,320万円を見込んでおります。

5項出資金は、統合前の簡易水道事業が借りた起債の元金償還に対する一般会計からの出資金と

して242万3,000円を見込んでおります。

77ページを御覧ください。資本的支出です。

1款1項1目配水設備工事費8,014万1,000円は、21節工事請負費5,696万9,000円が主なもので、給水不良解消、老朽管布設替え、機器更新工事、白馬駅前無電柱化に伴う工事等を計画しております。

2目営業設備費896万3,000円は、計量法の規定により8年ごとに行なう水道メーターの交換に伴う水道メーターの購入費でございます。

2項企業債返還金は5,907万2,000円で元金の償還でございます。

説明は以上です。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第26 議案第22号 令和4年度白馬村下水道事業会計予算

議長（太田伸子君） 日程第26 議案第22号 令和4年度白馬村下水道事業会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。関口上下水道課長。

上下水道課長（関口久人君） 議案第22号 令和4年度白馬村下水道事業会計の予算につきましてご説明いたします。

事業会計予算80ページをお開きください。

3条は収益的収入及び支出の予定額で、収入を4億7,850万6,000円、支出は4億7,850万6,000円です。

81ページを御覧ください。

4条は資本的収入及び支出の予定額で、収入を3億6,224万5,000円、支出は4億7,568万8,000円で、不足する額1億1,344万3,000円は、地方公営企業法の定めにより損益勘定留保資金で補填することとしております。

82ページを御覧ください。

第6条、一時借入金の限度額を3億円、第9条、他会計からの補助金といたしまして、一般会計から3億3,950万円の補助を受ける予定でございます。

予算の実施計画を説明しますので、97ページの予算明細書を御覧ください。

収益的収入では、1款下水道事業収益1項1目下水道使用料1億7,772万8,000円、2項2目補助金として、一般会計から1億1,350万円、長期前受金戻入1億8,697万4,000円が主なものでございます。

98ページを御覧ください。

収益的支出では、1款1項1目管渠費の主なものは18節委託料233万6,000円で、マンホールポンプの保守管理委託料等、25節動力費として、汚水ポンプの電気料405万9,000円でございます。

2目処理場費6,710万2,000円は、浄化センターの維持管理に要する費用で、18節委託料は浄化センターの運転管理委託料や汚水污泥の処理委託料と、それらに係る動力費が主なものでございます。

3目総係費は、下水道使用料の賦課徴収に係る経費で、人件費のほか、99ページ中段の18節委託料、料金システムの保守管理や下水道台帳の補正業務、また本年度はインボイス制度の対応も含まれ562万8,000円を計上しております。

100ページでは、4目減価償却費は3億416万4,000円。

2項営業外費用では、企業債償還の利息4,326万5,000円、消費税及び地方消費税として1,662万円を見込んでおります。

101ページを御覧ください。資本的収入及び支出の関係でございます。

1款資本的収入の主なものは、1項企業債1億1,000万円、2項補助金として、本年度、ストックマネジメント計画策定業務に社会資本整備総合補助金として1,357万円、一般会計補助金として2億2,600万円を計上し、3項負担金として、区域外流入分担金、受益者負担金、東部地区の負担金、合わせて708万5,000円、4項県補助金として、駅前無電柱化による物件移転補償費として559万円を見込んでおります。

102ページでは、資本的支出について、1款1項建設改良費4,498万8,000円で、18節委託料として無電柱化に伴う県道部の設計や21節工事請負費として公共柵の設置工事、2目処理場建設費で、18節委託料ではストックマネジメント計画策定を計画しております。

2項企業債償還金は4億3,070万円を見込んでおります。

説明は以上です。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第27 予算特別委員会の設置について

議長（太田伸子君） 日程第27 予算特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第17号から議案第22号までは、いずれも令和4年度予算の案件であります。この審議につきましては、議長を除く議員全員を委員とする予算特別委員会を設置し、審議を付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 異議なしと認めます。よって、議案第17号から議案第22号までの議案は、議長を除く議員全員を委員とする予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審議することに決定いたしました。

これで、本定例会1日目の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。明日3月3日午前10時から本会議を行ないたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 異議なしと認めます。よって、明日3月3日午前10時から本会議を行なうことに決定いたしました。

これをもちまして、本日は散会といたします。ご苦労さまでした。

散会 午後 2時28分

令和4年第1回白馬村議会定例会議事日程

令和4年3月3日（木）午前10時開議

（第2日目）

1. 開 議 宣 告

日程第 1 一般質問

令和4年第1回白馬村議会定例会（第2日目）

1. 日 時 令和4年3月3日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	増井春美	第7番	太谷修助
第2番	横川恒夫	第8番	津滝俊幸
第3番	切久保達也	第9番	松本喜美人
第4番	加藤ソフィー	第10番	加藤亮輔
第5番	尾川耕	第11番	丸山勇太郎
第6番	田中麻乃	第12番	太田伸子

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	下川正剛	副 村 長	横山秋一
教 育 長	平林豊	参事兼総務課長	吉田久夫
健康福祉課長	松澤孝行	会計管理者・会計室長	長澤秀美
建設課長	矢口俊樹	観光課長	太田雄介
農政課長	田中洋介	上下水道課長	関口久人
税務課長	田中克俊	住民課長	太田洋一
教育課長	横川辰彦	子育て支援課長	下川浩毅
生涯学習スポーツ課長	松澤宏和	総務課長補佐兼総務係長	鈴木広章

6. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 山岸茂幸

7. 本日の日程

1) 一般質問

開議 午前10時00分

1. 開議宣告

議長（太田伸子君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。

これより、令和4年第1回白馬村議会定例会第2日目の会議を開きます。

2. 議事日程の報告

議長（太田伸子君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあります資料のとおりです。

△日程第1 一般質問

議長（太田伸子君） 日程第1 一般質問を行ないます。

会議規則第61条第2項の規定により、本定例会に一般質問の通告をされた方は7名です。本日は通告された方のうち4名の方の一般質問を行ないます。

質問される議員は、質問、答弁を含めた1時間の中で、質問事項を明確、簡潔に質問されるようお願いいたします。

なお、本定例会の再質問につきましては、会議規則第63条の規定により、1議員1議題につき3回までと定められておりますが、制限時間内での再質問は議長においてこれを許可いたしますので、申し添えます。

それでは、あらかじめ質問の順位を定めてありますので、順次一般質問を許します。

最初に、第6番田中麻乃議員の一般質問を許します。第6番田中麻乃議員。

第6番（田中麻乃君） 第6番田中麻乃でございます。

2月24日、ロシアは、ウクライナへの軍事侵攻を開始しました。これは、国際法や国連憲章に違反し、国際社会、ひいては日本の平和と秩序を脅かすものであり、断じて容認できるものではありません。人々の命を奪い、とりわけ子供や障がい者、女性、高齢者など、弱い立場にある人々を真っ先に犠牲にするのが軍事力の行使、戦争です。戦争は、人々から命、体や心の健康、大切な家族、平穏な生活など様々なものを奪う、最大の人権侵害です。ロシア軍侵攻の停止と、即時、無条件の撤退、平和実現に向け、行動することを心から望んでおります。人権が尊重されることにより平和が守られ、平和であることにより人権が守られます。平和と人権には密接な関係があります。

本日質問させていただくジェンダー平等に関しても、社会的、文化的につくられた性別、ジェンダーを問い直し、全ての人の人権を尊重し、責任を分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる社会づくり、村づくりのために、村のお考えをお伺いさせていただきます。

それでは、通告に従いまして、進めさせていただきます。

ジェンダー平等社会の実現を目指す男女共同参画への取組についてです。

新型コロナウイルス感染拡大は、日本社会の深刻なジェンダー格差を改めて浮き彫りにしました。

2021年版の自殺対策白書では、職に就いている女性の20年の自殺者数は、1,698人で、19年までの5年間の平均と比べて、3割近く増加しました。新型コロナウイルスの感染拡大で、飲食、サービス業など、女性が多い非正規労働者の雇用環境が悪化したことが影響と見られています。

また、学生、生徒、小、中、高生、大学生、専修学校生などを表しております。の自殺者数が著しく増加し、令和2年は1,038人、このうち、児童生徒、こちらは小、中高生を表しております——の自殺者数は、499人と過去最多で、男女別に見ると、女性の児童生徒の自殺者数は、過去5年平均で126人だったのに対し、令和2年は219人と、93人も増加。児童生徒の自殺も女性が多くなっています。

村では、平成30年4月から令和5年3月まで5年間の計画である、白馬村第三次男女共同参画社会づくり計画が策定されており、第1次の計画策定から、約14年が経過しようとしています。

また、平成28年4月には、白馬村における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画も策定されております。

そこで、以下について伺います。

1、村が策定した第三次男女共同参画社会づくり計画、白馬村における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画の進捗と達成度について伺います。

2、村の男女共同参画推進の取組状況について伺います。

3、特定事業主行動計画にある女性公職参加率の最新の数値について伺います。

4、今コロナ禍にあつて、女性の人権という観点で、どんな取組が求められているか伺います。

5、村における男女間の賃金格差を把握されているか。また、格差改善の考えを伺います。

6、村の女性のための相談窓口の過去5年間の件数と主な内容について伺います。

7、内閣府男女共同参画局が行なった生理の貧困に関する地方公共団体の取組、こちらは、第2回調査、2021年7月20日時点のものです——では、長野県内26市町村が、生理の貧困に関わる取組を実施していると回答しています。生理の貧困における村の取組、考えについて伺います。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 田中麻乃議員から、ジェンダー平等社会の実現を目指す男女共同参画への取組について、7項目の質問を頂いておりますので、順次、答弁をさせていただきます。

1点目の村が策定した第三次男女共同参画社会づくり計画、白馬村における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画の進捗と達成度についてお答えをいたします。

まず、第三次男女共同参画社会づくり計画につきましては、男女がお互いにその人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、社会の対等な構成員として、あらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、性別による固定的な役割分担意識にとらわれることなく、一人一人の個性と能力を十分

に発揮することができる社会づくりを目指すことを基本的な考えとしています。

そして、基本目標には、男女共同参画社会実現のための意識づくりと男女共同参画社会実現のための社会環境づくりの2つを掲げ、令和5年3月までを計画期間として、それぞれ所管する担当課において取り組んでいるところであります。

目標値の設定はしていないため、数値で表すことはできませんが、計画に記載をされている担当課において、研修会への参加や勉強会の受講、情報提供等について、都度、行なっているところです。

現時点での事業の評価は行なっておりませんが、計画に記載をしているとおり、最終年度に検証を行ない、次期計画へ反映をしていきたいと考えています。

次に、平成27年9月に、女性職業生活における活躍の推進に関する法律が制定され、国や地方公共団体に対して、次世代育成支援対策推進法と同様に、特定事業主行動計画の策定が義務づけられました。

村では、平成28年度から令和2年度末までの5年間を計画期間とした、白馬村における女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画を策定し、女性職員が十分に能力を発揮し、活躍できる環境整備に取り組んでまいりました。

この計画には、女性の活躍推進と職員の仕事と生活の調和を図るよう、①として、女性職員の採用割合、2として、採用試験の受験者数に占める女性の割合、3として、女性管理職の割合、4として、男性職員の育児休暇、配偶者出産休暇の取得率、5として、超過勤務の縮減、年次休暇取得促進といった、5つの具体的な目標の設定をしています。

達成度については、1項目めは、女性職員の採用割合につきましては、令和元年に9人中3人、33.3%、令和2年には5人中3人、60%、令和3年には2人中2人、100%の採用割合となり、30%の目標を達成をしているところであります。

2項目めの採用試験の受験者数に占める女性の割合につきましては、平成28年、30.7%、平成29年、33.3%、平成30年、54.5%、令和元年、57.1%、令和2年、42.3%と、平成30年からは、受験者割合40%の目標を達成をしているところであります。

3項目め、女性管理職の割合につきましては、目標の課長2名、課長補佐2名は、現状、各1名で、達成できておりませんが、係長は、現状、11名で、10名の目標を達成をしております。

4項目め、男性職員の育児休暇取得率10%及び配偶者の出産休暇の取得率100%については、平成28年度に初めて、男性職員1名が育児休暇を取得したのみで、目標達成には及びません。

5項目め、超過勤務の縮減、年次休暇取得促進についてですが、超過勤務については年々減少傾向にあります。平成27年度の事務職の年間時間外勤務は、1人当たり164時間でありましたが、令和2年度では、1人当たり57.2時間まで減少しております。しかし、平成27年度が神城断層地震の直後であること。令和2年度がコロナ禍であることを考えると、比較は難しいものと考えて

おります。

年次休暇取得の促進では、平成27年の事務職員の平均取得日数は、7.4日でありましたが、令和2年には平均9.3日と、1.9日増加をしています。先ほどの答弁のとおり、地震、コロナ禍により平時のデータではありませんので、比較は困難と考えます。

2点目の村の男女共同参画推進の取組状況についてお答えをいたします。

1点目の答弁と重複しますが、基本的な第三次男女共同参画社会づくり計画に記載をされている取組内容について、それぞれ所管する担当課において、取組を実施しております。

具体的には、国や県が発出される男女共同参画に関する文書やチラシを、広報はくばや、行政ホームページ等を活用した啓発をしたり、人権や子育て、介護、高齢者DV等の相談を受けたり、子どもカフェを開催し、食育と併せて男性の育児参加を促したり、村民向けに、子育てや人権、DV等の講演を実施をしたり、職員向けのハラスメント研修会開催等の取組を行なっています。

男女共同参画社会の構築に向けては、この計画内容を各課で推進するといった、1つの課で完結をする案件は少なく、各課が横断的に連携を密にして取り組まなければならないと感じているところでもあります。

3点目の議員お尋ねの計画には記載はありませんが、女性の公職参加率についてお答えをいたします。

村職員、議会、そして行政委員会には、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会があります。しかしながら、多くの委員会で女性委員がいないのは実情であります。白馬村役場庁内の女性職員比率は、令和3年度で、85名中24名の28.2%です。ちなみに、村の行政委員会及び主だった審議会数41の女性割合については、371人中65人で、17.5%であります。女性の公職参加は、それ自体が重要な目標の一つであり、行政、立法機関に女性が参加すれば、女性、子供、家庭に焦点を充てた政策や立法につながるものと思います。

しかしながら、村に置く多くの審議会の女性割合は、その多くが低い割合にとどまり、女性委員の担い手の確保が重要となっています。現実と目標には大きな乖離があると言わざるを得ませんが、この要素の一つとして、女性の活動団体の減少による考えます。

4点目のコロナ禍にあって、女性の人権という観点でどんな取組が求められているか、についてお答えをいたします。

令和2年9月に、内閣府男女共同参画局が、コロナ禍の女性への影響と課題に関する研究会を設置をし、11回の研究会が開催をされ、令和3年4月に報告書がまとめられました。

その報告によると、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響は、雇用や生活面で特に女性に強く影響が出ており、格差拡大の懸念があるとされ、具体的には、DV相談件数の増加、シングルマザーの失業率の上昇、女性の自殺者数の増加、休校は、特に小学生の母親の就業に大きな影響があるコロナ禍で女性の家事、育児、介護の、負担感が増加といった報告が上がっております。

村では、個々のケースに当たっては、関係する課が中心となり、それぞれのケースによって、庁内の関係する課や県の機関とともに連携をし、対応をしておりますが、市町村の枠を超えた国や県レベルで取り組んでいかなければならない課題、あるいは企業が取り組んでいかなければいけない課題もあり、社会全体で取り組んでいかなければいけないと考えます。研究会の報告書にもあり、新型コロナウイルスという災害に遭った今、ジェンダー平等、男女共同参画が結果として、社会全体に進んでいなかったことがコロナ禍において顕在化したと考えられます。

誰もが人権の考え方を尊重し、豊かで暮らしやすい社会が日常生活において定着するよう、地域や学校、企業など連携をし、人権啓発活動を進める必要があると考えます。

5点目の村における男女間の賃金格差の把握についてお答えをいたします。

改正女性活躍推進法の指針に、男女の賃金の差異の把握の重要性が明許されたことを踏まえれば、賃金実態の把握、分析は重要であり、男女別年齢ごとの賃金分布を把握し、見える化を進めることができると考えますが、村単独での実態の把握は非常に困難で、具体的な進捗はありません。

また、その改善策についてであります。男女間給与格差の主な原因は、女性管理職の少なさ、妊娠、出産、育児等のライフイベントによるキャリアの中断、職種、職能の男女差等が上げられます。

これらの現状を変えるには、家庭で育児や介護を担う職員のため、個別の事情の把握に努めるためのミーティングの実施や、年休取得への柔軟な対応が必須であります。

また、男女に等しく成長機会を提供し、性差別なく、その能力を評価する制度の確立が必要と考えます。多様な人材の、多様な働き方が認められる、平等で公平な職場環境を整え、女性管理職が当たり前という社会の実現に向け、白馬村も取り組んでまいります。

6点目の村の女性のための相談窓口の過去5年間の件数と主な内容についてお答えをいたします。

村では、女性のための相談窓口を、総合窓口を総務課とし、健康福祉課、子育て支援課、住民課に設置をしています。子育て支援課関係では、平成30年7月に子育て相談支援センターおひさまを立ち上げ、センターで受けている相談件数は、平成30年度は256件、令和元年度は635件、令和2年度が425件、令和3年1月までの件数ですが、270件で、主な内容は、妊娠時の相談、育児相談、学習支援体制に関する相談、それから、保育園の学校生活に関する相談、発達支援に関する相談が多くなっています。

健康福祉課関係では、平成29年度6件、平成30年度が5件、令和元年度が5件、令和2年度は4件、令和3年度はこれまで7件で、主な内容は、複数の問題を抱える相談が多くなっています。

住民課関係では、人権相談を社会福祉協議会が開催する人権、心配事相談の中で年3回程度開催をし、人権擁護委員が当たります。

相談件数は、平成28年度2件、平成29年度2件、平成30年度5件、令和元年度2件、令和2年度2件といった状況です。

なお、そのほかに司法書士、民生児童委員、人権擁護委員が相談に当たる心配事相談も年4回開催をしているところです。

最後に、経済的な理由などから、生理用品を入手することが困難な状況にある、いわゆる生理貧困における村の取組、考えについてであります。議員が紹介された内閣府男女共同参画局の調査による地方自治体取組事例に白馬村の掲載はありませんが、多くの自治体の事例があります。

小中学校の保健室での生理用品配布は白馬村の小中学校でも行なっており、中学校での養護教諭によると、月に2人ほどの実績があるとのこと。

ただ3校とも、貧困を原因とした生徒児童のニーズではなく、たまたま忘れたという理由がほとんどとのことで、特定の生徒ということもありません。

また、生理の貧困への取組は、住民の生活支援の一部であると認識をしており、村社会福祉協議会で生活福祉資金として、緊急小口資金、さらに総合支援資金の相談を積極的に受付し、令和2年4月以降先月まで、延べ306件、1億1,900万円余りの資金貸付を実行しております。

担当職員によると、相談内容は、食料品や生活用品の購入資金に関する件数が大変多く、必然的にこうした資金が、貧困への取組になっていると思います。

今後、社協では、生活支援相談の窓口を務めてまいりますし、村の生理用品に特化した需要があるならば、防災備蓄からの流用配布など、他自治体の事例も参考に進めてまいりたいというふうに思っております。

田中麻乃議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。田中議員、質問はありませんか。田中議員。

第6番（田中麻乃君） 答弁では、男女格差についての課題等はきちんと把握されているというところは受け止めました。

計画について、前段のほうで申し上げた白馬村第三次男女共同参画社会づくりと特定事業主行動計画について、細かく聞いていきたいと思っております。

この計画策定に当たって、関わった職員の男女比率についてお伺いいたします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。吉田参事兼総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） ただいまの計画の策定につきましては、総務課の中で策定をしておりますので、総務課職員が当たったということでご理解を頂ければと思います。男女というところでなく、総務課の庶務係で策定をしたということでご理解を頂ければと思います。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。田中議員、質問はありませんか。田中議員。

第6番（田中麻乃君） 総務課でつくられたのはもちろん分かるのですが、その職員の中に、恐らく男性も女性もいらっしゃると思うのですが、聞きたかったのは、男性だけで策定されたのか。それか、恐らく職員の中に男性がいなかったかもしれないですし、中には女性がいらっしゃる

やるかもしれないんですけども、その当時の様子をお伺いできたらと思います。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。吉田参事兼総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） 策定に当たった職員は、男性職員になります。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。田中議員、質問はありませんか。田中議員。

第6番（田中麻乃君） 恐らく、答弁を聞いておりますと、近年は、採用でしたり、受験者数は半数を超えてきているということで女性比率は増えてきていると思うんですけども、やはり、男女共同参画というところでの計画において、役場の、庁内の状況にもよると思うんですけども、その策定に女性が入っていないのはどうかなというところも思いますので、次期策定の際には、総務課で策定する際にもぜひ女性の目線を入れていただければいいのかなと思います。

こちらですね、第三次男女共同参画社会づくり計画の一番最後なんですけれども、こちら計画の進行状況などの把握という場面で、村民に分かりやすく計画の進捗状況を公表しますとありますが、これまで住民にご公表いただいたのかどうかをお伺いいたします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。吉田参事兼総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） 実際にこういうものを行なったということでの、村としての実績というものは公表等がされていないというふうに理解していただければと思います。国等から、先ほど村長の答弁にもありましており、国や県から流れてきているものを地区の役員さん経由で周知をしているというのが実態というところでございます。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。田中議員、質問はありませんか。田中議員。

第6番（田中麻乃君） 公表はされていないということだったんですけども、この第三次男女共同参画社会づくりというのは、私も前段に申し上げたとおり、第1次から始まって14年ぐらい経過しているんですね。そのたびに5年間更新、更新で見直していると思うのですけれども、見直しの際に、村の実態であったりとか、住民の方々が何を思っているかも分からないまま、役場の中で更新されているのかなというところを感じてしまいます。

そこでなんですけれども、第三次男女共同参画社会づくり計画においては、計画期間開始から、先ほど申し上げましたように、計画の見直しを行なっているということなんですけれども、第1次の計画に始まり、今までどのような点を改善し、新たな課題の対応、こちら計画にも書いてあるんですけども、新たな課題の対応とは、過去に比べて何を、どういうことを把握して、どういうふうに改善していったかどうかをお伺いいたします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。吉田参事兼総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） 三次計画までの改善点というご質問であります。まず、第三次の計画までの計画年数で十数年が過ぎてきているということ踏まえると、年代間での、いわゆる社

会における男女共同参画社会の意識づけというものは、逆にいうと、若い年層については、割合と浸透しているのかなというふうに思います。

この今回の三次の計画にもありますし、長野県の男女共同参画社会計画の中の課題にもありますとおり、女性の社会参画については、NPOであったり、PTA活動の参加については積極的なんですけど、政策であったり、社会活動への参加というのは、消極的になっているのかなという部分が触れられています。これは市の計画でも同じように触れていますし。

その一方で、社会全体が慣習という言い方をすれば1つになってしまうかもしれませんが、慣習として、その根強い意識というのがなかなか薄れないというのは、若年層でなく、やはりその上の階層ということになりますので、課題からすると、ターゲットは、あくまでも一次から三次を通して私の印象として持っているのは、その年代に意識を変えていただかないと、なかなかこの社会形成ってというのは厳しいのかなというふうに思っておりますから、改善点からすると、社会が認めている年層、いわゆる世代間が認めている年代と、なかなかそれを脱却できない年相とを分けてやるということではなしに、もう明らかにその辺にフォーカスをしながら三次までの計画を見直したという点では改正とは言えると思いますけれども、そこら辺がなかなか進まないというところで、計画そのものの内容はあまり変わっていないという実態もあろうかというふうに思います。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。田中議員、質問はありませんか。田中議員。

第6番（田中麻乃君） 長野県の計画でも、やはり計画があって、どういう取組をして、どういうふうに改善したかっていうフローチャートのきちんと公表されているんですね。なので、総務課長、答弁でもおっしゃっていただいたように、どういった課題点があって、どういうふうに改善したのかという形が見えれば、第三次、これから第4次も続いていくと思うんですけども、住民の方たちにも分かりやすいのかなと思いますので、次回はぜひよろしく願いいたします。

もう1点、こちら第三次男女共同参画社会づくりの計画に書いてあるんですけども、10ページですね、こちらちょっと私、女性なんですけれども、分からないので、どういうお考えなのかお伺いしたいんですけども、第4章、施策の展開の取り組む内容の3、一人一人、特に女性、こちら女性を強調されているんですけども。

女性の意識の高揚改革とスキルアップ。女性が持っている意識を見つめ直し、女性が自信を持ち、意見を伝えることや行動ができるように意識づくりに取り組みますとあるんですけども、村が抱えている、女性が持っている意識っていうのは、どういう課題があって、見つめ直す推移と、さらには、特別女性を強調し、計画に記載した理由についてお伺いできたらと思います。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。吉田参事兼総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） ただいまの一人一人、特に、女性の意識の高揚改革とスキルアップという点ですけども、やはり、現在では、就労率というのが、女性の就労率、非常に高くなって

いるというのが実態かと思えます。やはり、いろいろと政策とか地域に入って意見を言うときに、そういう経験値というのが浅いということも否定はできないとは思えます。ですので、当然、発言できる方もいれば、発言がなかなかしづらいという方もいらっしゃると思えます。そういう意味では、そういう方も、いわゆる知見がなくともしっかりと自分の意思を発言できるという点で、ここら辺のものを据えているというふうには理解をしております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。田中議員、質問はありませんか。田中議員。

第6番（田中麻乃君） おっしゃるとおり、特にこちら男性だけの問題ではなくて、女性の意識改革も必要なものかなというふうには思っております。

先ほど総務課長の答弁にもございましたように、時代の変化によって、こちらの男女共同参画、ジェンダー平等に対する意識であったり、世代間ギャップがあるというのも、もちろん分かるんですけれども。こちらキャッチフレーズが平成20年から変わらない「～ちっちゃなことから始めよう～自分らしさを生かせる社会づくり」として、ずっと変わらないままでおります。社会の情勢は目まぐるしく変化しているというのは、皆さんもご存じだと思うんですけれども、さらに、コロナ禍でジェンダーギャップ指数120位の日本というのは、ジェンダー平等は、取り組むべき急務であると考えられるんですけれども、今後、このキャッチフレーズ、もともとこのキャッチフレーズにした理由と、もう14年たつに当たって、変えない理由というのは何なのか、お伺いいたします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。吉田参事兼総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） まず、変えない理由というところで言いますと、当時、この計画につきましては、女性の担当者が非常に熱心につくったという部分があります。この“さんかく君”というマスコットも、実際には、職員がオリジナルでつくったところになります。さんかく君の参画につきましては、計画書の中にもありますとおり、会話、行動、参加、いわゆるコミュニケーションであったり、進んで参加をする、ゆっくりでもということで、そこから、できることからというところで「ちっちゃなことから」というキャッチフレーズを使っているという部分です。

確かに、十数年が経って、時代に合っていないといえ、見直さないと言うつもりはありませんけれども、当時から、先ほども答弁させていただいたとおり、なかなか進まないという実態もあるもんですから、同じものを使っていたというのが実態です。見直しについては否定をするものではありませんので、次期の計画に向けて考えてまいりたいというふうに思います。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。田中議員、質問はありませんか。田中議員。

第6番（田中麻乃君） 当時、作成された女性の方々の職員のお気持ちが詰まったものということはいくぶん理解できました。平成14年といいますと、私もちょうど新入社員として入った当時ですと、

もう、何ていうんでしょう、結婚したら、子供を産んで辞めるものというのが、一部上場企業でも当たり前のようになされておりました。やっと、大体、もう5年ぐらいたって、育休・産休を取る同期が増えてきたなというイメージがありまして、もう本当に女性が社会進出するという状況にあるのは、もう本当にここ10年の間なのかなと思っております。ですので、もちろん、その当時、計画を策定された女性職員というのはとても勇気があるといえますか、その当時一生懸命やっていたものかと思うんですけども、今の時代に合わせて、もともとの気持ちをきちんとつないだ形で計画の見直し、今の時代に合わせた、特に、もっと進めるべきだという気持ちを持って、計画の策定をぜひ見直していただきたいと思います。

1つご紹介なんですけれども、長野県の飯島町なんですけれども、職員の女性比率が多い自治体としてとても有名です。こちら白馬村と同様に、平成28年4月段階での飯島町の特定期間主行動計画を見ると、もちろん正規職員の採用に当たっては、能力に応じた試験選考を行ない、年度によっては男女比は異なるんですけども、6年間の平均で見ると、女性採用割合は53.4%で、おおむねバランスが取れている状態。これは平成28年の状態ですので、白馬村の場合は、答弁にお答えいただいたのが、つい最近の5年間ですので、とても、何年前、5年前に比べると、とても高い数字なのかなと思っております。正規職員の女性割合は48.7%、課長職は27.3%、係長職は50%と、年々課長職及び係長職に就く女性職員の割合は増加傾向だそうです。飯島町は、性別関係なく評価され、また、役職に対しても、女性が前向きに挑戦できる環境なんだなということを感じております。

答弁にもございましたが、村の特定期間主行動計画にも、昨今の対応する、住民ニーズに対応していくには、政策の立案、決定において、女性の視点を反映することが重要である。女性がその能力を十分に発揮できるよう、職域の拡大や幅広い職務を経験できるような配慮をするとともに、研修等を通して、意欲や自覚、マネジメント能力等の向上を図り、女性職員の積極的な登用を行っていく必要があるとあります。

先ほど答弁では、女性管理職、横ばい、2人で横ばいという結果でしたけれども、特別、村の課長クラスへの管理職への女性登用はどのように考えているのかをお伺いいたします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。横山副村長。

副村長（横山秋一君） 庁内、役場での管理職女性登用については、これについて全く否定するものではありません。

ちょっと古いことを言いますと、私たちが就職した頃は、課長どころか、係長すら、女性は1人も、たしか、いなかったと思います。そんなような状況の中で今、まだ管理職っていう立場の人は、本当にここ10年で、今の会計室長含めて2名しかいないんですけども、今後、数年の間には女性管理職が必ず増えるというふうに思っております。

あと、職務につきましても、例えば、私も経験しましたが、村の予算60億を担うような担当係

長というのは、昔の考えで言うと、女性職員の登用はなかったと思います。だけど、そういったことを今、積極的に行なっておりますし、また、例えば、税務課という徴収業務、これも非常にハードというかですね、非常に精神的な負担も重い業務であります、この業務についても今、担当係長は2代続けて女性が担うというような感じで、要は、男女間における、この職は、男じゃなきゃいけない、女じゃなきゃいけないという意識は、大分、軽減してきているというふうに考えますので、もともと40過ぎた女性職員は、私たち若い頃、いなかったんですよ。そういった適正年代というのがもうじき達する職員もおりますので、女性管理職の登用は、積極的に行なうべきだということでお答えしておきます。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。田中議員、質問はありませんか。田中議員。

第6番（田中麻乃君） ここ数年で確実に増えてくるという答弁でしたので、ぜひとも、あと5年後ぐらいにこの前にいる課長さんの割合が半分ぐらい女性になっているといいなというところを心から願います。

今回ですね、答弁を聞いておきますと、賃金格差の件におきましても、やはり村の独自のデータがなかなか取るのが難しいというところなんです、村民自身も村内の男女格差の実態を知らないのではないかと感じております。まずは、村の実態であったり、村民の意識を把握することから始めるべきではないかと思うんですが、お考えをお伺いいたします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。吉田参事兼総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） それでは、私のほうからお答えしますが、取り方がどういう取り方がいいのかという部分をいろいろ検討させていただきまして、やり方が可能であれば、取り組んでまいりたいと思います。

ただ、一方で、国のほうでは、世帯所得の向上を考えるとときには、男女の賃金格差というのは大きなテーマであって、いわゆる開示ルールというのを見直すというようなお話もあります。それが市町村の中でも活用できればですねいいとは思いますが、そこら辺は、県や国のほうの情勢を見ながら、どういうやり方が可能なのか、また、議員からもご提案を頂ければ、取り組むことには前向きに考えたいと思います。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。田中議員、質問はありませんか。田中議員。

第6番（田中麻乃君） 先ほどご紹介させていただいた飯島町なんですけれども、平成30年に男女共同参画プラン見直しのための実態調査を行なっております。設問も、あなたが考える男女共同参画社会はどのような社会ですかといった簡単なものから、家庭、学校、職場、地域、政治、法律制度、社会通念、慣習、しきたり、社会全体として、それぞれの分野で男女平等になっていると思いますかなど、細かく20問で構成されております。

住民の方々の自由回答も参考になる意見も多く出されておりました。飯島町の取組も参考にされ

て、次回計画の見直しの際に、この住民アンケートを取り入れてはどうかと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。吉田参事兼総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） 議員提案の飯島町のアンケート内容を確認をさせていただき、次の計画に、どのように反映できるのかは考えさせていただきますけれども、アンケート等については前向きに考えたいと思います。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。田中議員、質問はありませんか。田中議員。

第6番（田中麻乃君） あと質問時間、何分ですか。

議長（太田伸子君） 14分です。

第6番（田中麻乃君） 14分。はい。ありがとうございます。時間がないので、生理の貧困のほうに移らせていただくんですが。

先ほど小口資金のほうは支援している、社会的課題だと考えていただいているということだったですけれども、こちらですね、若者グループ、もともと何で生理の貧困というのが話題になったかといいますと、ハッシュタグ、みんなの生理という若者グループが取ったアンケート結果だったんですね。こちら金銭的理由で生理用品の入手に苦労した若者が20%とあって、諸外国と同様、生理の貧困が日本にも存在することが明らかになったというところから、内閣府の男女共同参画局が、先ほど私が申し上げた生理の貧困に係る取組調査を実施したということなんです。

こちらは、先ほど答弁にもございましたように、長野県内でも既に取り組んでいる自治体がありまして、白馬村のほうでは生理用品の公共施設への設置というのはされておらずに、あくまで金銭的な支援というところで私のほうでは捉えたんですけれども、こちらですね、新しく、今回の内閣府の調査とはまた別に、地域女性活躍推進交付金というのを活用して、76の地方公共団体で交付金が決定した際に、各公共施設への生理用品の無料の設置だったりですか、学校への無料配布というのを行なっております。長野県内では、長野県と上田市、御代田町が活用しております。もちろん、生理は誰もが安全で健康に過ごすことができる人権問題と捉えて対応すべきものというのは、行政の皆様もご理解いただいていると思うんですけれども、金銭的なものだけではなくて、公共施設への生理用品の設置であったり、もし小口資金のご相談に来られた女性の方々への提供だったり、先ほど学校のほうでは貧困の問題ではなくてというふうにおっしゃっておられましたけれども、トイレットペーパーのように、生理用品が気軽に普通にトイレで活用できる方法など、物資としての支援についてのお考えをお伺いいたします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。横山副村長。

副村長（横山秋一君） この質問の通告を受けまして、私も担当課だったり、保健師や教育委員会とちょっと相談させていただきました。非常に保健師のほうも前向きに対応してくれまして、早

速、庁舎のトイレに置いてみようかというような提案があったので、じゃあ、試しにちょっとやってみようと、今段取りをしております。あと、学校関係については教育委員会の所管になりますけれども、ぜひ需要を把握できるならば把握した上で行なえばどうかなというの、私からちょっと意見は述べさせていただいております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。田中議員、質問はありませんか。田中議員。

第6番（田中麻乃君） 前向きなお答えをありがとうございます。生理というのは、必ずしも周期的に予定どおりに来るわけでもなくて、急に始まるということもあります。男性の方には分かりにくいかと思いますが、分かりやすく言うとすれば、本当にトイレに行ったときに、個室にトイレットペーパーがない状態ということをぜひ想像していただけたらと思います。

貧困とは別に、女性の保健衛生という点から考えたときに、健康の権利として考えるという面でもあると思いますので、ぜひ前向きに取り組んでいただけたらと思います。

学校のほうですけれども、こちらの質問をする際に、やはり3姉妹のお母様から相談を受けたというのがきっかけになっております。特に貧困ではなくても、やはり生理用品に係る予算であったり、急になるお子さんもいらっしゃる、急になった緊急、切迫性があるのに、保健室に行って、もらいにいかなきゃいけないというところも、やはり、すぐに手に取れる状態にあったほうがいいかなと思っております。その点についてのお考え等、また、教職員の方たちだけではなく、子供たち自身の意見も聞くべきだと思うんですけれども、その点についてお考えはいかがでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。横川教育課長。

教育課長（横川辰彦君） ご意見があったことを学校に伝えたいと思います。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。田中議員、質問はありませんか。田中議員。

第6番（田中麻乃君） やはり、なかなか教育委員会のほうまでお話はいかないかもしれませんけれども、特に生理用品のことだけではなくて下着や服の着替えを望む場合であったり、生理痛や生理不順など、児童生徒、保護者からの相談もあると思います。ですので、そういったところもぜひ学校のほうとご相談いただいて、生理用品のトイレの設置などもご検討いただけたらと思います。今何分ですか。

議長（太田伸子君） あと8分です。

第6番（田中麻乃君） 8分。はい、分かりました。

生理は女性だけの問題と捉えるのではなく、ジェンダー平等社会を実現する社会的な課題だと捉えて支援体制をしっかりと整えることを求めたいと思います。

あと1点ですね、防災についてお伺いさせていただきます。

自然災害が頻発化しており、防災・減災をさらに進めることが求められておりますが、内閣府男女共同参画局は、各自治体が防災復興計画を整備するための男女共同参画の視点からの防災復興の

取組指針を策定されております。

こちら、東日本大震災においては、救助、救援、医療及び消火活動、復旧、復興等の担い手として多くの女性が活躍し、現在も活躍しておりますが、意思決定の場の女性の参画が少ないこと、災害対応における女性が果たす役割は大きいことを認識し、女性の意思決定の場への参画や、リーダーとしての活躍を推進することが重要であると、女性を防災復興の主体的な担い手として位置づけています。

また、女性の視点を取り入れた避難所運営のポイントなどを示しております。

飯島町の男女共同参画の計画には、もうそちらも盛り込まれておりました。特に、災害時の避難所は、更衣室や授乳室がなかったり、支援物資を配布する人が男性だったため、女性が生理用品を受け取りにくかったなどの声もあります。この点について、村の防災計画がどうなっているのか。災害用の備蓄品に生理用品は確保しているのか。また、神城断層地震での対応はどのような課題があったのかをお伺いいたします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。吉田参事兼総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） まず、防災の関係の備蓄品の関係から入りますけれども、備蓄品につきましては、一応、生理用品については備えつけというのをしております。数については、ちょっと私、数字を把握しておりませんが、徐々に増やしていくべきものというふうに捉えております。

もう1点、女性の災害時の参画につきましては、恐らく防災計画というよりも、避難所の運営マニュアル、そちらのほうが現実的かなというふうには思います。

ただ、女性目線または女性としての参画をどこまで触れているのかという部分については、男性、女性は聞いているという部分ではないというふうに私、理解をしておりますから、その中でしっかりと活動をしていただくべきものと思います。

ただ、地域防災計画への具体的な位置づけが必要ということであれば、それはまた別途、考えていきたいというふうに思います。

最後に、神城断層地震におけるという点になりますけれども、当時を振り返ってみますと、やはり当時の避難所というのは、広い空間の中に皆がいるというもの、それがやはりプライベート空間が必要というところから段ボールでの仕切りであったり、そういう点が当時の災害を思い出したときには、その空間ができたというところで行くと、大きな形にはなったと思います。

ただ、今回の通告にある女性問題といいますか、生理の関係で行くと、私はちょっと記憶はないので、実際にはあったのかもしれませんが、本部の中での意見の中に出てきたという記憶は、私の中にはちょっとないという状況でございます。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。田中議員、質問はありますか。田中議員。

第6番（田中麻乃君） そうです、これからだと思いますので、さらに女性の声を反映した、女性が安心できる避難所運営、また女性の視点を生かした防災・減災対策の強化をよろしくお願いいたします。

最後になりますけれども、3月8日は国連が定めた国際女性デーです。女性の権利と政治的、経済的分野の参画を盛り立てていくために、1975年に制定されました。記念日に選ばれた3月8日は、1904年にアメリカで女性労働者が婦人参政権を求めてデモを起こした日です。1910年にコペンハーゲンで行なわれた国際社会主義会議でもこのデモを受けて、女性の政治的自由と平等のために戦う記念日が提唱されるなど、制定に向けた動きは20世紀初頭から始まっていました。

日本でも女性の生き方を考える日として、国際女性デーHAPPY WOMON FESTAを全国で展開しています。これは、男女ともにジェンダー平等について考え、アクションする日として、国際女性デーを日本でも社会的ムーブメントとすべく、2020年現在は、長野県を含む22都道府県で、開催2000で開催。2030年までに47都道府県での開催を目標に全国的に拡大しています。

このようなこときっかけに、男女平等は個人の権利として当たり前になってほしいと思います。女性であるがゆえに能力を発揮できないのは、企業や社会にとっても大きな損失であり、持続可能な社会ではありません。日本でも、白馬村でもジェンダー平等は、個人の幸せを実現する社会にしていくために欠かせないものであるということを申し上げて、私の一般質問を終わりにさせていただきます。

議長（太田伸子君） 質問がありませんので、第6番田中麻乃議員の一般質問を終結いたします。

ただいまから5分間休憩といたします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時04分

議長（太田伸子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第3番切久保達也議員の一般質問を許します。第3番切久保達也議員。

第3番（切久保達也君） 3番切久保達也です。

雪に恵まれたシーズンインでしたが、コロナオミクロン株の感染拡大によりまん延防止措置になり、観光事業には大変大きな打撃を受けている白馬村でございます。さらに、大変寒いシーズンである中で石油代・電気代等の値上がりによって白馬村の経済にさらに大きな打撃が起きていると。そのようなシーズンなんです、何とか負けずに頑張って未来に向けてやっていかなければならない。そのように思っております。そんな中で、白馬高校は白馬村にとって大変大事な学校であります。しつこいようですが、また白馬高校について質問をさせていただきたいと思っております。

白馬高校について。

白馬高校は、地元が存在する、地域に根づいた高校として地域貢献する人材輩出を期待されてき

ました。2014年に全校生徒147名となり、県教育委員会の基準を下回り再編対象となりました。白馬村・小谷村、両村として予算支援し魅力化改革を行なってきました。両村として観光業界で活躍する人材育成を目指し、国際観光科を新設し全国募集で生徒を募りました。17年度には200名を超えるまでに回復をいたしましたが、2020年度から再び減少しております。令和3年度、在校生は163名で、新型コロナにより全国募集説明会の中止などにより新たな入学者数は48名になってしまいました。

そこで、次のことをお伺いします。

1、今年度は地域みらい留学に参加し全国募集を行ないましたが、その成果はあったのか。

また、白馬高校を受験した生徒（前期合格者数・後期志願者数）は何名になったのか伺います。

2、公営塾では大学受験対策に特化した特進クラスを設置しています。今年度受験した主な大学はどこか伺います。

また、第2回山麓事務組合議会定例会では大学との連携を計画していきたいとのことでしたが、具体的な計画があるのか伺います。

3、寮について、今現在も多額の維持費が投じられ、行政の大きな負担になっていますが、年間維持管理費の見直しが必要と考えますが、今後に向けた考えはございますでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 切久保達也議員から白馬高校について通告がございましたので答弁をさせていただきますが、1つ目の白馬高校の関係、まず、今回の質問はいずれも白馬高校の支援業務に関してのものであり、その全ては白馬山麓事務組合が業務を担い、先週25日に白馬山麓議会において類似した質問がされ、私も答弁をしておりますが、白馬村議会で質問されましても実際に業務を担当している職員が不在でありますので、再質問等につきましては十分答えられない場合があることをご理解をいただきたいというふうに思います。村に質問の場合には、白馬高校支援や存続に関して、山麓組合業務以外の切り口で行なっていただければなどというふうに感じております。

それではまず、全国募集についてでありますがお答えを申し上げます。

コロナ禍前に行なっておりました銀座NAGANOや大阪・名古屋での学校説明会をこの2年間行なうことができず、その影響もあり県外からの令和2年度入学者は11名、令和元年度に比べ11名減で、令和3年度は8名減と、さらに減となったところであります。本年度から全国募集を共同で行なっている「地域みらい留学推進協議会」に参画をし、地域みらい留学学校説明会を全国70校の参加で行ないました。説明会はオンライン対面のみで行ない、高校のテーマとして「特徴的な学び、探究的な学び」を、支援係では住まいの環境をテーマに6月から8月までの間、6回説明会を実施いたしました。

ここで参加した生徒保護者からのアンケートでは、地域みらい留学に行ってみたい人の割合は97%、進学先を決める上で重要なこととして寮や住環境・授業内容・地域のつながりが上位を占

め、進路の最終判断は、8月から10月までの間に6割の生徒が決める時期だと分かりました。この質問の成果と受験をした生徒の数ではありますが、生徒の数については地域みらい留学を見て学校見学に来た生徒は5名、そのうち前期選抜で2名の生徒が受験をしました。人数的には成果にはすぐにはつながりませんでしたが、説明会に参画した他校の取組が勉強でき、来年度以降に反映し、魅力的な特徴のある高校をアピールしてまいります。

参考までに、白馬高校全体の受験生は、前期普通科16名募集に対して19名が受験をし、国際観光科は18名の募集に対し18名の受験がありました。後期の受験志願状況については、今日の午後確定となりますが、先週の県教委の発表の速報値によると普通科7名、国際観光学科はゼロと大変憂慮すべき数字となっております。

次に、公営塾についてと大学との連携計画についてお答えをいたしますが、まず、公営塾の特進クラスにつきましては、公営塾で学習指導を行なっている中で学力のある生徒がいることに着目し、地元の白馬高校へ通いながら自分の目指したい大学へ進学できるように開設をしたのが特進クラスであります。白馬高校はAO入試やスポーツ推薦で大学へ進学する生徒が多く、一般入試で大学を目指す生徒は他校へ進学する状況となっており、今年度もそうした流れからAO入試を中心とした大学入試が多くなっているのが現状であります。特進クラスは今年度から行なっているため、すぐに結果につながることは難しいですが、公営塾として今年度進学が決まっている主な大学は、県立静岡文化芸術大学・松本大学・松本短期大学・松商短期大学です。昨年度は、鳥取大学・静岡文化芸術大学・京都外国語大学・名古屋外国語大学・近畿大学などとなっており、公営塾での学習結果が表れてきているところであります。現在通っている2年生も目標に向かって頑張っているとのことであり、1人でも多く塾に通い、一般入試や海外大学といった進学先に合格できるような体制づくりに取り組んでまいります。

また、大学との連携についてであります。現在行なっている大学との連携は、白馬村と小谷村が行なう「白馬高校魅力化プロジェクト」推進のため、信州大学と白馬高校及び公営塾で連携協定を行なっております。内容は、大学生による白馬高校生への学習支援・キャリア教育・地域の課題発信解決等を目的として、主に白馬村で活動を行なっております。ここ2年はコロナ禍にあり、フィールド学習ができない状況であるため満足のいく学習ができておりませんが、高校とも相談をしながら今後進めてまいりたいというふうに考えております。

また、大学との連携を計画していることについてであります。國學院大學で、この4月に観光まちづくり学部観光まちづくり学科が開設をされます。白馬高校からも1名が合格して進学することが決まっております。この学部は観光学の領域において、地域に軸足を置いたまちづくりの実践を目指すもので、少子高齢化時代、いかにして地域を維持し次世代へ引き継いでいけるのか、観光や交流に関する計画を立案し、地域経済の活性化へと導く施策・提案等の企画力を持った持続可能な地域の実現への人材育成を目的として新設をされます。内容も観光マネジメント・グローバル環

境デザイン・伝統文化などといった白馬高校国際観光学科で学んでいる教科が多くあり、新学部には白馬山麓エリアに詳しい教授も在籍をしているため、フィールド演習や卒業研究などの対象地域として白馬村・小谷村を選んでいただいたり、白馬高校と連携した学習を行ないながら、観光学をさらに学びたいと思う生徒の進学先の1つとして高校とも連携をしながら、指定校につなげていくよう接触を図っているところであります。

最後に、寮の維持管理費見直しについてであります。令和2年度に島根県に視察をした折、地方創生推進交付金を活用している事例があり、今年度から白馬山麓の事務組合も仲間に加えていただき、令和6年度までの4年間について交付金を申請することが可能となりました。この交付金は国の財政措置が大変厚く、令和6年度までは寮のスタッフの人件費・寮給食委託料・下宿みなし料委託料・公営塾の受験コース委託料・広告料・地域みらい留学負担金など、充てながら寮運営を行なってまいります。令和6年までは活用した運営ができるため白馬村・小谷村の負担軽減が図られますが、7年度以降、現在と同じ運営方法では再び財政負担が大きくなります。さらに、男子寮・女子寮とも老朽化が進み修繕費も増加しているのが現状であります。既存施設は多額の費用をかけて取得をしたものであり、新館のリース期間が終わる令和9年度以降を目安に、必要性を含め場所の選定や規模を決めていくこととなっておりますが、全国募集を行なっている高校の中には民間の施設が寮・下宿となり、管理人が生徒の生活を見守っているところもありますので、下宿へのシフトも視野に入れながら寮の維持費削減に取り組み、現在ある寮の改築・新築を含め、今後の高校支援の内容を含めて来年度中に方向性を決めてまいりたいというふうに思っております。

切久保達也議員の1つ目の質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。切久保議員、質問はありませんか。切久保議員。

第3番（切久保達也君） 1つ目の質問の地域みらい留学の効果ですが、あまりなかったというようなことかなと思います。今数字を聞いてですね、国際観光科ですね目玉である国際観光科の人気のないといえますか、人数が少ない、この理由、原因というものはどのように分析をされているのか、現状分かる範囲で、もしお答えできればお願いしたいと思います。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。横山副村長。

副村長（横山秋一君） 国際観光科、できた当時は目新しさもあつたり全国的な話題になったということで、逆に想定を超える全国からの志願者があつたという状況であります。ここんどこ似たような形態の全国募集の学校が激増しているというところもあつて分散をしているのかなというところ。あと何より、何でもコロナのせいにはいけないんですけども、コロナが発生したことにより保護者の方がなかなか目の届かないというかですね、県外へ子供を出す、県外へ出しちゃうともう何か月か帰って来ないかもしれないというような今ご時世になっているということも、ちょっとマイナスに働いているのかなと思ってます。くどくなりますけれども、やはり学科自体に魅力化しないと、それは人は集まらないなと、そこに思い切り傾注していくしかないのかなというふう

に考えています。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。切久保議員、質問ありませんか。切久保議員。

第3番（切久保達也君） 観光科の志願者が少ないという理由はやはり、コロナが大きいのかなという事は私も理解します。やはりコロナによって観光業そのものが未来が見いだせない、今の現状だと思います。あえてそういう勉強を親がさせるのかというようなことも理解しなければならないのかなということは、私も感じております。高校でやってます高校生ホテル・リアル実習・海外とのオンライン交流など、非常に良い取組はしてるのかなというふうに思っております。あのアンケートによる学校評価も昨年の40%から80%に向上しております。そういった中で国際観光科に生徒が集められなかったということは、非常に残念なことだと思います。しかし、国際観光科という学科ありますので、また未来に向けて観光科のカリキュラムは研究をしていくべきかなと、そんなふうに思っております。

次に、地元の両中学校に対する情報発信とか交流強化ですね、やはりコロナで遠方に出せないとなりますと、やはり地元の学校からより多く来ていただきたいという考えになろうかと思えます。その地元への情報発信や交流っていうものは、どのようなことをやられているのかお聞かせください。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。横山副村長。

副村長（横山秋一君） そうですね、2本の柱。全国募集から人を集める、それ1つの柱。もう1つはやはり、地元の中学生を地元の高校へ入れるということ。その2本の柱があると思っております。もう1本の大きな柱、地元生への周知が足りないのではないかと、やはりいろんな方から指摘をされています。保護者に伝わっていないのではないかと。白馬高校へ入った場合、結構いろんな優遇される、例えば大学行ったら奨学金の返済の補助とか、そういったものも創設しているんだけどなかなか保護者に伝わっていないのではないかとといったことがあるので、これはもう先日から打合せの中で積極的に中学校の保護者、中学生はもちろんですけども、そこら辺にそういった地元生ならではのメリットを伝えるようにということで、山麓組合のほうでは準備を進めているところでありまして。ですので、現状でいうとちょっと足りなかったんじゃないかなというところはあるかと思えます。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。切久保議員、質問ありませんか。切久保議員。

第3番（切久保達也君） 地元の両中学校に情報発信というのは非常に大事なことだと思います。私が単独でいろいろちょっと聞いた感じだと、地元の高校の情報がある程度どう集めているのかなということを聞いたときにですね、親と子供も大変仲がよくて、親同士でもSNSで交流をしている。その学校の情報もですね、子供は当然先輩のSNS等で情報を集めているようでございますけれども、親もですね、その子供の先輩等とSNS等でつながっていると。そういうところから多く情報を集めているというようなことを聞きまして、ちょっと私もびっくりしたんですけども、そういっ

た中で、今の時代SNSというのは経済的にも全て非常に大事なツールだというふう感じております。先日、山麓事務組合でいただいた資料でもその辺のSNSに触れたことは書いてあったんですけども、その辺の部分もですね強化していくべきかなというふうに思いますし、やはり中学生の意見そのものをなるべく吸い上げるというようなアンケート等でもいいと思うんですが、やっただければいいかなと、そんなふう感じております。

次に、昨年11月に四国の高知県・愛媛県の高校3校に視察に、山麓組合の高校支援係の皆さんと私も含めて11名で視察に行かせていただきましたけども、何か参考になった点や新たな計画というようなものがあるのかどうかお聞かせください。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。横山副村長。

副村長（横山秋一君） すみません。実際私今回は行かなかったのですが、また、行った教育課長後ほど述べるとは思いますけれども、復命を見た中、あと私も昨年度の島根県の視察は行かせていただいて、復命を見た中で、まず思ったことは、どこも小さい町なんですよ。財政カードとかいうのを事前に見せてもらったら本当に財政力指数は白馬より格段に低いような厳しい自治体であるけれども、皆さん見ていらっしゃるのとおり、立派な寮を持っていて高校存続を図っていると。やはりそれだけ、高校の存在っていうのを、その自治体挙げて守っているというような実態があるということと、あとは、恐らく中高一貫というのは、四国もあったかと思うんですが、島根県はまさに小中高一貫で取り組んで地元の子たちが地元の学校へ行くような、そういった流れができています。その主導をしているのはやはり、私を見た場合では島根県教育委員会でありました。そういった流れが長野県にもなければできないのかなと。1地域だけちょっと頑張って中高一貫、中高一貫と言ってもなかなか厳しいのかなということで、県の教育委員会にはそういった部分をもう要望していくのが本来なのかなという感想を持ちました。

あと、四国の感想については教育課長が申し上げますので、よろしく願いいたします。

議長（太田伸子君） 横川教育課長。

教育課長（横川辰彦君） 四国のほう、副村長行かれなかったんで私からお答えしますが、先ほどの中高一貫については、高知県が全国に先駆けて一番最初に取り組んだという内容でお伺いしました。ですので、高知県のほうはその中高一貫の先進地ということなんですけども、動きとするとやはり県教委のほうの主導でと、高校ですので、という形で、それを義務のほうも巻き込んでというような流れが最初にあったということで、こちら辺のところの動き方というのはやっぱり、県教委のほうの考え方がポイントになるかなというように考えております。長野県は、まだその中高一貫という部分の考え方についてはそれほど進んでいる県ではありませんので、今後、山麓事務組合等のほうで県教委のほうとお話しをしていただく中で進めていただくには、そこがポイントになろうかなというふうに私のほうでは思いました。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。切久保議員、質問はありませんか。切久保議員。

第3番（切久保達也君） 私も視察に行かせていただいているんですけども、高知県の視察しました梶原高校というところは、連携型中高一貫教育というものを積極的に取り組んだということで、一時地元からの入学者数3割程度まで落ち込んだんですが、進学率が6割まで上昇したということを伺っております。しかし、長野県は一貫教育というものを進めていませんので、すぐに導入ということにはならないなというふうには思っているのですが、あえて白馬だからできるというようなものをちょっと提案させていただきたいんですけども、先日の山麓事務組合の定例会で提出されました白馬高校各種検定料補助金交付要綱というものがあります。英語技能検定とスキー・スノーボードバッジ検定がありました。スキーのほうはですね2級以上の合格者への補助になっているわけなんですけども、ここからが提案なんですけども、2級以上の合格者はですね、スキースクールで認定指導員というものの、長野県スキー連盟の資格になるんですけども、これをスキースクールごとに認定することができます。これを認定していただいでですね、今地元の小学校・中学校というのは必ずスキー実習というものをやっております。このスキー実習のですねインストラクターを、白馬高校生が務めてみたらどうかというようなことを思っております。一貫教育とはまたちょっと違う展開なんですけども、白馬高校生が地元の小中学生と触れ合うという意味でですね、地元ならではの、そういったことができるのではないかなというふうには考えております。これは提案ですので、また考えていただければというふうに思います。

次に、大学受験対策なんですけども、進学した生徒、先日あの資料いただいているんですけども、ここには4大のほうに23名、それから短大に6名という進学者でございます。進学者がですね40%まで来ているということで、進学者が多いということはですね高校の1つの魅力だというふうに思っております。引き続き期待したいところなんですけども、当初は私伺ったときはですね、MARCHを目指すという目標がありました。少しずつ近づいているのかなというふうには思っているのですが、先ほど大学との連携という中で、國學院大學との連携をスタートさせたということなんですけども、MARCHを目指すという部分で、ちょっと難しいと思いますが、MARCHのそういう大学と連携をするというようなことは難しいのでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。横山副村長。

副村長（横山秋一君） そうですね、一般受験でのMARCHというのはやはり目標にはしていません。それはあくまで公営塾行って、一般受験をしてMARCHまでっていうことでありまして、現状ではスキー部から今年も早稲田へ行く生徒もおったりして、学校的にはそういった実績もあるんですけども、一般受験でという大目標にはもう少しかかるのかなというふうには考えています。ただ、いわゆる國學院大學も非常に今積極的に人気が高い大学になっておりますので、そういったところも足がかりにしていければと、魅力化の1つにしていければということで取り組んでいるところであります。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。切久保議員、質問ありませんか。切久保議員。

第3番（切久保達也君） 連携大学で國學院大學の観光学部というものがあって、そこと連携をしていくということで大変よいことだというふうに私も感じております。また、私が親御さんから聞いた部分なんですけども、高校から大学への進学ルートというものが、白馬高校は見えづらいというような話をされてました。当然スキー部は、そういったものははっきりしているんですけども、それ以外の生徒に対してのそういったルートですね、そういうところが見えてくるともっと白馬高校に行かせようというような、そういう親の考えになるんじゃないかというような話も伺ってますので、それは大学と連携することで多くのメリットが出るのかなど。また、大学のほうもですね、今生徒を集まるために結構大変だというふうに伺っております。大学側にもメリットになると思いますので、そういった連携を多くやっていただければいいのかなど、そんなふうに感じております。

最後に、あの寮についてになるんですが、この冬のシーズンも、先ほど冒頭で言ったように降雪に恵まれて大変寒いシーズンになっています。年始の1月2日、3日あたりですね、私が自分で目視したところマイナス20度まで行った日がありました。私の家でもですね温水ヒーターが破裂しまして、大変痛い目に遭いました。村内で、あるホテルでは4基のボイラーが全て破裂して今シーズンの営業に、できるかどうかという大惨事になったと、そういうことも聞いております。そのときに私は頭の中に浮かんだのが、白馬高校の寮がこの寒さで大丈夫だったのかなということも頭の中に浮かびました。寮のボイラーは聞いたところ32年ほど稼働しているものだというふうに伺ってまして、大変心配をいたしましたし、設備も大変老朽化が進んでますので耐震強度の面でも心配があるということも報告されています。寮の修繕費は毎年決して少なくない予算をかけているわけですので、毎年修繕費がかかり過ぎているなどということは私も感じているところでございます。先ほど地方創生交付金で6年まで一応ある程度そういった修繕費のほうも見込めるということもございます。また、7年以降にまた心配なことが出てきてしまうわけなんですけども、そこで伺いますが、今はコロナによって不動産の動きも少ないわけなんですけども、コロナ収束後には今の寮をですね売却して、それを原資にして新築するといったような考え方はできないかどうか、それはいかがでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。横山副村長。

副村長（横山秋一君） 確かに今のご提案は、山麓事務組合の支援係内でも話には出ております。ただ、もともと本来はやはり白馬高校の、いわゆる行く末、今後についてのまず方向性が決まらない限り、それに付随する寮の方向性は決まっていかないうふうには考えております。例えば、2年後にまた生徒数が回復して、いわゆる存続の危機を脱した暁には前向きな寮の新設等も考えていけるわけでありましてけれども、高校の改革案というのが令和4年度示されて、その内容によってどうなるかというのは非常に左右されます。それと、さっき村長答弁でありました、この4月は非常に入学生が減ります。間違いないと思います。そうした中、令和4年度・5年度がまさ

に存続に向けての正念場となります。恐らく令和5年度・令和6年度の高校生の人数によって、令和7年度のいわゆる県の考え方が決まってくるというふうに認識しておりますので、そこら辺を見極める。あと、高校支援係としては令和4年度・5年度、何としても生徒数を再び上昇させていく取組をしていかなければいけないと、まずはそっちのほうを最優先していきたいというふうに考えています。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。切久保議員、質問ありませんか。切久保議員。

第3番（切久保達也君） では、次の質問をさせていただきます。先日まで北京オリンピックが開催されていまして、2月16日のNHKでの中継では、次の日に開催されるノルディックコンバインドの団体戦のことについて放送されていました。そこに、白馬高校出身者がですね4名同時にテレビに映りました。選手という立場と解説者という立場で、私も見ていてすごく不思議な気持ちになりまして、次の日の団体戦では見事に渡部両兄弟がメダルを取るという、白馬高校の生徒の活躍はこうして全国にテレビを通じてああ出てるということで、より白馬高校の存続は大事だなと、そんなことを感じたわけなんです。ノルディックコンバインドのですねエリートアカデミーの選手たちを白馬で強化したいというような話がありました。そのアカデミーにはですねプロフェッショナルコーチがついて、白馬高校とは別でやりたいというようなことであります。ですので、そのアカデミーってのはそんなに我々心配はする必要はないのかなと、そんなふうに思うんですけども、逆にですね今オリンピックでも活躍しましたスノーボードとか、フリースタイルスキーという種目がありますけども、そちらのほうはですね、いまだにあれだけ活躍してもですね、いい環境で受け入れてくれる高校というのは実はほとんどない状態です。彼らは本当に個人個人でコーチを雇ってとか、そういった状況でやってるんですけども、そういった分野に手を差し伸べるというような、そういった考えはございませんでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。横山副村長。

副村長（横山秋一君） 確かにオリンピック、私も一生懸命見ましたけれども、メダル候補というのは昔からあるアルペン・クロスではなくて、フリースタイルだったり、スノーボードだったりという状況がありますので、そこら辺、この場で言えるわけではないですけども、先ほどの小・中学生のインストラクターと含めてありがたいご提案だと受け止めて、ちょっと話し合ってもらいたいと思います。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。切久保議員、質問はありませんか。切久保議員。

第3番（切久保達也君） 白馬高校の存続には地元中学からの入学者が1つのポイントになると思いますし、地元高校に進学していただけるように魅力化を進めていかなければ行く末はやはり白馬村の人口減少ということに、加速要因になるかなというふうに思っております。何とかですね白馬高校、誇りに持って入学してくれるようなことをみんなで考えていければと、そんなふうに思っております。

では次に、もう1つの質問をさせていただきます。

地籍調査について。

地籍調査事業は、昭和63年より南部の佐野地区よりスタートし、既に34年が経過しようとしています。当初の計画では平坦地部分を約20年ほどで完了する計画で進める予定だったと伺っております。

地籍調査のメリットとして固定資産税の課税の適正化、土地取引の円滑化、公共事業・民間開発事業のコスト削減や災害復旧の迅速化などが挙げられます。

そこで伺います。

1、地籍調査事業の進捗状況と今後の見通し・課題について伺います。

2、昭和63年に策定した計画では、調査完了した地区から成果に基づいて課税をする計画であったと伺っています。しかし、住民からの意見により全地域の調査完了した段階で、地籍調査の成果を固定資産税に反映するとのことでした。しかし、調査開始から既に30年以上もの年月がかかっておりますが、今一度検討する考えがあるのかどうか伺います。

3、土地取引の円滑化や公共事業・民間事業コストの削減なども地籍調査の大きなメリットですが、これから北城北部地区ではほ場整備事業やスキー場周辺での開発などが計画されています。しかし、北城北部地区では、いまだ地籍調査事業が着手されていないことで、その効果は得られないこととなります。現在調査を行なっている地区ではかなりの時間がかかっていると伺っておりますが、北城北部地区への着手はいつ頃を予定しているのかお聞かせください。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 切久保議員から2つ目の地籍調査について3項目の質問をいただいておりますので、順次答弁をさせていただきます。

まず1点目の、地籍調査事業の進捗状況と今後の見通し・課題についてですが、地籍調査につきましては、明治期に未熟な測量技術によって作成された公図と現況の土地の筆界の相違から生ずる様々な土地関連に関する問題を解決し、議員がご指摘されるようなメリットが村民生活にもたらされることを目的として、昭和63年度より事業を開始をいたしました。進捗状況は国の第7次の10か年計画での見直しによりまして村の総面積189.36平方キロメートルから国有林など調査対象外の土地を除いた136.47平方キロメートルを調査対象としておりますが、特に村民生活に影響の大きな宅地・農地などを中心とした21.02平方キロメートルの調査を完了させる方針として事業を進めているところであります。令和3年度までの調査実績であります。現在は村中央部八方地区の調査を進めております。ほ場整備など、その測量結果が国土調査の成果と同等に取り扱われる国土調査法第19条第5項の指定を受けた地域を含めて12.98平方キロメートルの土地調査を完了しております。進捗率といたしましては、全体の調査面積に対して、約9.5%、平坦部に限って申し上げれば、約62%となっております。今後の見通しであります。令和3年度で

八方地区内の立会調査をほぼ完了し、令和4年度は補足調査を行ない同地区の地籍調査を完了させる予定であります。令和5年度以降は、村中央部の残り・大出地区・馬畔地籍・和田野地区・山麓地区への調査を進め、その後、村北部へ調査を進めていくことになろうかと思えます。ただ、地区によっては法務局公図と現況の土地筆界が大きく相違をしている土地も多く見られることから、確実な調査を可能とするため関係部署・機関との調整など十分に事前調査が必要なケースも考えられるなど、以前から答弁しておりますとおり、なかなか事業完了の見通しが立たないのが実情であります。今後、効率的な事業の進捗が可能となるよう各地域の状況も勘案しながら調査地区の選定をしたいというふうに考えております。

2点目の、地籍調査の成果を固定資産税へ反映する考えはあるかという質問についてであります。固定資産税における土地の評価に用いる地籍は原則として登記簿に登記されている地籍によるものとされておりますが、国が定める固定資産評価基準によりますと、例外規定として、国土調査法による地籍調査後の登記面積が村内の他の土地との均衡上、特に不相当と認められる場合は地籍調査前の登記地籍によることとされています。さらに固定資産税実務提要によりますと、その判断は地目ごとの村内全地籍に対する地籍調査後の登記地籍の割合、地籍調査前後における地籍の相違の程度、調査前後における地籍の相違による税額の変動の程度などを総合的に考慮して判断すべきとされております。私自身といたしましては早期に課税に反映することが望ましいと考えており、以前から中部地区の調査が終了した時点の一つのタイミングと捉えていると申し上げてまいりました。この方針を基に本年度2回にわたって課長会議において協議をしたところでありますが、今後実施をする地籍調査対象地区の状況を考慮した上で、遅くとも令和9年度の評価替え時には例外的な取扱いを改め、原則どおり地籍調査後の登記面積で課税してまいりたいというふうに考えているところであります。

最後に、北城北部地区への着手はいつ頃を予定をしているのかですが、先ほども答弁したとおり、ここで明確な時期をお示しするのは難しいことが現状であります。これまでの実績から1地区の調査期間は最低でも3年を要し、村中央部の残りの地区の状況などから考えて、最短で令和10年頃に北部地区への着手ができればというふうに考えております。現在、ほ場整備事業の計画が北城北部地区で進んでいますが、国土調査法第19条の5項の規定に基づき、定められた一定の制度で測量することでほ場整備の測量成果が地籍調査と同様の成果として指定されることになるというふうに理解をしております。

地籍調査についての質問に対しての答弁とさせていただきます。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。切久保議員、質問はありませんか。切久保議員。

第3番（切久保達也君） 大変時間のかかる事業であるということでございます。大体1地区で今3年ほどはかかるというような話でございます。この30年以上もの時間をかけているこの事業なんですけども、今現在も固定資産税の課税適正化には反映されていないというこの中で「この事業は本

当に必要な」というようなことをですね言う村民の方もいらっしゃいます。しかし、地籍調査事業というのは国の事業というふうに聞いております。伺いますが、国の事業にどのように関連があるのか、お聞かせください。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中農政課長。

農政課長（田中洋介君） 今、国の事業かということですが、この事業は先ほど言いました国土調査法というものに基づいて自治体が行っていくという事業になっております。ということで、村は、その国土調査法に基づきまして昭和63年から事業を開始したというようなことで理解しております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。切久保議員の質問時間は答弁も含め、あと5分40秒です。質問はありませんか。切久保議員。

第3番（切久保達也君） 課税についてお伺いしたいと思うんですが、白馬村の中には村道として通している道路に個人所有の土地が入っている部分、結構あるというふうに伺っておるんですが、それに対しての課税というのは、どういうふうになっているのかお聞かせください。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中税務課長。

税務課長（田中克俊君） 地籍調査の関係とはあまり関係ないので一般論で申し上げますけれども、地方税法上、非課税の土地というのが定められております。地方税法の第348条第2項、ここで定められておりますが、その中で公共の用に供する道路というのが非課税の土地に含まれております。本来であれば道路用地というものは1つの地番を持って、分筆されているのが原則ではありますが、今おっしゃったように分筆されないまま、そこに村道が通っているところも村内ではございます。こういったところにつきましては、先ほど言いました、この非課税の要件を当てはめまして、その部分につきましては非課税という扱いにさせていただきます。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。切久保議員、質問はありませんか。切久保議員。

第3番（切久保達也君） もう1点、お伺いしたいんですが、北城北部地区ではほ場整備事業が計画されていますけれども、ほ場整備されれば、換地されて面積登記されるということだと思っておりますが、現状の公図の面積で設計するとですねかなり面積が余ってくるような形になるかと思いますが、その場合は地籍調査のように実際に人が境界線を確認して、実寸で測って図面を設計していくのかどうか、それをお聞かせください。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中農政課長。

農政課長（田中洋介君） 北城のほ場整備ですが、まだ国土調査済んでいないということで、実行委員会との会議のほうでも度々話出てくると思いますが、実際、ほ場整備すると縄伸びといいますが、少し面積が増えるというのは状況がありまして、ただそれはほ場整備の中の測量の中で外周エリア

を決めて測量することによって各面積を割り当てていくかというような作業になるかと思っておりますので、それが先ほど村長言いました国土調査法第19条の第5項ということで、国土調査と同じような一定の精度で測量することで、その成果を国土調査として指定するというようなことになろうかと思っております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。切久保議員、質問はありませんか。切久保議員、あと2分です。切久保議員。

第3番（切久保達也君） 最後に、ちょっとつまらない質問ですが、この国土調査というのは、現場で一体何名でやられているのか教えていただけますでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中農政課長。

農政課長（田中洋介君） 役場の体制は3名でやっています。そのほかに業者さんが数名来てやるというような状況になっています。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。切久保議員、質問はありませんか。

第3番（切久保達也君） いいえ、私の質問は以上です。

議長（太田伸子君） 切久保議員の質問がありませんので、第3番切久保達也議員の一般質問を終わります。

ただいまから1時まで休憩といたします。

休憩 午後 0時03分

再開 午後 1時00分

議長（太田伸子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第10番加藤亮輔議員の一般質問を許します。第10番加藤亮輔議員。

第10番（加藤亮輔君） 10番、日本共産党、加藤亮輔です。

今日の大系タイムズに白馬村の予算案が紹介されておりました。今日と明日は一般質問ですが、来週の1週間は予算の委員会審議です。時間の許す方は傍聴に来ていただきたいと思っております。また、予算書の予備は議会事務局にもありますから、興味のある方は、事務局へ申し込むなりしてください。できれば、この2週間は、みんなで白馬村の予算案を考える週にできればと思っております。そうすれば、より一層、白馬村への関心度が向上すると思っております。そういう観点で質問に入りたいと思っております。

まず最初に、義務教育無償化に見合う給食費を含む学校徴収金についてです。

1月に小学生を持つ保護者から、義務教育は無償化のはずだが、学校徴収金が多いよと。白馬村だけの問題なのか、全国的な問題なのか調べてほしいということを指摘されました。また、少しは減額できないのかいというような要望もいただきました。

私が調べる矢先に、池田町、松川村が学校給食費の補助額を増額して、家計への軽減を図るとの新聞ニュースを見ました。今回は少子化対策及び子育て支援策を充実させる観点から、給食費を含む学校徴収金、また納入金と言っている県もあります。について4点質問いたします。

1、白馬村の小中学校の学校徴収金の内容と金額は。

2番目、給食費の補助額を池田町、松川村は小学生3万5,800円、中学生3万6,600円に引き上げると新聞報道されましたが、白馬村の2020年度の給食費の年額と補助総額は幾らでしょうか。

3番目、文部科学省は保護者が子供の学校教育及び学校外活動のために支出した1年間の経費の実態をとらえる子供の学習費調査を1994年度より、隔年実施しています。また、長野県の教育委員会は毎年、学校納入金等調査を実施しています。

文科省の調査によると、2018年、平成30年の学習費調査の塾など、学校外活動費を除いた額は、小学校で10万6,800円、中学校で18万1,900円です。これが全国平均です。県の調査を見ますと、白馬村は小学校で8万1,600円、中学校11万8,500円です。この差額をどのように考えますか。捉えていますか。

4番目、持続可能な社会づくりの観点から、物を大切に作る、ごみを削減する3R活動に取り組んでいる学校、PTA、NPO法人が全国にありますが、白馬村の村内では、制服、かばん、楽器などの学用品のリユース活動、回収してもう一度使ったり、修理して再び使う、再利用する取組について、どのように取り組んでいますか。

以上4点、お伺いいたします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。平林教育長。

教育長（平林豊君） 義務教育無償化に見合う、給食費を含む学校徴収金について、1つ目の白馬村の小中学校の学校徴収金の内容と金額のご質問であります。内容につきましては、教材・教具等の教科活動費、生徒会・学級活動費、各種行事費、遠足・修学旅行費、学校給食費、生徒手帳等の生活進路指導費となります。

令和2年度学校徴収金総額は4,371万4,000円で、内訳は、教材活動費が816万8,000円、生徒会学級活動費が28万9,000円、各種行事費が256万5,000円、遠足・修学旅行費が482万4,000円、学校給食費が2,736万3,000円、生活進路指導費が50万5,000円となっております。児童1人当たり5万9,298円、生徒1人当たり9万3,822円です。

2つ目の白馬村の2020年度給食費の年額と補助総額とのご質問であります。年額は、小学生1食280円で、最大4万9,845円、中学生1食325円で、最大5万2,975円をご負担いただき、決算額は、教職員等も含め3,188万170円となっております。

補助総額は、地産地消の取組を促進するため、児童1食当たり10円、生徒1食当たり20円を

公費で負担しております。この額が158万5,230円です。

また、保護者の負担軽減を図るため、第3子以降の児童生徒の給食費を免除している額が296万8,620円、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に給食費を補助している額が348万9,154円、特別支援学級に就学する児童生徒等の保護者に、給食費2分の1の額を補助している額が48万5,220円で、総額852万8,224円であります。

令和4年度歳入予算では、児童357人、生徒218人分3,374万9,000円を計上し、歳出予算では、公費負担分170万円、就学援助費388万5,000円、特別支援教育就学奨励費107万1,000円を計上し、第3子以降の児童生徒の給食費344万2,000円を含めると、合計1,009万8,000円となります。1人当たりで換算すると、約1万6,000円を補助していることとなります。

3つ目の子供の学習費調査と学校納入金等調査の差額の要因についてのご質問ですが、文科省が実施している子供の学習費調査は、保護者が支出した経費並びに世帯の年間収入、保護者、兄弟姉妹の状況等の実態をとらえ、教育に関する国の諸施策を検討、立案するための基礎資料を得ることを目的とし、県教委が実施している学校納入金等調査は、児童生徒の保護者が学校に納入している学校納入金等の実態を把握し、教育行政施策の基礎資料を得ることを目的とした調査であります。

調査項目を比較してみますと、子供の学習費調査には、通学のための交通費、通学用自転車購入費など、通学費、制服代、ランドセル、かばんなどが含まれているため、高額になっております。

最後のご質問の制服、かばん、楽器等の学用品のリユース活動の取組状況ですが、学校等が主体となって実施はしておりませんが、PTA、バザー等での交換会や保護者間でのやりとりで自主的に取り組んでいただいているのが現状であります。

以上、答弁いたします。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

第10番（加藤亮輔君） 丁寧な答弁、どうもありがとうございます。

まず最初に、ちょっと再質問の入口として、保護者の方から、この国、日本の国は、教育費は無償化ということが憲法26条に記載されていると、そういう精神からいくと、もう少し何とかならないのかと。

教育基本法にかかれこれ書いてあるんですけども、やはり、大元である憲法のほうがそういう感じで、無償化ということがうたわれておる以上、やっぱり国、それから各地方自治体も、それに沿った取組をすべきじゃないのかということと言われて、私は次の言葉がなかなか出なかったんですけど、白馬村として、そういう一番根幹にかかわる憲法26条の精神と、それから、教育基本法4条のことを鑑みると、やっぱり、何となく教育基本法を優先するようなきらいがあるんですけども、やっぱり、憲法を優先してもらいたいなと私も思うんですけど、その辺は、教育委員会としてどのよ

うなお立場か、まず、方向性だけお示し願いたいと思います。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。横川教育課長。

教育課長（横川辰彦君） 無償化については憲法に書いてありますけども、別法令で授業料が無償ということが定められております。

学校徴収金については私費の部分もありますので、受益者負担の考えもあって徴収していると。これは全国で統一した考えでありますので、白馬村で突出して違うことをしているというわけではございません。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問ありませんか。加藤議員。

第10番（加藤亮輔君） 今の答弁がこの国の考え方になっているかなと思うんですけども、やっぱり、各地の自治体、国がなかなか足を踏み出さないから、各自治体の長が、それぞれ工夫をしたり、努力したりして、給食費についても、入学祝金についても、いろんなところで、少しでも無償化に近づけようと努力をしていると思うんです。そういう上に立って、ちょっと私、表を作りまして、皆さんにお配りしましたので、少し説明しながら質問をしていきたいと思います。

今、質問の1番目に出しましたこの資料1というものは、これは文部科学省が、ホームページでも掲載されている子供の学習費の調査です。これは2年に1回、行なわれています。保護者が1年間に支出する子供の1人当たりの経費を学校教育費、学校で使うものと学校給食費と、それから、学校外の塾とかそろばんとか、そういう感じで使う教育費、3分割してあるまとめたものです。

今回、特に私が問題にしたいのは、学校教育費と学校の給食費をちょっと考えてみたいと思うもので、こういうものを印刷して、皆さんにお配りしました。

これ見ても分かるように、小学校の場合、やっぱり教育費というのはわりあいたくさんかかって、総額では、1年間に32万1,000円かかると。中学校に行けば48万8,000円かかるといのが全国平均です。

次の資料2を見ていただくと、これは長野県の教育委員会が、学校へ納めた額、保護者から納入していただいた額をホームページに記載されています。これは毎年、報告が載ってます。

それでとりあえず、この国の表、一番新しいのと一緒にするために、2018年、平成30年度の使用しました。ここで見ると、各自治体がこういうぐあいに、長野県の自治体全てが網羅されています。そこに池田から松川、白馬、小谷というのが載ってまして、小学校、中学校、これぐらいかかったよと、これぐらい集めましたよというのが出て、それで総額が出て、その横に、1人当たりはこれぐらいですよというのが出てます。それを2018年、その横は2020年の額を記載しました。

ここで見るとお分かりのように、2018年、平成30年度は池田町、中学校の場合、11万3,000円、それが2020年になると7万6,000円、白馬村は中学生11万8,000円が2020年になると9万3,000円になるというような形で見ていただければ結構ですけど、

ちょっと池田、松川は下がっている。この下がっている主な原因が、やっぱり私はこの学校給食費が作用しているのではないかというふうに思いました、次に、その資料2の下に、資料3で池田町、松川村と白馬村の学校給食費の違いを記載しました。

先ほど、教育長から、池田町と松川村の学校給食費を対象にするために、白馬村の学校給食費を報告していただきました。それで、答弁の中にもあったように、小学生は一応10円、それから、中学生は20円、それ以外に、第3子以降については全額補助しているというような報告がありました。

第3子のところまでの計算はちょっとできないもので、とりあえず、10円、20円の小中学校に補助をしている額を、大体、1年間200日提供するというにすれば、小学生で2,000円、それから、中学生で4,000円の補助金が出ると。それに引き換えて池田、松川は、この前の新聞報道にもありましたように、小学生で3万5,800円、中学生で3万6,600円の補助をしていますよ。それで、これからも、2人の首長はこの制度を拡大していくと、そういうふうに述べていた記者会見のニュースを私は新聞で見ました。

やっぱり、同じ大北管内で、一定の額の許容範囲の格差があるのは当然、その自治体の特徴を出すためにあっても当然だけでも、やはりこれだけの、2,000円と3万5,000円なにがしのお金の、これだけの差は、ちょっと私はもう看過できないかなというふうに思います。

こういうことについて、2年前にも、この入口論の給食費を補助したらどうかという質問はやりましたが、そのときには、そこまでまだちょっと手が回らないというような答弁でした。

今、こういうぐあいに見てくると、もう少し何とか補助していただくように取り組むべきだと思うんですけども、これは教育長というよりも、総務のほうの判断にかかっていますから、村長、この辺のニュースをいろいろ、村長も新聞は見たと思うんですけど、その辺見て、どのように感じたか、御見解をまず伺います。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。まず先に、横川教育課長。

教育課長（横川辰彦君） 先に、教育委員会のほうから答弁を申し上げます。

教育委員会としては、受益者負担ということで、賄い材料費ということで、材料費分だけを徴収しているということをごさいます、その部分で、保護者負担軽減ということで、それを公費負担ということであって、予算が許せば、それはいいかなというような話ではありますけれども、村の財政全体を考える中で、その分でいくと2,000万円ぐらいになるんですけども、2,000万円を公費で負担するということは、その他の部分を2,000万円スクラップして、その財源を捻出しなければいけないということになるかと思えます。

白馬村の全体施策の中で、子育てのそこを優先にするのか、あるいは、除雪ですとか観光を優先にするのかということは、全体のバランスを見ながら考えるということでもありますので、教育委員会サイドとすれば、そこへ予算をつけていただければありがたいことでもありますけれども、村全体

を通して考えないと、それはいけないのではないかなというふうに教育委員会のほうでも理解をしているということです。

議長（太田伸子君） 下川村長。

村長（下川正剛君） 松川と池田の例をとって、白馬村との違いを表で提示をさせていただいているわけですが、白馬村と、また池田、松川とは、いろいろな財政事情が非常に違います。今ちょっと、そんな話があったかどうか知りませんが、村のこの何というか、昔からの観光で生きる村として、観光予算に非常に拠出をしているということ、それから、冬の関係もそうでありませんが、除雪の関係も、松川、池田あたりは、ほとんどかからない、そういった状況の中で、特に白馬村、小谷村もそうでありますが、非常に除雪費もかかるというようなことで、村の全体の予算を勘案をする中で対応させていただいているわけでありますので、一概に、池田、松川がどうかと言われても、村の財政事情もありますので、村としては、できるだけ下げるという取組はしているわけでありますが、それはご理解をいただきたいというふうに思います。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

第10番（加藤亮輔君） 私も白馬村の主産業が観光だということは十分認識しています。それと同時に、村づくりを行なっていくこの少子化の中で、村を継続的に、持続的にしていくと。最近、SDGsとかいろんな言葉で言われていますけども、やっぱり、白馬村を存続していくためには、やっぱり、一番根幹になるのは人づくりだと思うんですが、このことは、村長もいろんなところで、そういうご発言をされてます。

それで、まず、村の予算について、今回、3月議会で予算を審議するものですから、少し、村の予算がどうなっているかちょっと調べてみました。資料4をちょっと皆さんに提供しました。

この資料4は、ちょっと短いんですけど、10年間の白馬村を含む大北4町村の決算カード、これは総務省が出している決算カードですけど、それをもとにして、歳出合計額と教育費の割合を調べてみました。

それを見ると、やはり、白馬村のところを見れば、2010年は総額の中の6.8%が教育費に使われていたと。それで、その10年間のトータルを平均化すると、この10年間大体8.2%が教育費に使われたというふうに出ます。池田、松川についてを見ますと、池田はこの10年間で12.9%、それから、松川は12.0%教育費に使われたというふうに出ます。

先ほど言われたように、白馬村は観光予算で、観光の町だから観光予算に使っている、雪が降るから除雪費に多額のお金を使うということは、もちろんあります。それは、その自治体の特徴で、やはり交付金、除雪費にすれば一定の交付金もありますし、その中で、みんなが賭って、各自治体の配分が、最終的にはこういうふうになっているのが現実です。

それでもう1つ、この下の今度、類似団体比較カード、これも総務省が発表しているものですけ

ども、これも10年間、ちょっと調べてみて、これは白馬村と同じような自治体、人口が5,000から1万人の間の自治体で、産業構造も似通った自治体5種類5段階に分けて、全国で町村を15の категорияに分けてしたのが、この類似団体比較です。だから、白馬村と似通った自治体の平均値です。

白馬村は、先ほど言いましたように、この10年間の教育費の割合は8.2%と。それから、類似団体で見ると10.2%と。本来だったら、20年ぐらいの比較をしたほうが、もっと正確な数字が出るかもしれないけど、そこまでちょっとやれなかったもので、勘弁していただきたいんですけど、こういうところを見るとやっぱり、これでも2%違うと。

このランクの2%、1%は、大体6,000万円から7,000万円ぐらいになるから、1億2,000万円、3,000万円のお金なんですわね。だから、これがやっぱり10年続くと、計算上は13億円から14億円ぐらいの違いが出てくるというのが指摘できるんですけども、この辺がやっぱり、教育関係の、これは社会教育も全てだけど、そういう関係のところ、やっぱり格差が出てきた原因に私はなっていると思うんですけど、こういう指摘に対して、そしたら、教育委員長か村長、本当はやっぱり、予算の配分の問題ですから、これは横山副村長、答弁をお願いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。横山副村長。

副村長（横山秋一君） この表を今、見せていただいて、議員ご指摘は、教育費の割合を中心的におっしゃってございましたけれども、例えば、平成27年度、白馬村の予算は71億。ご存じのとおり、平成26年の神城断層地震の後の復旧事業で非常に膨らんでおります。

教育費以外が大幅に膨らんだ中で言うと、教育に別に、教育を手薄くしたわけではないけれども、比率は下がると、そういった見方ができるので、一概に、比率だけで比較するのはいかなものかなというのが、まず指摘をさせていただきます。平成30年だけ見れば、白馬村が一番教育費に費やしているというふうになります。これは、ご承知のとおり、給食センターの建設であります。

ですので、こういったハードを含めた表はいかなものかと思えますし、教育費以外でどういった状況があるかということも総合的に勘案しないと、一概に、教育に手厚い、そうではないといった議論はできないと感じております。

議長（太田伸子君） 下川村長。

村長（下川正剛君） 先ほど、白馬村の観光というような特性の話をいたしましたけれども、特に池田、松川の面積、町の面積なんかは、白馬村の本当に4分の1くらい——じゃないか。本当に、白馬村は——189平方キロですか。松川、池田にしてみれば40、そういったところが非常に、村政運営するにも、道路の問題にしても、いろいろの問題にして、本当に池田、松川なんか、こじんまりまとまっているということが、非常にそういう部分ではうらやましいなど、こんなふうに思ってますけども、ご案内のように、白馬村は本当に南北に長い。そして、道路も本当に縦横無尽に、

住民のために、そしてまた、観光客のために道路を何個も。そして下水道、水道もそうでございますけども、非常に、そういったところに予算を費やしているということをご理解をいただきたいなと。

ただ、教育費に対して、特化してどうだって言われても、そこら辺は加藤議員、ちょっとご理解をいただきたいなというふうに思います。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

第10番（加藤亮輔君） もちろん、そういう考えは当然起こると思うんですね。

そういうことは、重々私も承知しています。

先ほど、わざわざこの下に類似団体の表も付けて、全国の町村を15のカテゴリーに分けて、これは、白馬村以上に土地の多いところもあれば、少ないところもある。それから、災害の起きたところもあれば、起きなかったところもある。これは全部の自治体がそういうふうに、災害の起きたところは増えた額で計算されています。だからそれ、トータル的にやっぱ見な。

ただ単に、こことAとBだけを見比べると、そういう齟齬というか、誤差が生まれるけども、やっぱりこういうぐあいに類似団体にでも、やっぱり2%ぐらい違って、各町村でも、この大北管内でもちょっと見劣りするなあというところはやっぱり、素直に私は認めるべきだと思うんですね。認めた上で、何とか工面できないかなあという立場に立ってやっぱり、村政運営をしていくと。

今回は、一番最初に申し上げたように、教育の無償化ということで村民から言われて、それに基づいて自分なりに調査すれば、教育費がどうなってるかっていうところを特化して問題提起したわけです。

だから、そこについては観光に特化して、これから質問する場合がありますから、それはその中の範囲で答えていただければ、私は何も、村政運営はこういう、私たちはこうやってるのだということを発表してもらえば、私はいいと思います。それで、細かい問題で言うと、先ほどの給食費のことは、そういうことです。

それからもう1つね、ちょっと指摘しておきたいのは、これを見て、私もよく分かったんですけど、資料1のこの小学校と中学校の子供の学習費用ですね。これを、中学校やったら中学校のところを見ていただいて、1年生と2年生を見ていただくと、1年生は19万4,000円の学校給食費、①のとおね、かかっています。2年生は10万5,000円と、9万円ぐらい違うんですね。

何で1年、2年。これは小学校でも同じことが言えます。1年と2年では、小学校は10万9,000円が、2年生になると3万6,000円になる。これの一番の大きい原因をこの部門別で、その下を見ていきますと、やはり、中学校の場合やと、制服費用4万7,000円、2年、3年になると5,000円台になっちゃうんですね。

それから、通学用品が1万7,000円が、2年、3年は7,000円台になっちゃう。それから、その上の通学費ですか。通学費も1万7,000円と2年、3年は4,000円台になるということ

で、極端にこの1年と2年は違うと。

これは何を意味しとるかというのと、やっぱり、1年生は新入児童・生徒で、やっぱり、制服も買わなあかん、ランドセルも買わなあかん。いろいろ入り用があるということの表れだと思うんです。

それで、ただ単に、池田、松川なんかは小学校は1万円、それから、中学校になると3万円と5万円の入学祝い金を出していますわね。そういうところもね、私、こんな入学祝い金までは、やっぱり村に言うよりも、みんなで何か工面する方法を考えたほうがいいんじゃないかなと内心思ってたんだけど、これだけの格差を見るとやっぱり、自治体が少し、差し伸べると言おうか、援助するっていうのは分かると思うんですわ。

だから、そういうところも含めて池田、松川については、やっぱり学童、生徒に対してきめ細やかな配慮をしたことをやってるなというのが、私は素直に認めるべきだと思う。それについて、やっぱり白馬村も格差を拡大していくんじゃなくて、格差を縮めるような方向で取り組んでいただきたいというのが、今回の質問なんですわ。

その辺について、今年は予算案も提案されていますから別ですけど、今後どういうふうにしていくつもりか、何か見解なりお考えがあれば、よろしくお願いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。平林教育長。

教育長（平林豊君） 加藤議員の言われるとおりでと思います。近隣に対してですね格差が生じることは問題がありますので、できるだけですね、格差が生じないような形でですね、これから、近隣の市町村の中身を見てですね検討してまいりたい、このように思っています。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

第10番（加藤亮輔君） どうも前向きな答弁ありがとうございます。

あと、最後にもう1つですけど、ここに書きました学用品は割合高い。それから、1回とは言わないけど、二、三回しか使わない学用品もある。そういうものがもったいないから、SDGsの観点から言っても、もう少し3Rと言おうか、そういう観点でも、この村の中で活動できないかなということで調べたところで、ちょっと発表したいと思うんですけど。飯綱町は、この学用品リユース実行委員会というものをつくって、これは、社会福祉協議会のボランティアグループがそういうリユース実行委員会をつくって、小学校、中学校の学童が使った、まだ十分使えるいいものを集めて、それを新入生の希望者にお配りしたり、また、大きいものについては、4年生でまだ使える子供にお配りしたり、いろいろ回し合って、言葉は不十分ですけど、みんなで再利用しているという取組です。

それから、新潟県の新発田市の市の教育委員会では、学校にそういう学用品の、まだ新しくて十分使えるものをみんなが提供するボックスを置いておいて、そこへ入れて使ってもらおうと。それをこういうボランティアグループが全部回収して、きれいに洗濯とか修理をして、また、学校の体育

館とか、そういうところの一番後ろのところにみんなで展示して、みんなに使ってもらおうとか、それから、一番高額な学生服とか、そういうものについては、学生服リユース協会というのが、これは全国展開しているNPO団体ですけど、そういうところなんかもありますから、白馬村でも、私の聞いた知っとる範囲では、ノルディックのスキー靴ね、これはリユースして、何かみんなで回しっこして使っているということは聞いていますけど、もう少し、そういう学用品とか制服とかかばんとか、そういうものも含めてリユースするような組織をつくるように、これは、教育委員会でもいいし、健康福祉課の社協の関係でもいいし、それから、ほかの団体、どこでもいいんですけど、一定の運営ができるような、後押しをするような感じの、みんなに声かけっちゃうんかね、そういうものを、まず役場のほうで、だれかが音頭とってやってもらえないかなど。

後の運営は、やっぱりこういう問題ですから、PTAとかNPO団体とか、そういうグループとか、そういうものが運営してくると思いますから、とりあえず、軌道に乗るまで、村のほうでちょっと汗を流してもらえないかなと思うんですけど、いかがなものでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。横川教育課長。

教育課長（横川辰彦君） 教育委員会のほうでお声がけをして、場を提供するなりということはやぶさかではないことだと思います。ただ、既にPTAですとか保護者間で、もうそれ流通しているようなところもあるものですから、それは公のところに設置するかどうかというところの詰めだけかなというように思います。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありますか。加藤議員。

第10番（加藤亮輔君） 今の教育課長の話によると、既に一定のところがやられておるといような答弁として受け取っていいんでしょうかね。そしたら、それをもう少し、みんなが分かるような、保護者が分かるような感じで告知していただくとか、小さなグループで交換するんじゃなくて、もう少し学校単位とか、そういうとこで大きく、みんなが利用できるような感じでしていただきたいと思います。

次の質問に移らせていただきます。

2です。コロナ禍での生活実態調査と新年度予算。

コロナ禍で勤務時間が減少した、リストラされたなど、生活の悪化を伝えるニュースが報道されています。白馬村でも同じ状況なのか、それとも、白馬村は特別地域なのか、村内の実態が分かりません。

県にまん延防止等重点措置が適用され、キャンセルが増加し宿泊客、仕事量が減少、また保育園、学校の状況で仕事を休むなど、生活と暮らしへの影響も考えられます。村は、村民、事業者の生活、営業実態をどのように収集・分析しているのか、その対策のための事業内容と新年度予算案について質問します。

1、予算を作成するに当たり、村民の生活実態をどのように把握していますか。

2、コロナ禍の中で、村内事業者の経営状況は悪いと思いますが、コロナ禍前の2018年と比較して、今はどのような状況とお考えですか。

3、今の状況を打開するための新年度予算の目玉事業は。

4、新年度予算に、以前から要望の強いスクールバスの本格運行実施を盛り込みましたか。

以上4点、答弁をお願いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） コロナ禍での生活実態と新年度予算について、4項目のご質問をいただいておりますので、順次答弁をさせていただきます。

1点目のコロナ禍での生活実態調査についてお答えをいたしますが、次の質問との関連もありますので。

毎月、主要の観光施設や交通機関から利用者数を、報告とともに利用状況もコメントいただいております。これらから、村全体の状況を把握をしているところであります。また、定期的に県や商工会、金融機関等にお集まりいただき、村内の産業経済や雇用情勢並びに金融市場を取り巻く感染症の影響に関する情報の把握と共有をしております。さらに、国や村の支援制度の申請内容からも、経営状況の把握に努めております。

一方、生活実態とは若干違いますが、新型コロナウイルスの感染症に伴う住民、事業者としての行政ニーズに関しては、先ごろ通知をした灯油費等給付金に併せて、これまで行なってきた各種事業について、直近でまとめたアンケート結果は、経済対策として、事業者は、1位プレミアム付の商品券、2番目は休業事業者協力金、3番目は商工業者緊急支援であります。

一般では、1位がプレミアム商品券で、2位は灯油費等給付金、3位は子育て世帯支援金であります。全体では、1位プレミアム付の商品券、2位は灯油費等給付金、3位には休業事業者協力金といった結果になりました。

このほかに、感染症対策についてもアンケートを行っており、今後も、見据えた経済対策、感染症対策として、これらも参考にしたタイムリーな各種の制度設計などに役立てればというふうを考えております。

2点目のご質問では、比較対象が2018年とのことでありますが、新型コロナウイルスの感染症の国内初の感染例は2020年の1月、村内では、同年12月であったと記憶をしておりますので、その前年である2019年を基準年とし、2021年を対象年としてお答えをさせていただきますが、また、国の月次支援金では、2021年の対象月の売上が、前年または前々年の同月と比較して、一定割合以上、減少している事業者を対象に支給をされていまして、この情報をベースにお答えをさせていただきます。

月次支援金は、緊急事態宣言措置、またはまん延防止等重点措置に伴う外出自粛等の影響を受け

ている事業者で、売上減少率が50%以上の事業者に対して支給をされました。村内では430を超える事業者が、この支援金を受給しています。

主な業種は宿泊や飲食、小売になりますが、地域経済分析システムによると、これらの企業数は約700でありますので、その6割超が2019年比で50%以上の売上減少を経験しているということになります。

また、2月上旬に開催をいたしました経済対策連携会議では、金融機関から、事業者の相談内容として、新規や追加の融資に関するのではなく、運転資金の当初借入れの据置期間が到来することから、据置期間や返済期間の延長に関する相談が多く占められているとの報告がございました。このことから、事業者の経営状況が極めて厳しいことがうかがわれます。

また、3点目の新年度の予算の目玉事業についてお答えをいたしますが、まず、新年度予算前となる今回の令和3年度の第9号の補正予算でも、新型コロナウイルスの感染症の第6波の到来によりまして発生をいたしました村内事業者の売上減少の影響を緩和するため、売上減少率及び事業規模に応じて、第6波対応事業者特別支援金を支給する方針であります。

新年度当初予算の中で申し上げますと、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化をする中、管内中小企業者などの円滑な資金繰り対策を支援するため、今年度に引き続き、公的融資制度の信用保証料の補給及び利子補給補助金の交付を行ないます。

なお、新年度における補正予算に向けて、令和3年度に交付限度額が通知をされた新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の一部に対して、内閣府における本省繰越手続を行ない、これに関しては、白馬村の令和4年度当初予算及び予定する補正予算に計上して実施をする事業の特定財源とすることができるため、感染対策が必要か、経済対策が必要か、刻々と変化する社会状況を見極めながら、この交付金を使って、新型コロナウイルス感染症対策としての有効な事業を、なるべく早いうちに行なう予定で、各方面から情報収集をしているところであります。

この事業内容が決まりましたら、速やかに実施ができるよう、補正予算を計上する予定としておりますので、その際は、ご審議のほどよろしくお願いをしたいというふうに思います。

最後に、スクールバスについてであります。

スクールバスについては、令和2年度から試験運行を開始をし、運行経路や時間、対象者など、様々な問題を洗い出しながら、間もなく2年目の運行が終了をする見込みになりました。

特にトラブルもなく、利用者からもよい評価をいただいていると、教育委員会からも聞いておりますが、ご質問の本格実施とは通年運行を指すものと解してお答えをいたしますが、地域公共交通網の形成のために、令和4年度から、スクールバスを初め、各種交通路線のすり合わせを行なう計画としています。

スクールバスの運行は、新型コロナウイルス感染症の流行で、暑い夏の時期に試験運行ができていません。それぞれの交通資源のすり合わせを行なうためには、夏の運行を行ない、通年運行の必

要性なども検証をしなくてはならないと考えておりますので、令和4年度予算において、夏の期間を入れて、4か月の試験運行費用として計上をいたしました。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。加藤議員の質問時間は、答弁を含め、あと4分30秒です。質問はありませんか。加藤議員。

第10番（加藤亮輔君） どうも答弁ありがとうございます。

それで、今大変有意義と言おうか、コロナ禍で厳しい状況だと。それで、何とか支援したいっていうことで、特別支援を考えてるというような答弁をいただいたと私は理解したんですけど、これは、昨日、今日と、大糸タイムズにこれも載ってました。

大町市も第6波の事業者の支援金というものを行なっていますが、それと似通った形で、白馬村でも実施すると。細かいところについては、まだ決まっていないというような段階でとらえていいんでしょうか。それとも、全然違うよと言うんだったら、ちょっともう少し具体的に答弁をお願いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。太田観光課長。

観光課長（太田雄介君） お答えします。

まず、第9号補正に挙げております特別支援事業については、枠組みとすれば大町市と同様であります。ただ、減少率で少し白馬村は工夫をしておりますして、前年または前々年の同月比で、25%以上減少している事業者に対して支援金を支給するというものであります。

個人であれば上限が8万円、法人であれば上限16万円ということで、制度を今、組み立てているところであります。詳しい内容については、補正予算を審議いただく常任委員会のほうで説明してまいります。概要的には以上になります。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありますか。加藤議員。

第10番（加藤亮輔君） 時間がもうありませんから、最後に一言だけ。

資料としてもう1つ用意したんですね。資料5を見ていただくと、これは総務省の統計局が出している国の基幹統計です。基幹統計のうちのは、重要な統計を国が責任を持ってやって、それをホームページ上に記載されています。この統計を、ある総理大臣はちょっと改ざんして問題にもなりましたが、そういう国の実態を知る一番重要な統計が全国で、各省庁で53あります。

この53の統計の中で、私は白馬村でも十分利用できる統計があるなというふうに考えました。国民生活基礎統計とか、それから、毎月勤労統計とか、それから家計統計とか、それから、中には商工会の集会で教えていただいたんですけど、国土交通省がやってる建築着工統計、これなんか、きちっと分析すると、白馬村に新築の建物がどれだけこの年、建ってたかというところなんかも分かるということを聞いています。だから、こういうものをもっと利用して、予算案のつくり、それから村づくりに役立てていただきたいと思います。

質問としては、こういうところはちょっと得意な人が余り見受けられなかったら、この統計局で統計研修というものを行なっています。そういうところへ職員を派遣するなりして、やっぱり、データをきちっとつかむちゅうことが、世界水準の観光地を勝ち抜く一番の早道だと思うんです。あらゆる統計、データをやっぱり、この白馬村がきちっとつかむというためにも、こういう統計をきちっと、統計の予算を増やしてきちっとやっていってほしいと思います。

これで終わります。

議長（太田伸子君） 質問時間が終了しましたので、第10番、加藤亮輔議員の一般質問を終結いたします。

ただいまから5分間休憩といたします。

休憩 午後 2時01分

再開 午後 2時06分

議長（太田伸子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第1番増井春美議員の一般質問を許します。第1番増井春美議員。

第1番（増井春美君） 1番増井春美です。それでは、通告に従いまして、2項目の質問をいたします。今日はケーブルテレビも入っておりますし、村民の方も御覧になってる方もいらっしゃると思います。白馬村にとりまして、このケーブルテレビは大変情報手段としては貴重で重要なものだと思っております。

それでは、1つ目に、ケーブルテレビ白馬の将来像について。

令和3年9月、総務省が発行した「ケーブルテレビの現状」の資料によりますと、令和2年度末自主放送を伴うケーブルテレビの加入世帯数は全国で3,117万世帯、普及率は52.4%、長野県では42万世帯、48.1%の加入率であると記載をされております。

ご承知とは思いますが、ケーブルテレビの本来の目的は、建物に囲まれたエリアや山間地など各家庭の戸別受信機ではテレビ放送電波の受信が困難な地域や、家庭への放送配信であるとされておりますが、ケーブルテレビには地域に密着した情報の発信、さらには防災意識の啓発や災害時における災害情報の伝達としての目的もあります。当村のケーブルテレビ事業は、国の補助を受け、8億円近い投資により整備され、平成23年4月1日に開局以来、指定管理者、株式会社エーアイシーコミュニケーションズに業務を委託しており、現在に至ります。また、近年では、情報通信関連技術の進歩を背景とした新たな情報手段への急速な変化も起きております。

そこで、12年目を迎えるに当たり、次の6項目についてお尋ねいたします。

- 1番目、事業の現状と課題は何だとお考えでしょうか。
- 2番目、事業を健全運営するための世帯数はどのくらいとお考えですか。
- 3番目、加入促進のためのキャンペーンの実施のお考えはありますか。
- 4番目、放送番組審議会の活動内容はどんなものでしょうか。

5番目、村民への番組意向調査、アンケートの実施状況はどうでしょうか。

6番目、村民サービスの情報基盤としての未来をどうお考えですか。

以上、6項目の質問を終わります。お願いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 増井議員から、ケーブルテレビ白馬の将来像について、6項目の質問をいただいておりますので、順次、答弁をさせていただきます。

1点目の現状と課題について、お答えをいたします。

ケーブルテレビ白馬は、テレビ視聴困難地域及びブロードバンドゼロ地域解消、近隣市村との情報格差の解消策と併せ、平成23年7月の地上デジタル放送完全移行への対応及び各種行政情報の提供による情報公開を推進するため、白馬村全域に光ファイバーによるケーブルテレビ網を整備いたしました。

ケーブルテレビ事業の現状ですが、加入件数につきましては、平成23年度は1,858件に対し、令和4年1月現在では2,164件となっています。

また、神城地域の通信の光ファイバー加入件数につきましては、平成22年度は420件のIRU契約数に対し、令和3年度は939件の契約数となっています。

管理運営業務につきましては、専門的知識の必要な特殊業務であり、効率的な運用を目指す観点から、開設当初から指定管理者制度を導入し、5年ごとに公募による募集を行なっています。現在は、令和7年の3月31日まで、株式会社エーアイシーコミュニケーションズと契約中で、住民の基礎的情報ニーズにこたえ、地域情報や災害情報を自主制作番組や文字放送で放送するなど、地域に密着したきめ細かな情報提供を心がけて実施をしているところです。

課題につきましては、開局から12年が経過し、本体設備や附帯設備の老朽化が挙げられます。近年の大規模設備更新工事を申し上げますと、平成29年度には、音声、映像、データ等をユーザー側に送出する設備機器、送出のヘッドエンドの更新工事を約3,500万円で実施をしました。令和元年度には、同じく、受信側ヘッドエンドとアンテナの更新工事を2,850万円で実施いたしました。

また、令和4年度には、機器の劣化に加え、4Kへの対応のため、カメラ2台の更新を予定をしております。

また、衛星放送での4K、8Kへの対応や、地上放送番組のネット配信や映像通信サービスの拡大による加入率の停滞、移動通信サービスの高度化、具体的には、5Gの導入などへの対応などケーブルテレビを取り巻く環境変化については、今後における大きな課題の一つとして挙げられます。

2点目の、事業を健全運営するための加入世帯についてですが、開局に当たり、維持管理費用と利用料金の検討を行なった際には、1,800世帯から1,900世帯の加入があれば健全な事業運営ができると計算をしておりました。この計算の算出につきましては、指定管理者との基本協定で

管理責任分担を詳細に決めておりますが、大規模な支障移転工事費や、1件30万円以上の修繕費、備品購入費等につきましては村が負担することとしておりますので、指定管理以外の部分についての経費については読み切れない部分ですので、これらの経費を除けば、現状では健全運営と言えると考えます。

なお、今後も設備更新等は必要であり、神城地域に整備した光通信回線のIRU契約に関する収入金額につきましては、指定管理者によるケーブルテレビ事業の運営収入には組み込んでおりませんので、今後の設備更新等の財源に充てることを目的に、毎年、基金繰入を行ない、設備更新に備えております。

3点目の、加入促進のためのキャンペーン実施についてですが、事業実施及び開局に向けて、加入負担金については、一定期間に加入申込みをされた方を対象に全額免除し、その費用について村が負担した経過があります。これにつきましては、加入率向上に向け、一定の効果があつたと認識をしております。

この負担金につきましては、現在、指定管理者の収入源とできるものの、引込工事に係る実際の工事金額は利用者から徴収する負担金額より高いため、さらなる負担が生じることから、このようなキャンペーンについては現時点では考えておりません。

加えて、一般論として、ケーブルテレビ加入により利用料が月額発生することからも、維持管理経費を抑えるといった傾向を考えると、加入負担金に特化したキャンペーンは限定的と捉えております。

4点目の放送番組審議会の活用内容についてですが、まず放送番組審議会とは、番組の向上改善と適正を図るため、放送番組等の審議を行なうことを目的として設置された審議機関で、放送法により設置が定められているものです。白馬村有線テレビ放送番組審議会は、現在11名の委員で構成をされており、白馬村有線テレビ放送番組審議会規則に定める番組基準に基づき、放送番組等について調査、審議をしており、開催につきましては、毎年1回の開催をしているところであります。

それから5点目の、村民への番組意向調査の実施状況についてお答えをいたします。平成25年度に一度実施をいたしましたが、回答率の低さから、現在は番組の中やCM等でご意見やご要望について呼びかけを行ない、意見のある方からは、メールや電話で直接いただく形や、指定管理者による企画立案により、ターゲットを絞って取り組んでおります。

最後に、村民サービスの情報基盤としての未来像についてお答えをいたします。先ほども申し上げましたが、ケーブルテレビ白馬は、地上テレビ放送の難視聴区域及びブロードバンドゼロ地域解消を目的として開設をし、これまで自主放送や文字放送、多チャンネル放送など放送サービスの高度化と併せてサービスの充実を図ってまいりました。

一方で、4K、8K、動画配信サービスの普及など、ケーブルテレビを取り巻く環境は近年大きく変化をしております。今後は、光通信のブロードバンド化によるインターネットテレビの普及な

ど、先の見通しが不透明な部分ではありますが、地域に寄り添うメディアであるケーブルテレビとして、公共的役割を果たすことができるよう努めてまいります。そのためには、常に利用者目線の地域情報や災害情報などの発信により、公益性の確保・充実と、事業規模に応じた発展や、人材育成等により事業性の確保・充実を図ってまいります。

これからの時代は、今以上に情報収集の選択肢が増えてくると予測ができます。そのような中で、繰り返しになりますが、ケーブルテレビ白馬、今後も地域に寄り添った情報基盤として、引き続き事業を行なってまいりたいというふうに考えております。

以上で、1つ目の答弁とさせていただきます。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。増井議員、質問はありませんか。増井議員。

第1番（増井春美君） 答弁ありがとうございました。私は、開局以来、もう12年目になりますけれども、最初からケーブルテレビは視聴させていただいております。

ケーブルテレビは、毎日、一日中見るというわけではなくて、皆さんもそうだと思うんですけども、今回はコロナ禍にありまして、行政情報を村長のメッセージはもちろんですけども、行政情報を頻繁に若い職員の方が放映されて、これは大変いいなど、今までにない形で、有効に、こういう形で利用していけば、今後ともいいかなと思っております。

それと、これから質問をさせていただくんですけども、過去、私、議会の議事録をずっと見させていただいて、村長も議長であられたりしたことがあるんですけども、私が議会、議事録で調べたのは、先ほど村長答弁ございましたけども、平成24年の3月時点の加入世帯、先ほど言われた1,858世帯、全世帯を対象にした、これは加入率約50%というような答弁をされております。

それと、白馬村の第5次計画を見ますと、平成元年で2,088件、先ほどお聞きしました平成4年の1月現在で2,164件ということでございました。約11年近く経過しておりますけれども、年平均にしますと30件ぐらい増えておりますが、これは大変順調に伸びてきたというふうに思います。

これからは、若い方のテレビ離れもございますし、安穩としていくわけにはいかないと思いたすが、今までこの目標を順調に伸びてきましたけども、村として、何か対策を、指定管理者の方と一緒にされてきたのか、恐らく他市町村、大町市なんかもそうなんですけども急激に伸びておりますので、その辺を対策をされてきたかどうか、お伺いいたします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。吉田参事兼総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） それでは、加入率向上に向けての対策というところですが、開局当時につきましては、先ほど村長答弁にもありましたとおり、加入負担金の全額減免というのがキャンペーンになります。それ以降は、転入される方、いわゆる住民課の窓口で手続きをするときに、白馬村にはケーブルテレビがありますよというようなご案内をさせていただくというところです。

あと、番組につきましては、どういうものが流れているのかが、なかなか分かりづらいということで、村民ホール、現在も置いておりますが、ケーブルテレビ、いわゆる自主放送を流したり、村内の要衝となるようなところには自主放送の番組表というのを置かせていただき、そのような取組をしているのが、加入に向けての取組ということであります。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。増井議員、質問はありませんか。増井議員。

第1番（増井春美君） 先ほどの答弁で、村長は加入促進キャンペーンについては考えていないということを発言されました。例えばですね、このまま年平均30件が上がっていくとも、時代の変化とともに思えません。加入促進というのは、今までやられてきて年30件ぐらい確保しておるんですけども、やる必要が、やはりあるというふうに思います。

例えばですね、当初の負担金がございますよね、3万円。これもお聞きするところによると、3万円だけでは納まらないところもあると、地域によっては10万円を超えるようなところもあるということを考えますと、やはり先ほど言われた考えてないというのは、当然かなというふうに思います。

ただですね、その3万円なんですけども、例えばですね、大町市のほうでやられたかと思うんですけど、分割してね納入をしていただくとか、また利用料金を何か月か無料にするとか、そういうふうなことは、ちょっと考えられないでしょうか、お尋ねいたします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。吉田参事兼総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） まず、2件、提案がありましたけども、分割納入については、やはり先ほどの話にもありましたとおり、村で設定している加入金の金額では賄い切れないので、分割をしたとしても、あまり経営上の影響というのは改善はされないかなというふうに思います。

あと利用料金の関係につきましては、これは一定の検討する余地はあるかというふうに思います。ただし、今の時代の中で、インシヤルコストはただになったとしても、ランニングコストを嫌うという傾向は、これは若い世代の中でもよく聞く話です。これがはたして、その数箇月等で魅力があるかどうか、この辺は少し深掘りしないと何とも申し上げることはできませんけども、ただ検討の余地はあるかなというところで答弁とさせていただきます。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。増井議員、質問はありませんか。増井議員。

第1番（増井春美君） 先ほどは、キャンペーンについては分割等の検討はできるというふうに理解してよろしいでしょうか。

それと、次の質問に移ります。放送番組審議会について私は質問をいたしました。これは、お聞きしますと、年1回、放送法で決められた回数だと思っておりますけども、お隣の太田市では2回やられてるんですね。基本的には、放送番組ということで、その審議ということですけども、どうしても

ですね毎日見てる番組見てるわけでもありませんし、若い人の意見とかですね、アンケートを取っていただきたいなと思ってます。回収率が悪いので、あまり意味がないからってというようなお答えだったと思うんですけども、郵送するにしても、全世帯ということではなくて、ある程度、サンプリングということでとっていただいて、放送審議会の方だけの意見はなくてですね、広くやっぱり意見をとらないと、どうしてもマンネリ化していくような気がいたします。

それと、この放送審議会ではですね、番組についての審議だと思いますけども、こういう加入世帯、加入率とかそういうことについての審議をされないんでしょうか、お伺いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。吉田参事兼総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） 最初におことわりしておきますけども、先ほど、分割は考えていないけども利用料金のキャンペーンについては考えているという答弁をさせていただきましたので、繰り返しさせていただきます。

なお、2点目の番組審議会での番組の内容ですね。実際に番組審議会は放送法の規定でいくと、村が定めている番組基準に合っているかどうかというのを審議するのが、この番組審議会になります。ただし、その後どういう放送が必要かどうかという意見交換の中ではこういうものはどうかというような話はさせていただいておりますので、若干ではありますが、その会の中では話をしているというのが実態です。

アンケートは、古いんですけども、アンケートとして回収をするよりも、リアルタイムにこういうものが欲しいといった声のほうが、指定管理者側からすると、番組の制作に反映しやすいというところがありますので、これもそのときの、はやりのものだけになるのかもしれませんが、じゃあ、アンケートをやって、まとめて、実際に番組をつくるときには、既にはやりが薄れているということもあるかもしれません。ですので、指定管理者側からすると、いつでもご意見については伺うということでもありますので、そのような体制でご意見は賜るという状況ということをご理解いただきたいと思います。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。増井議員、質問はありませんか。増井議員。

第1番（増井春美君） 放送番組審議会について、もう一度お尋ねをいたします。当然、年1回されてると思います。議事録の概要というのは、当然とられてると思いますが、私もいろいろ調べましても公開されてないように思います。議事録の内容そのものは別としまして、概要ということで、ホームページなり公表していただきたいと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。吉田参事兼総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） 審議会の内容、ご意見、会議の中で出されてる内容を確認しながら、ホームページの公開については公開するような方向で考えたいと思います。

ただし、先ほどの大町の例がありましたけども、大町は直営でやっております。白馬村は指定管

理者が入っております。指定管理の中では、ケーブルテレビ等の知見を有する者を指定管理として指定しておりますので、そこら辺が回数の違いかなというふうに思いますので、その辺は付け加えさせていただきます。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。増井議員、質問はありませんか。増井議員。

第1番（増井春美君） この質問の最後になります。今後ですね、将来的に、私もケーブルテレビっていうのは本当に重要だと思っております。若い方がですねテレビを見ないとか、今増えておりますね、逆転してますね。テレビは見ない、テレビがないというようなことで逆転しております。恐らくこのまま何年かすれば、今、加入世帯は、ある程度上がっておりますが、だんだん横ばいから下がってくるような気がしております。この辺、恐らく下がってるんじゃないかと思いますが、やはり積極的にですね加入促進ということを、指定業者のエーアイシーさんと協力して今から準備していただきたいなというふうに思います。

それと、村長の場合は、当初ですね、ケーブルテレビの運営につきましては、これからですね、今申しました、今ウィズコロナとかですね、少子高齢化とか、人口減少とか、そういうのがいろいろ諸問題が出てくると思いますので、ぜひですね重ねて申しますけども、行政のほうは指定管理者の方と協力して、その辺を十分に考えていっていただきたいなというふうに思います。

それでは、以上で1つ目の質問を終わります。

それでは、2つ目の質問をさせていただきます。白馬村歴史民俗資料館の将来像についてということで、平成26年第3回9月議会におきまして、村長は、歴史民俗資料館の在り方や活用について、こんなことを言われていますね。答弁されています。村長になられて初めての議会であったと思いますが、平成21年度から村内の指定業者に業務を託していると。利活用を見ても、村民の利用はほとんどなく、歴史民俗資料保存上、望ましい状態とは言えない。これまで歴史民俗資料館及び古民家施設が保存する歴史民俗資料を一元化に管理し、村の豊かな自然風土に根差した習慣、先人の知恵を伝承していくことが必要と考えたと。文化財保護委員に現状を把握していただいて、あらゆる角度から検討し、総合的に判断していく必要があると考えていると答弁されております。

そこで、次の項目についてお伺いいたします。

1、歴史民俗資料館の現状と課題は。

2、白馬村グリーンスポーツ条例第13条に規定している運営に関する事項は定められているか。

3、文化財保護委員イコール資料館運営委員の活動内容はどのようなものでしょうか。

4、文化財保護委員による現状把握、総合判断は出ましたか。

5、村民に開かれた歴史民俗資料館運営の将来像をどうお考えですか。

以上で2つ目の質問を終わります。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 2つ目の白馬村歴史民俗資料館の将来像について、5項目の質問をいただいておりますので、順次、答弁をさせていただきます。

1点目の白馬村歴史民俗資料館の現状と課題についてのご質問ですが、白馬村歴史民俗資料館は、文化庁や農水省の補助を受け、昭和57年に建設をされ、現在はグリーンスポーツの森に含める形で白馬村振興公社が指定管理者として運営を担っています。館内入口には、白馬岳登山の変遷があり、奥の資料室には、お歯黒用具一式、婚礼用具と押絵びな、明治から大正にかけて盛んに栽培をされていました麻と草木染の染料などが展示をされ、生活様式の一端を見ることができます。

さらに、調理用具や豪雪地の生活で雪を利用して伐採、排出をした材木運搬用の一本そり、輪かんじき、蓑などがあります。

また、村の文化財コーナーには、沢渡地区で見つかった鱧口、ギフチョウ、ヒメギフチョウ、トンボの標本と、遺跡から出土し、一部復元をした壺や土器が展示をされています。

課題としましては、村民の歴史民俗に対する意識を高め、入館者数を増やすこと、所蔵スペースの確保などが挙げられます。

2点目の白馬村グリーンスポーツ条例第13条に規定している運営に関する事項は定められているかとの質問ですが、白馬村歴史民俗資料館規則に、開館時間、休館、入館者の心得、資料の寄附等についての取扱いが規定をされております。

3点目の、文化財の保護委員（資料館の運営委員）の活動内容はどの質問でありますか、グリーンスポーツ条例第12条に、文化財審議委員会の委員をもって、歴史民俗資料館運営委員会を組織し、資料館に関する事項を審議すると規定されております。文化財審議委員会は、白馬村文化財保護条例に基づき設置されている組織で、村内に所在する有形無形の文化財を調査し、重要な物の保存方法及びその活用について、白馬村教育委員会の諮問に応じ、必要と認める事項について、教育委員会に意見を述べる役割を担っています。動植物や美術工芸、考古学、民俗など各分野に詳しい6名の委員で構成をされ、年間3回程度の会議を開催をしています。

近年における主な活動といたしましては、平成26年の11月に発生をいたしました神城断層地震の直後、展示品が散乱したために文化財審議委員を中心に整理をいたしました。その際、被災した村内の家屋から、古民具を中心に預かってほしいという要望もあり、平成28年から29年にかけて、これらの中から貴重な農具や古文書を、公民館講座や文化祭等で展示、解説をしました。

平成28年7月から、歴史民俗資料館の所蔵品調査を長野市市立博物館の学芸員と村文化財審議委員を中心に始め、平成29年度からは神城断層地震により新たな物品の持ち込みがあり、ボランティアを含めて数人で台帳番号と現物の照合、写真撮影や新規番号登録、寄贈者等の確認をして、所蔵品台帳を整理しています。昨年11月まで6年間にわたり25回ほどの調査を重ね、デジタルデータとして保存し、活用方法について検討を行なっております。

また、文化財の審議委員会では、歴史民俗資料館の調査の進捗状況の報告を受け、施設の利活用についての協議も行なっております。

4点目の、文化財の保護委員による現状把握、総合的判断につきましては、平成26年9月議会において、歴史民俗資料館の在り方や活用について、文化財保護委員に現状を把握をいただき、あらゆる角度から検討し、総合的に判断していく必要があると考えているとの答弁をしております。

文化財保護委員による資料館運営委員会におきましては、委員会で様々な課題を検討いただく中で、資料館の現状の把握をいただき、先ほど述べました所蔵品の管理等についての課題を指摘をいただいております。

また、あらゆる角度から検討しての総合的な判断につきましては、まず村民の利用を高め、それが観光客への利用につながるよう取組をしてみたいと思っております。

最後に、村民に開かれた歴史民俗資料館の運営方法の将来像はどの質問ですが、白馬村は、農村地区として長い歴史をたどり、その間に培われた生活習慣や年中行事、生活用具、信仰など貴重な民俗文化を有しております。昭和に入り、生活様式の変化や太平洋戦争以降、急速な農業の機械化、観光産業の振興、生活の都市化などにより、古き良き時代が忘れられつつあります。かつての生活の姿を知る貴重な文化遺産を保存し、歴史文化を継承していくことが、将来の貴重な財産となります。

これまでに実施をしてきた所蔵品調査も区切りがつかまりましたので、来年度以降は文化財審議委員の意見も伺いながら、まずは、地域の皆さんにご来館いただけるような施策を展開してみたいというふうに考えております。

また、新型コロナウイルスが収束した際には、多くの外国人観光客も白馬村にお越しいただけると思いますので、白馬村の地域資源の一つである歴史文化を知っていただけるよう、将来的な在り方についても検討してみたいと思います。

以上、歴史民俗資料館の質問に対しての答弁とさせていただきます。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。増井議員、質問はありませんか。増井議員。

第1番（増井春美君） 答弁ありがとうございました。

今、村長の答弁をお聞きしまして、どうしてもすっきりしないという思いです。私も、もう随分前からですね歴史民俗資料館に関心を持ってまして、学芸員の方が長野市から来られて、収蔵庫のものを写真撮りをしたり、ボランティアも何日かやっておりますので、実情は分かっているんですけども、村長、そんなに資料館に行かれてることはないと思いますが、今現在ですね、村民の利用がほとんどないというのは、どういうふうに思われているか。

それとですね、これはですね村長がですね議長でおられたときにですね、やはり前村長さんがですね、これは平成23年9月定例会です。同じような答弁をされてるんです。資料館の村民利用がほとんどなく資料保存も望ましい状態ではないと。将来的には専門職の配置や企画展示など、講座

開催などで誘客につなげることが必要であると。そのとおりだと思います。

村長はですね、この歴史民俗資料館の認識ですけれども、目的っていうのは、私もあまり詳しくはないんですけども、何のためにあるのかというのを、今お考えのことをお聞かせいただきたいと思います。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。松澤生涯学習スポーツ課長。

生涯学習スポーツ課長（松澤宏和君） お答えいたします。

まず利用者につきましては、26年のときの答弁の時点で、人数が少なくて課題であるということで、今回につきましても、利用者が増えているという答弁はしておりませんが、大体どのくらいの人が歴史民俗資料館を利用しているのかということにつきましては、現在、入館者というのはカウントはしておりません。グリーンスポーツ自体が、以前は有料だったんですけども、ここ近年は無料になってるという感じで、資料館についても、その入館者数というのはカウントはしておりません。グリーンスポーツのスタッフ、振興公社の職員に聞きますと、年間でおおよそ100から150人ぐらいの利用が資料館にはあるであろうという数字を聞いております。

近年、グリーンスポーツ全体の入り込みも伸び悩む中で、資料館の利用者も減ってるということでございますけれども、具体的には、グリーンスポーツというのは、観光のお客様の利用、その観光のお客様が資料館にも足を運ぶということがほとんどで、村民の訪問というのは非常に少ない状況であります。

答弁の中でもありました課題とすると、まず観光客の、観光のお客さんに足を向けてもらう以前に村民の認知、あそこに資料館があるという認識が非常に足りておらず、役場の職員にしてもそうなんですけれども、職員を初め、それから村の人に、あそこに資料館というものがあるということをしっかり認識をしていただき、それがやがて観光客の増加にもつながればよいというふうには考えております。

実際、答弁の中でもありました所蔵庫の中に、いろいろ地震の関係もありまして、所蔵品が今増えておりまして、その整理がひと段落つくような見込みになったということで、新たに村民の目にも触れていただけるような、その収蔵品を、所蔵品の整理っていうのも進んできておりますので、そういったものも、また見ていただく機会に来年度以降はなるというふうに準備を進めておりますので、広報的なものも含めまして、少しでも関心を持ってもらえるような形をとっていきたいというふうには思っております。

こういった文化の普及というんでしょうか、認識については、年数もかかるし予算もかかるというふうに認識してございます。地道な活動をしていく中で入館者数を増やしていければというふうに感じてございます。

また、目的ということについてもご指摘いただきましたけれども、村民の意識の高揚、啓発、保護、保全等の必要な施策をとる中で、長期的なスパンで村の資源としての文化財の保護というもの

は、していかなければいけないというふうに認識をしてございます。

以上でございます。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。下川村長、よろしいですか。

村長（下川正剛君） いいです。

議長（太田伸子君） 増井議員、質問はありませんか。増井議員。

第1番（増井春美君） 先ほどから私は質問してるんですけども、やはりもやもやとした感じです。

こういう博物館とか資料館というのは、目的はですね、私の知る限りではですね、まず収集しましたね、昭和55、56、57年ぐらいでしょうか。入りまして左側の上のほうに、各地区の方とお名前が、寄贈された方のお名前が入っていると思います。そういう収集を、まずしたと。実際、収蔵庫があって保管をしていると。

そして、これからなんですけども、今、先ほどグリーンスポーツ条例のご説明いただきまして、規定していると言われましたけども、肝心ですね、これから広めていこうとすることが何も書いてないんですね。どなたにお聞きしても、前は規定で館長という言い方をしてましたけれども、館長はどなたですかとお聞きしても、指定管理者じゃないかというふうなお答えもあったり、どうもこの辺がもやもやしてまして、ここが一番肝心なところで、これからの運営をするに当たりですね、この調査を研究、今あるものは調査研究なり新たなものを収蔵するなり、これはやっぱり村長も先ほど言われました村民の利用を高めたいと、まずはここですよ、観光の前に。

そういうことでやるならばですね、これは専門のですね学芸員、学芸員にもいろいろレベルはあって、ただ学芸員だけ持ってる、資格だけ持ってる方もいらっしゃいますけど、まずはですねそういう方に入っていただいて、先ほど、村民の利用を高めたいという教育的なですね見地で、そういう方にまず入っていただいて、前村長も言われましたとおりですね、企画展なり、講座開催なりを、ここを核として進めていっていただきたいなというふうに思っています。

今現在、公民館講座とか、外に出て、いろいろやることも、もちろんこれは大切なことなんですけども、まず、どうしてもですね指定管理者に、もう丸投げしてるような、私は印象を受けてるんです。村としては、やはり、どこの教育委員会なのか分かりませんが、まずは、この核になってる方に入っていただいて広めていただきたいというのが、私のもやもやとした、もうお分かりになると思いますが、このままでは、何回私が質問をしても同じ答えだと思いますね。村民の利用はほとんどないということだと思います。

そういうことで、その辺の認識をですね、まず、今私、言いましたようなことをお願いしたいなということです。そのことについて、ちょっと村長のご意見をお願いいたします。

議長（太田伸子君） 横山副村長。

副村長（横山秋一君） 議員さんおっしゃられたとおり、なかなかはっきり言って進展してないのが事実かと思っております。その中で、今ご提案いただいたんですが、村民利用という中では、教育

の材料としての活用っていうのは有効かなという感じもしています。そういった中で、例えば教育委員会、学校での見学にするとか白馬山麓でやって——白馬高校で行なっている中にも、地域教育というものもあるので、そういったものとの連携も模索していけばどうかなと思っております。

理想は確かに学芸員を配置してというところになりますが、そこら辺、ちょっと私も知見がございませんので、そこまで踏み込んだ発言は今日は控えさせていただきます。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。増井議員、質問はありませんか。増井議員。

第1番（増井春美君） 専門的な学芸員を採用するとすると、これはもう今、村の情勢では大変厳しくて、無理だと思います。

私、前回12月の質問のときに地域おこし協力隊の話を見せていただいたんですけども、私もそういうところで何か利用できないかなということで、ホームページをちょっと見たりして、山形県のですね何町か、ちょっと今記憶ありませんが、その博物館のですね、町ですからそんなに大きくないと思いますが、学芸員をやっぱり募集してるんですね。そういうことで、国の交付金を使ったりしてですね、地域おこしは3年ですけども、そういう人が入っていただいて、基本は「白馬が好きだ」という方になりますけども、いろんな地域おこしもいろんな、今緩和されていると思います。そういう方に入っていただいて、積極的にやっていただければなという思いです。

今、白馬村スポーツ条例ですか、これに今いろいろお答えいただいたんですけども、施設管理は指定管理者、振興公社のほうはされてますけども、実際、運営というのがキーポイントで、それを進めないと、いつまでたっても同じようなことだと思いますので、その辺をぜひお金のかからない方法でいろいろ調べていただいて、何とかできないかなというふうに思います。将来的には、そんなことで進めていただきたいなということです。

それと、最後ですけども、この前には、ケーブルテレビの話をしましたけども、ケーブルテレビも、やはり指定管理者の方にやっていただいているんですが、例えばですね、いろんな地域おこしもやり方がありますので研究していただいて、例えば村のほうで採用するなりして、今ケーブルテレビのほうはスタッフ3人で今やられています。大変やっぱりいろいろ自主放送にしても苦勞されてやられております。あと一人欲しいなというふうに、ちょっとお聞きしております。そういうことの意味では、地域おこしも国の交付金を利用したりして研究していただきたいなというふうに思っております。

以上で私の質問を終わります。よろしくをお願いします。

議長（太田伸子君） 質問がありませんので、第1番増井晴美議員の一般質問を終結いたします。

以上で、日程第1 一般質問を終結いたします。

これで、本定例会第2日目の議事日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。明日3月4日は午前10時から本会議を行ないたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 異議なしと認めます。よって、明日3月4日は午前10時から本会議を行なうことに決定いたしました。

これもちまして、本日は散会といたします。ご苦労さまでした。

散会 午後 3時00分

令和4年第1回白馬村議会定例会議事日程

令和4年3月4日（金）午前10時開議

（第3日目）

1. 開 議 宣 告

日程第 1 一般質問

令和4年第1回白馬村議会定例会（第3日目）

1. 日 時 令和4年3月4日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	増井春美	第7番	太谷修助
第2番	横川恒夫	第8番	津滝俊幸
第3番	切久保達也	第9番	松本喜美人
第4番	加藤ソフィー	第10番	加藤亮輔
第5番	尾川耕	第11番	丸山勇太郎
第6番	田中麻乃	第12番	太田伸子

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	下川正剛	副 村 長	横山秋一
教 育 長	平林豊	参事兼総務課長	吉田久夫
健康福祉課長	松澤孝行	会計管理者・会計室長	長澤秀美
建設課長	矢口俊樹	観光課長	太田雄介
農政課長	田中洋介	上下水道課長	関口久人
税務課長	田中克俊	住民課長	太田洋一
教育課長	横川辰彦	子育て支援課長	下川浩毅
生涯学習スポーツ課長	松澤宏和	総務課長補佐兼総務係長	鈴木広章

6. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 山岸茂幸

7. 本日の日程

1) 一般質問

開議 午前10時00分

1. 開議宣告

議長（太田伸子君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。

これより、令和4年第1回白馬村議会定例会第3日目の会議を開きます。

2. 議事日程の報告

議長（太田伸子君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあります資料のとおりです。

△日程第1 一般質問

議長（太田伸子君） 日程第1 一般質問を行ないます。

会議規則第61条第2項の規定により、本定例会に一般質問の通告をされた方は7名です。4名の方の一般質問は昨日終了しておりますので、本日は、3名の方の一般質問を行ないます。

質問される議員は、質問、答弁を含めた1時間の中で、質問事項を明確、簡潔に質問されるようお願いいたします。

なお、本定例会の再質問につきましては、会議規則第63条の規定により、1議員1議題につき3回までと定められておりますが、制限時間内での再質問は議長においてこれを許可いたしますので、申し添えます。

それでは、あらかじめ質問の順位を定めてありますので、順次一般質問を許します。

最初に、第4番加藤ソフィー議員の一般質問を許します。第4番加藤ソフィー議員。

第4番（加藤ソフィー君） 第4番加藤ソフィーです。通告書に従い一般質問をさせていただきます。

ゼロカーボンビジョンについて、地球温暖化に起因する気候変動は白馬村にとっても極めて深刻な脅威であり、雄大な自然の恵みを受けてきた本村だからこそ、村民と共に気候変動に対して行動を起こさなければならないという考えのもと、令和元年12月に気候非常事態宣言、令和2年にゼロカーボンシティ宣言を行なってきたと認識しております。

これらの宣言に向けた基本方針について、再生可能エネルギー連絡協議会を設立し、今年1月に協議会により策定されたゼロカーボンビジョン気候非常事態宣言に向けた基本計画について伺います。

1、この基本計画は本村においてどのような位置づけなのかを伺います。

2、ゼロカーボン実現に向けて明確な道筋を描いたとされるこの計画ですが、実際に目標を達成するために具体的にどのような施策をお考えなのかを伺います。

3、スピード感を持って実現させるためには、各課の横断的な情報共有や協力が不可欠ですが、どのような体制で進めていくのかを伺います。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 加藤議員からゼロカーボンビジョンについて、3項目の質問をいただいておりますので、順次お答えをいたします。

1点目の、この基本計画の位置づけについてお答えをいたしますが、加藤ソフィー議員がご質問で述べられているとおり、2019年12月に気候非常事態宣言、2020年の2月にゼロカーボンシティ宣言を行ない、今回策定した基本計画は、これらの宣言に向けた適格な道筋を描き、達成するための基本計画となります。

2点目の、実際に目標を達成するために具体的にどのように施策を考えているかについてお答えをいたします。

本定例議会開会の冒頭の挨拶でも申し上げましたが、この計画策定を皮切りに、まずは、村民全員がこの計画に記載されている村の温室効果ガス排出量の現状を知り、これまでのように行政に任せるといった人ごとではなく、環境を意識した一人一人ができることから取組を始めることが大切だと感じているところであります。

今月号の広報はくばから、この計画の概要版についてシリーズ掲載を開始をし、先ずは基本内容の周知を図ってまいります。全体計画の中から村民が今すぐ取り組める内容についても掲載していく予定ですので、繰り返しになりますが、先ずは一人一人ができることから取組を始めることに協力をいただきたいというふうに考えています。

そして、白馬村再生可能エネルギーに関する基本方針等連絡協議会から答申された4つの重点施策について取り組むべき内容を取捨選択し、優先順位をつける中で、スピード感を持って対応してまいりたいと考えています。

重点施策の中には、再生可能エネルギーの生産が項目として上げられていますが、村としては既に先行して着手している小水力発電事業等もありますので、今後もできることから順次、着手・支援をしていきたいというふうに考えております。

最後に、各課の横断的な情報共有や協力について、どのような体制で進めていくのかについてお答えをいたします。

2点目の答弁と重複いたしますが、協議会から答申をされた4つの重点施策について、取り組むべき内容を取捨選択し、優先順位をつける中で、スピード感を持って対応していかなければなりません。しかしながら、一定の規模の施設を設置する場合には、周辺住民との合意形成を経た上で、再生可能エネルギーを導入をしなければなりません。

これらは、住民からすれば景観の悪化や騒音等のトラブルが懸念をされ、村が持つポテンシャルを最大限に生かせないおそれがあり、このような課題解決に向けては、行政や地域が再生可能エネルギーを意識した上で、それぞれが取り組む必要があるというふうに考えます。

このような背景からも、庁内における情報共有については、おおむね月2回開催をしている課長会議が最適であり、その役目を担うべきと考えます。また、再生可能エネルギー導入については、

地域の課題解決に生かすことで、社会的雇用の最大化を図る事例もありますので、各課の情報共有に限らず、計画にも記載されているとおり行政と事業者と、そして村民が情報を共有をし、一丸となって取り組んでいくことが望ましいというふうに考えているところであります。

答弁とさせていただきます。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

第4番（加藤ソフィー君） 再質問に入る前に、本村が2019年に気候非常事態宣言を出し、この問題に対してみんなで一緒に取り組んでいこうというメッセージを出せたということは、行政として本当に大きな一歩だと思いますし、なかなかできないすばらしいことです。その部分はとても高く評価しているということは、まずお伝えしておきます。

では再質問に入らせていただきます。

協議会の第1回目の資料を見ていると、協議会設置目的のところには具体的な行動計画を策定するとあるのですが、出てきたのは漠然とした基本計画であり、行動計画が抜け落ちてしまっています。この点に関してはどうお考えでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。吉田参事兼総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） 最初の協議会の中で行動計画という名前がありながら、実際にまとめた計画の中には記載されていないということかと思います。

この協議会も会議を経ることに、最初に思っていたイメージと若干変わってきたという変遷の経過があります。もっと1回目のときは具体的にビジネスパターンとして計画を盛れるようなところまでいけばどうかというのは、議事録を見れば御覧いただけたかと思いますが、なかなかそこまで絞り込むことができなかったという背景があります。

それは、まずは再生可能エネルギーをどういうふうに計画を立てるという前段で、この地域で実際にどういう背景があるのかというものをいわゆる電気由来であるとか、化石燃料由来である。そこから辺をこの白馬の中で実際にできるだけ数値の近いものを調べていきたいと思いますというところから始まってきて中で、どちらかという具体的などこでやるという計画よりも、こういうことを進めていくというほうにシフトしてきたというところが正直なところになります。

ですが、今回、議員の皆さんにもお配りしている計画のまとめと、それと協議会が答申としてまとめた4つの方針、この4つの方針がどちらかという、今ご質問をいただいた中での行動というふうに読んでいただければありがたいというふうに思います。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問はあませんか。加藤議員。

第4番（加藤ソフィー君） そうですね、この4つの重点施策ですかね、4つの施策でこれでも、なおやっぱり具体性に欠けると思うんですよね。この行動計画はいつまでに何をするとといった具体的な計画のことを指すと思いますし、この協議会でも具体的な目標を住民も求めているのではないかと

と思うんです。

そういった目標が漠然としている中で、当然、予算化するというのも難しいと思うのですが、そういうこれから予算化していくために、またさらに計画を出していくという予定なのか、そういったところの今後の予定を伺います。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。吉田参事兼総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） まず、今回の計画につきましては、改正の地球温暖化対策法の中に地方公共団体の実行計画というものが、法律の中で規定をされています。

本村の場合には、既に計画期間が終わっておりますけれども、地球温暖化対策地域推進計画というものがあります。これが、今言う、いわゆる地域施策編に当たるという位置づけがされており、それに伴う計画というのは今回定めた計画です。

協議会のほうの答申の本文のほうにあります。これを具現化するために、さらに実行可能な内容を定めている先行地域となる事業の展開を図っていただきたいというのが、答申の本文の中にあります。その先行地域の事業というところが具体的に進めていく、具体的な計画というふうに考えていただければと思います。

今回のこの計画につきましては、策定をしたことによって補助率のかさ上げ等も国のほうからは可能となるという通知もいただいておりますので、先ずはその先行地域をどこにするのか。

この絞り込みについては、協議会の皆さんからも、そこまではこの協議会のまとめの中でまとめられなかった部分があるんですが、委員からはその先行地域を上げるのにも、ぜひ協力をしたいというところになりますので、どこをこの先行地域のエリアにしておくのか。これは市内でも議論をしながら広いエリアになるのか、ピンポイントなるのか、具体的に再生可能エネルギーをどの場所に設置していいのかというイメージで取り組んでいきたいというふうに考えております。

現時点では、先行地域を上げる予算というのは盛ってはおりませんので、国のほうでの補助要望等があるタイミングで、できればやっていきたいというのが担当課の思いであります。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありますか。加藤議員。

第4番（加藤ソフィー君） その先行地域なんですけども、この2月に公募締め切りがあったと思うんですよ。この協議会をやっていく中で、最初に先行地域に向けて話し合いをやっていきましようとか、そういう具体的な話が出ていたのであれば、もう応募しててもおかしくはないと思うんですけども、そこら辺いかがでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。吉田参事兼総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） 協議会の中でも早め、いわゆる2月というお話が今出ましたけれども、2月に上げればどうかというお話は実際に出ました。ただし、区域を決定せずに手を挙げるとするのは、非常に採択率が低くなるということもアドバイスをいただいておりますので、2月の

採択は実際に情勢等を聞くと、かなり絞り込んで出来上がったものでないと採択はされないだろうという情報が入ってきておりました。

ただし、それに甘んじることなく次を狙うというような意識で取り組んでほしいというのは会議の中でも言われておりましたので、担当課とすればそれを肝に銘じて取り組んでいくということでございます。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

第4番（加藤ソフィー君） そういうことであれば、次の公募までにそういった計画をちゃんと先行地域を指定していただくか、そういうことをやっていくということでもよろしいでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。吉田参事兼総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） はい、おっしゃるとおりその方針で取り組んでいきたいというふうに思います。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

第4番（加藤ソフィー君） ゼロカーボンに向けて協議会を立ち上げて様々な方面から意見を集めたということは、本当に有意義なことだと思いますので、協議会にかかった時間、そこで出た様々な意見や提案、そして約670万円委託料として予算もかかっていると思いますので、無駄にならないように具体的な行動を村として、すぐにでも取りかかっていたいただきたいのです。

役場の役割として何ができるのか、もう既に協議会で話し合われてきていて、案はたくさん出ていると思います。この計画の中で先ほど答弁にもありましたが、何が優先順位であるのかということ、本当に早く決めなきゃいけないと思いますし、あと取捨選択するというのは何かを捨てるということだと思うんですけど、この計画に出てきたものっていうのは全て必要なものだと思うんですね。全て一気にできないから何を優先順位にしていくかということが必要だと思うので、取捨選択するというのは、ちょっと違うかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。吉田参事兼総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） 言葉を言えばそういうふうになるかもしれませんが、考えていることは優先順位を定めながら全てを同時にできないので、優先順位を定めてという言い方をしたほうが分かりやすかったかもしれませんが、そのつもりで取り組んでいきたいと思います。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

第4番（加藤ソフィー君） 来年度の予算案が今出されていますが、地球温暖化対策事業にゼロカーボンビジョンに関わる予算というのは、何か計上されていますでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。吉田参事兼総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） ゼロカーボンだけではありませんけども、全体的な中で申し上げま

すと、まず犬川の小水力発電事業、あとは、農政のほうで考えております薪ストーブ、これはバイオマスとの関係になります。あとは、学校関係ではLED化もその事業の一つになります。それと庁舎の空調の関係、これも化石燃料由来から電気に切り替えるというもので、電気は増えますけども、化石燃料については減るということになってきます。

あとは、家庭用の太陽光の補助金であったり、家庭用の自動車の電気の充電の補助金であったり、そういうものが計上されており、事業としてゼロカーボンのために載せてるということになるとEV車両、毎年500万円の事業で普及を図っております事業ということになりますが、それぞれ所管するほかの課でも事業として組んでおりますので、それは予算特別委員会の中で恐らく担当課のほうで説明すると思っておりますので、そういう理解をしていただければと思います。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

第4番（加藤ソフィー君） 今おっしゃったように、本当にいろんな課に横断した対策がもう既に実際に予算上でもそうですし、一概に総務課だけで行なうこともできないということは予算の中でも表れてると思います。だからこそ各課で横断的にきちんとしたコミュニケーションを取って、情報共有していく体制というのが大切かと思えます。

来年度のこの地球温暖化対策事業のところだけを見てみると、増えるどころか予算が減ってしまっていると。何もやってないとはもちろん言いませんが、今までもクールチョイス宣言に伴うEV車の普及活動等には取り組んできたことは承知しております、私がここで問題視したいのはですね、準備会も含めて1年半も協議会で話し合いを行なってきたにもかかわらず、いまだに具体的な行動計画や予算なしでこの非常事態を過ごしているということですね。様々な段取りがないと行政側も動けないのは承知しておりますが、そのスピード感を早めるための気候非常事態宣言だったのではないのでしょうか。ご見解を伺います。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。吉田参事兼総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） まず、報告書を見ていただいたと思いますけども、まず白馬村の中で今のままで行った場合のいわゆるCO₂、いわゆる温室効果ガスの量がどうなるのかというのが、まず示されています。

そして、次には国が定めるシナリオでいった場合に、どのぐらいの温室効果ガスが減るのか。

3点目は、再生可能エネルギーを発展的に、いわゆる優先的に事業をやった場合に温室効果ガスがどのぐらいに減るのか。

最後に、それに加えて化石燃料由来を減らしたときにどうなるのかという4つのパターンが示されております。

協議会の中で話をしたのは、実際にゼロカーボンの達成ができるかどうかを、まず白馬村の中でしっかりと計算するべきだと。そこから何に取り組むべきなのかというものを、まずはフォーカス

しなければいけないというところになりました。

結論から申しますと、電気由来だけでは、もちろん電気由来の再生可能エネルギーをやることによって、ゼロカーボンの達成はできるんですが、本村とすると化石燃料由来も減らさなければならぬというのが結果から現れています。

確かに、一つ一つの事業を行政がやるのか事業者がやるのか、その主語たるのは誰がなるのかという部分もちろんありますけども、化石燃料由来については、基本的に事業者もそうですが、一人一人が減らさないとこれは達成できないというふうに思います。

議員、おっしゃるとおりクールチョイスであったりとか、いろんな活動をしてきましたけども、過去をたどってみれば京都議定書の締結以降、村民、県民、国民がいわゆるそのままにしていたつけが今に来ているというふうに私自身も思っておりますので、事業をどういうふうに取り込めるのかというのは早急に進めますけども、村長答弁にありましてとおりの、まずは一人一人が意識をしなければ、これはやる人だけがやっても達成できないというふうに思っておりますから、そこはそういう考えの下、今回、報告書の中では繰り返しになりますが、再生可能エネルギーを優先的に導入することと、化石燃料を減らすこと、これをやってかなければ白馬村のゼロカーボンは達成できないという結論が出ておりますから、そこら辺をまず住民の皆さんに周知を図っていききたいという考えで、その後どういうことを取り組むのかというのは広報誌等を使いながら進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

第4番（加藤ソフィー君） 一人一人がやっていくべきことだと私も思っております。この計画を広報していくという中で、答弁にもありましたけども、広報はくばで連載していくということですが、それ以外には何か考えていますでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。吉田参事兼総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） 具体的にどれという部分については、まだ具体的に決めておりませんが、当然のことながら広報はくばについては、ホームページでも見れますし、それぞれのユーテレであったりとか、それぞれの媒体を使いながらやることについては考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

第4番（加藤ソフィー君） やはり広報はくばでは十分な周知はできないと私は考えております。村民とともに取り組んでいくと今答弁ありましたけども、本当にそう思いまして、でも村民を巻き込むためには、やっぱり行政がしっかりと支えたり、サポートしていく役割があるということは、計画の中でも示されていますね。

ここで伺いますが、ゼロカーボンにつながる設備投資等の補助金で常に村民が使えるもの、また、先ほどおっしゃっていましたが、新たに来年度予算案で計上された事業、薪ストーブのほかにもあるのかどうか伺いたします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。吉田参事兼総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） 新規の事業という部分で考えると協議会のほうの4つの優先施策の中に書いているような内容については、新年度予算には計上はしておりません。したがって、従来からの住宅用の太陽光であったり、家庭用のEV車両の充電器というものになろうかと思います。

それはどういうやり方がいいのかという部分については、例えば、熱の暖房の効果があるとか、そういうものをどう補助制度をつくっていくのか、それはこれからになりますので、どちらかと言うと来年度予算に向けてということになろうかと思います。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

第4番（加藤ソフィー君） 補助金なんですけども、担当課が本当にいろいろだと思うんですよ。例えば、ごみ減量のためであるコンポスト購入補助金、こちらは住民課ですよ。太陽光設置のための補助金は総務課、農政課ではペレットストーブ導入補助金、そして新たに薪ストーブ購入補助金があるということなんですけども、やはり担当課がばらばらなので村民がこういった補助金を探したいとなったときですとかに、各課を回って聞いたりですとか、ホームページを入念にチェックしなければ得られない情報であったりします。

例えばですが、そのような情報を村民に提供していく中で、各課の担当分野を超えてアクセスしやすいように、ゼロカーボンビジョン特設ページみたいなものをホームページのトップの分かりやすいところに設置し、そこの中に県からも出ている関連する情報もあれば掲載し、せっかく補助金があるのに村民に情報が届かず使われないということを、少しでも減らしていく工夫が必要だと思うのですが、いかがでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。吉田参事兼総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） 議員ご提案のように、確かにトップページといいますか、政策のジャンルとしてまとめるということは可能です。

ただ、担当課を1つにするかどうかというのはちょっとまた別な話になりますので、それぞれの取り組む施策が所管する内容がありますから、それは所管に残るということはあるかと思いますが、ホームページ上で分かりやすくするという点については考えたいというふうに思います。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

第4番（加藤ソフィー君） やはり村民に周知していく中で情報がばらばらなのをまとめて、すぐにアクセスしやすいようにするっていうのはとても重要なことだと思いますので、ぜひお願いしたい

と思っております。

村民が主体となったゼロカーボンや環境保全活動に関する啓発等を行なう団体の活動費を支援する仕組みがあれば、この計画の広報活動を行政だけに任せず、住民団体とかからも広報活動がやりやすくなって、広く村民に知られる近道なのではないかと思いますが、そのような支援は考えておりますでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。吉田参事兼総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） 今の点で行くと行政と民間の中間的な立ち位置での活動というふうになるかと思えます。これ今の現行の制度の中でも協働のまちづくり事業というのがありますから、支援自体は可能です。もちろん、何をしてくのかという部分の目的とか過去における活動等も必要には若干なってくる部分ありますが、そういう点では現行の制度の中でも補助は可能っていうことで理解していただければと思います。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

第4番（加藤ソフィー君） ぜひ、そういった事業があるのならば、そちらもやりたいと思っているような住民に伝わるようにしていただきたいと思えます。

気候変動は対策というのは、まさに待ったなしの状況でして、世界各国の科学者で作る国連のIPCC、気候変動に関する政府間パネルは気候変動の自然や社会への影響に関する報告書を8年ぶりにまとめ、その第2弾を先月28日に公表しました。

報告書では、人類が引き起こした気候変動は自然と人に対して広範囲にわたる悪影響とそれに関連した損失と損害を引き起こしていると結論づけ、前回の気候の変化が自然や人間に影響を引き起こしているという表現から、大きく踏み込みました。

本村はそのような状況を理解しているからこそ各宣言を出したと認識しておりますが、普段と同じような計画の進め方をしていては何のための非常事態宣言なのか分からなくなってしまいます。宣言をしてから2年経過していますが、実際の行動に移るために何かためらっているような印象も受けます。

ここで伺いますが、このゼロカーボンビジョンや温暖化対策の業務に当たられている職員の数ってというのは何名いらっしゃるのでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。吉田参事兼総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） 業務に従事する専任の担当はおりません。兼任で言えば職員が3名、私も含めて3名プラス地域おこし協力隊も含めながらですから4名で当たっているという状況です。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

第4番（加藤ソフィー君） これからさらにこのゼロカーボンビジョンを進めていく中で、恐らく業務の仕事などが増えると思うんですけども、担当する職員の数を増やすということは考えてはいないでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。横山副村長。

副村長（横山秋一君） 今の答弁、やり取り聞いていても非常に重要な部署だということは重々承知しております。

もう一個言うと、行政指導というよりは官民一体とならないとこれは進まない、先ほどからずっと言っている一人一人というところもありますので、直ちになかなか現実的に言うと職員の数を劇的に増やすということはなかなかできないのが現状ではあります。ただ、そういった業務のほうにシフトをしていくといったような対策は取っていきたいと思いますし、やはり行政職員が率先してやっぱり何て言うかな、小さなことからなっちゃうんですけども、そういったものを見本を示すような行動を取らせていきたいということは、もう新年度早々やっていきたくて考えております。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

第4番（加藤ソフィー君） ぜひ、やっていただきたいと思います。

新年度にゼロカーボンビジョンを実際に進めて行くという予算がついていないのはとても残念ではあります。

私たちは気候非常事態であるということを宣言しているということを忘れてはなりません。村民や村内事業者に呼びかけること、村長も以前おっしゃっていましたが、1人の100歩より100人の1歩を求めるとことは本当に大事なことです。ですが、まずは自分たちの足下から着実に変えていかない限り、村民を巻き込むことは難しいのではないのでしょうか。実際に行動をしていくのと同時に行政の役割として村民の行動を後押しするような体制が早急に必要です。

大きな一歩を踏み出している白馬村だからこそ次は予算を伴う勇気ある大きな2歩目を期待します。これで一般質問を終わります。

議長（太田伸子君） 質問がありませんので、第4番、加藤ソフィー議員の一般質問を終了いたします。

ただいまから5分間休憩といたします。

休憩 午前10時37分

再開 午前10時42分

議長（太田伸子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第2番横川恒夫議員の一般質問を許します。第2番横川恒夫議員。

第2番（横川恒夫君） 2番議員の横川恒夫です。白馬村に住んでいると1年のうち3か月から4か月間は雪とともに暮らしていかなければなりません。今年は雪が多いため、国道から見える平川の

雪捨て場には例年よりはるかに上回る量が運ばれています。いつになったら解けるのかと心配になります。

私の質問事項は1つです。高齢者が冬期間安心して暮らせる環境づくりについて質問をします。

今年の冬は低温で大雪となり、雪片づけが大変苦勞する冬となりました。高齢者世帯にとっては屋根の雪、家の周りの雪、玄関から除雪してある道路までの雪、毎日のように大変な作業が続きました。外出の際の移動手段のない人は、歩いて行けたところも道路幅が狭くなり、歩道も滑りやすく危険な状態で、買い物など不便を感じたのではないのでしょうか。少子化が進む中、生活意識の多様化、地域のつながりの希薄化が進んでいます。家庭や地域における世帯構成や生活環境も大きく変化し、高齢者世帯が増えている状況です。

令和2年4月現在ですが、今の人口は8,795人、65歳以上の人口は2,734人、高齢化率は31.1%となっています。高齢者のみの世帯数は1,724世帯で、そのうち585世帯が独り暮らしとなっています。可能な限り住み慣れた地域で自立した生活を営むことができるように、地域全体で住民同士の支え合いが必要となっていますが、新型コロナウイルスの影響もあってか、人との接触を避けるようになり、協力し合える作業もままならない状況です。そこで以下について伺います。

1、特別豪雪地帯除雪支援員派遣事業について、今年度の申込者数は。雪の多いときは補助金の増額はできないか。

2、乗合タクシー運行事業について、利用状況は。多くの人に利用していただく対策は。

3、高齢者福祉サービスとして食事、移動、見守りなどの支援をしていますが、これらに係る人手は十分か伺います。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 横川恒夫議員から高齢者が冬期間安心して暮らせる環境づくりについて、3項目の質問をいただいておりますので、順次答弁をさせていただきます。

1点目の、特別豪雪地帯除雪支援員の派遣事業についてのお尋ねですが、この事業は、自己の資力及び労力をもって屋根雪等の除雪ができない高齢者等の世帯に対し、除雪に要する費用、人件費の一部を補助する事業で、屋根雪の除雪を伴う場合は1時間1,625円、住家から生活通路までの除雪の場合は1時間当たり1,000円の補助をするという制度であります。

今年度の申込者数は30世帯で、実際に除雪作業を実施したのは12月15日現在で23世帯となっております。また、当該事業は県の2分の1の補助を受け実施しておりますので、雪の多いときの補助金の増額等については、県に対し要望してまいりたいというふうに考えております。

また、2点目の乗合タクシーの運行事業に関する質問ですが、平成20年11月の開始当初の1日当たりの平均の乗車人数は20人程度でしたが、利用者の増加に伴い30人を超えることも多くなり、特に冬期間において利用が増え、令和2年2月期の1日当たりの平均の乗車数は

39.3人の最高を記録をし、年間の利用者数では平成24年度に8,000人を超え、その後は横ばい状態で現在まで推移をしております。

最近の利用状況につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けまして、利用者数は減少傾向でありましたが、昨年9月末で第5波が収束してからの利用者数は増加に転じ、12月には667人、1日当たり33.4人の利用がありました。しかし、年が明け、年内で新型コロナウイルス感染症が再拡大したことから、1月の利用者数は409人、1日当たり平均乗車数は21.5人に減少しております。

多くの方に利用していただくための対策といたしましては、事業開始当初、利用対象年齢を65歳以上としていたものを、平成23年度からは50歳以上に引き下げました。また、令和元年度には、移動に介助を必要とする方が利用しやすいように、今まで有料としていた付添人の利用料を無料といたしました。

その他、乗合タクシーの利用登録をされてない方、登録していても一度も利用したことのない方に乗合タクシーを知っていただくため、包括支援センターの職員のサポートにより、予約から実際に使ってみていただく「デマンドチャレンジ」を令和2年度から開始するなど利用拡大に努めているところであります。移動手段を持たない高齢者であっても、安心して外出できる体制整備については、今後も引き続き検討してまいりたいというふうに考えております。

最後に、高齢者福祉サービスに関わる人手についてのご質問ですが、少子高齢化の進展、人口減少に伴い、多くの分野において人手不足が深刻化しています。特に介護保険の分野では2025年に32万人、2040年には69万人の介護職員が不足すると言われており、強い危機感を持っているところであります。

現在、食事に関しては、村内に白馬メディアが村の委託を受け実施をしている高齢者への配食サービスのほか、民間の2つの事業者による配食サービスがあり、いずれもお弁当の配達・回収時に安否確認も兼ねていただいております。

移動については、前述した乗合タクシー運行事業以外に車いすの方などが通院等に利用できる、福祉車両を使用した移送サービスを白馬村社会福祉協議会が行なっております。

高齢者への見守りにつきましては、民生児童委員による担当地域の見守り活動をはじめ、村による緊急通報装置貸与事業や訪問ヘルパーが電話で安否確認を行なう安心コール事業に加え、本年度からはボランティアが電話で安否確認を実施する「スマイル電話」をスタートいたしました。また、平成29年度からは、銀行やスーパーなどの村内事業者が日常気になる人がいた場合、包括支援センターに連絡する「白馬村見守りネットワーク」を構築し、認知症の方など高齢者の見守りを行なっているところであります。

このような高齢者福祉サービスとして行なっているものが幾つかありますが、高齢化の進展に伴い、支援を必要とする方が増加する中で、支え手となって除雪や移動の支援などを行なっていた

く人手は決して十分とは言えず、今後は地域住民を主体とする支え合いの仕組み作りを早急に進める必要があるというふうに考えております。

横川恒夫議員の高齢者の質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。横川議員、質問はありませんか。横川議員。

第2番（横川恒夫君） 特別豪雪地帯除雪支援事業についてですけれども、条件を満たさないと申込みができないということですが、申込者が少ないと感じました。白馬の場合、高齢者世帯は健康な人が多く、できる限り自分の力で除雪をし、親族が近くにいたり、近隣住民や友人などの協力を得て除雪作業をしているのではないかと考えられますが、申込者にしてみれば、これだけの雪が降れば依頼する回数も増えます。玄関前通路の除雪の場合は1時間当たり1,000円、年度内7時間を限度とするという制限があります。年度内7時間を制限とする制限の時間を増やして負担を減らさないでしょうか、伺います。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。松澤健康福祉課長。

（「訂正させていただきます」の声あり）

議長（太田伸子君） 村長からの訂正の申し出です。

村長（下川正剛君） 訂正をさせていただきますが、先ほど今年度の実際の除雪作業を実施したのは「12月」と申し上げましたけども、「2月」の15日の誤りになりますので、訂正させていただきます。

それから、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて事業者数が減少傾向であるという中で、12月には667人、1日当たり33.4人の利用がありました。しかし、年が明け、ということで「年内」と申し上げましたけども、「村内」で新型コロナウイルス感染症ということでもありますので、村内ということで訂正をさせていただきます。すみませんでした。よろしくお願いいたします。

議長（太田伸子君） それでは、松澤健康福祉課長。

健康福祉課長（松澤孝行君） お答えをいたします。

補助金の増額等の関係で1時間1,000円の、玄関先から生活道路までの除雪について7時間を年間限度とするということになってます。こちらについては、先ほど村長から答弁しましたとおり、県のほうに要望をしまいたいと考えています。

そのほかにですね、対象となる方の条件です。労力、資力がなくて自らが除排雪ができない方ということで、労力の部分で県内に子供がいたりとかっていう方については、対象となってませんので、その県内という部分をですね、もうちょっと近隣の市町村に限定するなど、そういった条件を緩和して支援のほうを行なっていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。横川議員、質問はありませんか。横川議員。

第2番（横川恒夫君） ぜひ、検討していただいて少しでも安心して暮らせる冬になればと思います。

続いて、乗合タクシー運行事業についてお伺いをいたします。

コロナ禍では利用者の減少も仕方がない状況とは思いますが、デマンド型の乗合タクシーは、利用者の意見を聞きながら見直しをしながら継続してほしいと考えます。令和4年度には、スキー場シャトルバスの統合運行、デマンド型乗合タクシーの利用時間等の見直し、スクールバスの試験運行の結果について方向性が示されるため、公共交通の運行について検討委員会を立ち上げ、協議を行なう予定となっていますが、どのような方法で進めていくのか伺います。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。吉田参事兼総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） それでは公共交通全体の話ですので、私のほうから答弁をさせていただきます。

今、議員おっしゃったとおりの交通の資源をどのように活用していくのかという点になってまいります。これは、実際の利用者等を含めた公共交通会議の下につく検討委員会がありますので、そちらで今スクールバスの試験運行とかも行なっておりますから、それをどういう交通体系にしているのかという今のデマンドは限定的な方ということになりますから、一般的に公共交通の資源としてはまだ充足はされていないということですから、そういう視点の中で検討を進めていくということでご理解いただければと思います。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。横川議員、質問はありませんか。横川議員。

第2番（横川恒夫君） 検討していただく中で、これもすぐ結論が出るわけではないと思いますが、冬の間だけでも足の確保ということで運行をする検討もしていただければと思いますが、いかがですか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。吉田参事兼総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） 当然のことながら利用者目線で公共交通の在り方はどれがいいのかということで複合的に考えてまいりたいと思いますから、期間という部分についても一定の期間ではなく年間を通じてという基本的な考えでは検討のほうに入っていきたいと思います。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。横川議員、質問はありませんか。横川議員。

第2番（横川恒夫君） ぜひ冬の間だけでも運行できるようなものは先に決まっていたら、また願っております。

続いて、3番の高齢者福祉サービスのところについて質問をいたします。

どの分野においても担い手が不足しており、現場に携わる人たちには負担がかかっているのではと思います。特に民生児童委員は世帯の訪問や見守り活動を行なうとともに、生活上の様々な相談に応じています。

民生委員から行政へ、行政から民生委員への情報共有はうまくいっていますか伺います。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。松澤健康福祉課長。

健康福祉課長（松澤孝行君） 民生児童委員協議会、毎月1回ですね、第一水曜日に開催しております。こここのところ、ちょっとコロナ禍で開催はできていないんですけども、その中で各民生児童委員の皆さんから、そうですね日頃の見守り等について何かあれば情報共有をさせていただいて、その辺はこの協議会の中で情報共有をさせていただいているということでご理解をお願いします。以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。横川議員、質問はありませんか。横川議員。

第2番（横川恒夫君） 冬期間の見守り活動をする人たちには、一段と苦勞するのではと考えます。待遇改善の考えはありませんか、伺います。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。松澤健康福祉課長。

健康福祉課長（松澤孝行君） 民生児童委員さんの待遇の改善ということで、お答えさせていただいてよろしいですかね。はい。民生児童委員さんの活動については、国のほうから活動の委託料、あと村からですね社会福祉委員の報酬という形で決まった額を出させていただきますので、冬の間の月額委託料ですとかっていう額等については考えておりません。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。横川議員、質問はありませんか。横川議員。

第2番（横川恒夫君） 見守る人たちについては、やはり非常に苦勞が多いところ多いと思います。何とか予算もかかることだと思いますけれども、待遇改善の方向を皆さんで協議していただければと願っています。

厳しい冬をみんなで支えながら伸びることができれば、村の求めている白馬の豊かさではないでしょうか。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。

議長（太田伸子君） 質問がありませんので、2番横川恒夫議員の一般質問を終結いたします。

ただいまから午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時05分

再開 午後1時00分

議長（太田伸子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

第7番太谷修助議員の一般質問を許します。第7番太谷修助議員。

第7番（太谷修助君） 第7番太谷修助でございます。本日というよりも本定例会最後の一般質問者という立場で、質問をさせていただきます。

この白馬村議会の、今議会にあります穏やかな雰囲気の前に、非常に私たちの心を曇らせているウクライナとロシアの紛争がありまして、本当に心痛い思いでいるんですが、ウクライナとロシアの問題は一つ解決すればいいなというふうに、どなたでもお感じになっていることだと思いますが、争いごととは決していい結果を生まないことは世の中の人全てが知っているわけで、これはなん

とかしたいというふうに思っております。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。本日は2つの質問をさせていただきます。

まず、1番、大糸線存続について。

JR西日本は2月3日大糸線南小谷糸魚川間について3月から持続可能な路線としての方策について、幅広い論議を行なうことを明らかにしました。もともと人口減少と過疎化が進み、JR西日本が発足した、これちょっと間違いまして申し訳ございません、1987年、昭和62年輸送密度が987人に対し、2020年には50人まで落ちています。大糸線利用促進輸送強化期成同盟会事務局が大町市にありますが、3月に入って話し合いをするということになっているようですが、北陸新幹線の延伸に伴う誘客に活路を見いだそうと努力してきた本村としては、大変憂慮すべき事態であります。

以前から関連自治体との会合等は重ねられてきたと思います。本村もメンバーに入っているわけですから、いろいろなお話し合いがされてきたと思います。そこで以下の質問をいたします。

- 1、大糸線の利用促進という話はいつ頃から行なわれてきたのか。
- 2、関連自治体との会合での問題点はどのようなものがあったか。
- 3、生き残り策はどのようなものが考えられるか。
- 4、とりわけ通勤通学の足の確保はどう捉えているか。
- 5、インバウンド再開後の大糸線の利活用方法は、

以上、お願いいたします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 太谷修助議員から大糸線存続について、5項目の質問をいただいておりますので、順次答弁をさせていただきます。

1点目の、大糸線の利用促進に関する取組についてお答えをいたします。

大糸線の利用促進については、大糸線利用促進輸送強化期成同盟会と大糸線活性化協議会の2つの組織において取り組んでいるところであります。

前者の期成同盟会は昭和40年に設立をされた組織で、長野県と新潟県、松本市から糸魚川市までの沿線自治体、議会、商工団体で構成をしています。主に利便性の向上や輸送力の強化に向けたJR各社への要望活動や、利用促進事業としてテレビ番組への協賛やメディアを活用したPR活動を実施しております。

後者の活性化協議会は、平成31年に設立をされた組織で、長野県と新潟県、大町市、白馬村、小谷村、糸魚川市とJR西日本で構成をしています。主に生活利用の促進や観光利用の強化といった事業に取り組んでおります。したがって、期成同盟会では古くから路線全体の利便性向上と輸送力強化を通じた利用促進に取り組んでおり、活性化協議会では3年前から生活利用と観光利用

といった直接、「乗り」につながる事業に取り組み始めていることとなります。

2点目の質問にお答えをいたしますが、関連自治体との会合での問題点ではなく、どのような問題意識を持って取り組んでいるのかということについてお答えをいたしますが、人口減少と少子高齢化によりまして全国的に公共交通利用者の減少がみられます。大糸線についても同様に、利用者の増加対策が最も重要な課題です。

また、大糸線は地域住民の日常生活に欠くことのできない路線であり、また、日本海側と長野県中央部を広域的に結ぶ重要な路線であるという共通の認識に立ち、利用促進に取り組んでいるところです。

3点目の、生き残り策のご質問ですが、活性化協議会はJR西日本も含めて3年前に設立した組織で、一昨年からの新型コロナウイルス感染症の影響もあり、利用を通じた活性化の取組をやりきれていない、という状況です。したがって、生活利用の促進と観光利用の強化に関する事業を着実に実施することに尽きると考えます。

4点目の、通勤通学の点についてであります。実際に通勤や通学で大糸線を利用している人数は把握していませんが、白馬・大町間は感覚的にはなりますが120人程度、南小谷以北は活性化協議会の定期券の購入費助成事業の令和2年度実績から9人と見ることができます。白馬大町間と南小谷以北では利用者数が格段に違いますが、日常生活に欠くことのできない路線であることには変わりはありません。

それから5点目の、インバウンド再開後の利活用の方法ですが、新型コロナウイルス感染症が終息をし、外国人観光客が戻ってきたとき、また北陸新幹線の敦賀延伸を見据えたとき、山と海をつないだ広域周遊ルートが実現できると期待をしております。

最後に、大糸線に関する報道について、これまでの経過を含め、押さえておかなければならないことがありますので、この場をお借りをしてお伝えを申し上げますが、昨年4月にJR西日本金沢支社長から期成同盟会の会長である大町市長に対して、コロナ禍により厳しい経営状況の中、今後の持続可能な公共交通の実現に向けて、沿線地域を含め議論したいとの提案がありました。

これを受けて期成同盟会では、廃止や終期ありきの議論ではなく、地域の活性化に向けた幅広い議論が必要であるとの認識に立ち、期成同盟会に振興部会を設置をし、沿線地域の振興に資する持続可能な路線となるための方策について、幅広い議論を行なうことといたしました。一部では、バスへの転換などを含め、在り方を検討するといった報道がありましたが、期成同盟会の認識とは大きく異にしているところでもあります。

以上、1点目の質問に対しての答弁とさせていただきます。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。太谷議員、質問はありませんか。太谷議員。

第7番（太谷修助君） ありがとうございます。最後に村長のほうからお話がありました、去年の4月にJR西日本の長谷川支社長のほうからそういう提案があつて、みんなで考えていきたいと思います。

ってという提案があったってということは、私も聞いております。

それですね、まずその大糸線の利用促進っていう話がいつ頃から行なわれてきたかっていうのはとても大事なことでして、1992年に一番ピークに行った輸送密度は、1,281という数字が過去大糸線の中では最高なんだそうですけども、それが現在2020年には50まで下がってるという、とても悲しい状態になってるんですが、その中で例えば、期成同盟会だとか、あるいは活性化協議会だとか、それから最近でしたら糸魚川市がやってます「大糸線を愛する応援隊」ですか、私も先日、思わず入ってしまいました。とても彼らの考え方あるいは行動力を見てますと、私もぜひ利用をさせていただいた一人として黙ってはいられないっていう形であります。

それで、一番良かった時からってというのは、JRが民営化された1987年、先ほど私がちょっと間違えました昭和62年、そこが民営化された年なんですけれども、その辺りから徐々に、徐々に減ってきたってことで皆さん危機感を持ってきたんだろうと思います。それまでは右肩上がりですとどんどん、バブルのはじける直前でしたけれども、非常にスキー場なんかも活性化されて、もう黙っててもお客さんが来るシュプール号なんかも当時走ってまして、もう朝5時から駅にお客さんを迎えに行くと、このお客はどこから来たんだろうっていうくらいの非常に白馬村が活性化に富んでた時期だということをお記憶しております。

それでこの、1992年をピークに下がってきたんですけど、それは高速交通網が発達したりとか、それから自動車の普及だとか高速道路の延伸とかいろいろな問題で、徐々にそのJRは落ちてきたってというのはある意味分かるんですが、1987年に第3次中曽根内閣の時に民営化されたときに少し触れておかなければいけないと思うんですが、やはり戦後、鉄道を中心に発達してきたんですけども、非常に大きな負荷を、要するに赤字をしょい込んでしまったということが一説にありました。

それを、今現在この2022年もずっとその問題を引き継いできて、一次はちょっとよくなったんですが結果的には利用度が下がってきたり、人口減少だったり過疎化も重なってここまで来た問題があって、2010年のときに、当時のJRの西日本の佐々木社長が同じような提案をして、各市町村のあるいは観光協会だとか議会も含めて、あるいは商工会議所だとか商工会とかそういうところを通して、みんなで話し合って何とかこれを存続させるような方法で皆さん意見を出してくださいってことで提案をして、今回この3月に今の社長の長谷川社長が、また改めて声を出した。

その間12年はあるんですけど、何も前に進んでなかったってことが今回、明らかになったわけです。それは確かに各自治体の首長さんにしてみたら、そこへ積極的に言えば、言葉は使いたくないんですが、その廃線に向かう一里塚のあれを踏むというような形で、誰でも二の足を踏んで積極的にはなれなかったという気持ちは、すごくよく分かります。ですから首長さんもそれぞれの方たちみんな苦勞をしてあれしてきたんですけど、いよいよ、うしろへ持っていくことできないよ、それから老朽化してこれ以上はもう待てないよってところで今回の話し合いになったと思います。

このことは、国土交通省のほうも2月の17日に通達を出してまして、西日本を含めたあるいは全国のJRを含めたところで、そういう赤字路線になってるとこの対策をやりましょうっていう文書が出てるわけなんです、その中でその、どういう方法で皆さんが意見を出すか、あるいは各自治体の首長さんたちが自分たちの持つてる部分での解決策がどういう答えが出るかっていうことで聞きたかったんですが、なかなかこれ答えが皆さんそれぞれがあつて難しいっていうふうに思っています。

輸送密度が4,000人を下回った赤字会社はJR全体の中で、民営化された1987年には38%くらいで、まだ比較的になかったんですが、現在はもう57%、JRの半分以上が赤字の路線になってしまった。それで先ほど言いましたように、もろもろの諸事情でそういうことになった。老朽化はどんどん進む、人口は減少していくっていうようなことで、もうきたわけなんです、その中で大糸線がワースト5に入ってるっていうことはご存じだと思います――

議長（太田伸子君） 太谷議員、質問に入ってくださいませか。

第7番（太谷修助君） はい、分かりました。それで、先ほど村長が言いました大町、白馬、それから白馬南小谷の輸送密度の関係で、かなり120って数字がありましたけど、民営化時代からいきますと7%まで落ってるんですね。これ引き上げるための策というものを私はちょっと、白馬村の村長として、首長として何か、ここをこうしたらいいよっていう、正確な答えは出ないと思うんですが、大きな問題として、ここをこうしたらいいよっていうものがあるとしたら、それをまず一つ聞かせていただきたいと思います。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 大糸線の関係について、村としてどういうふうに考えているかというそういった質問だと思いますけども、いずれにいたしましても全国いろいろなところで鉄道があるわけがありますけども、一番のこの問題は少子化の影響が非常に大きいということ、それでまだ特に観光地の関係については、今インバウンドでちょっとお客さんが減ってるわけでありまして、通常であれば白馬駅なんかは結構外国のインバウンドのお客さんが白馬に来たお客さんが松本城に行くとか、それからJR西日本の大糸線に乗って、そして南小谷で時間を待っても糸魚川のほうへ魚を食いに行くとかっていう、そんな明るいニュースもあったわけでありまして、ここに来てコロナということが大幅に拍車をかけまして、非常に各JR各線とも非常に厳しい状況だというふうに認識をしているところであります。

そんな中で、我々この沿線の首長で毎年JR西日本の金沢支社のほうにお伺いをして、何とかこの大糸線の糸魚川から南小谷の間を廃止をしないように、ぜひ一緒になってこの活性化に向けて取り組んでいただきたいというような要望を、毎回、毎回しているわけでありまして。

当白馬村といたしましても、これから北陸新幹線が敦賀、そして大阪のほうにどんどん伸びていくという状況の中で、関西のお客さんを糸魚川で降りたお客様をこの大糸線沿線で誘客すると

いう、そういった望みを持っていたわけでありませうけれども、今コロナというようなことで非常に厳しい状況でありますけれども、いずれにいたしましてもコロナが終息して、新幹線が延伸した暁には、非常にこの観光地の白馬としても期待をしているところであります。

そんな中で、当時JR西日本と東日本が南小谷駅で分かれたと、分断されたというようなことも一つの影響ではありますけれども、地域の交通手段としてどうしても大糸線は必要であるというふうに思っているところであります。くどいように繰り返しになりますけれども、観光で依存している特に白馬村にとっては、非常に重要な路線だというふうに認識をしているところであります。

そして、また引き続きJR西日本、それからJR東日本もそうでありますけれども、沿線自治体と一緒に取り組んでまいりたいというふうに思っております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。太谷議員質問はありますか。太谷議員。

第7番（太谷修助君） やはり最終的には私も今、村長に答弁をいただいたようにインバウンドを生かすという方法しか、今ちょっと私の頭の中にも案が出てこないんですね。コロナでって今、確かに問題はコロナが影響をしてなかったらいいなあという部分があるかと思っておりますけれども、ただ、問題を先ほども言ったように先送りしてしまったところに反省点を見出しながら、この白馬を生かす大糸線を生かすためのインバウンドをもうちょっとそのアイデアを凝らして、今の外国のお客様はただ単に日本を尋ねるだけではなくて、日本の文化だとかそういった教育的な部分も、あるいは風景とかそういう景観とかそういったものだけでなく、日本人の優しい心なんかも見たい、そういうものを体験したいというようなことでニーズが少しずつ変わってきていますので、そういうところに目を向けて、この大糸線沿線、今のところ問題になってるのは小谷村と糸魚川の間だけなんですけれども、そこ全体を盛り上げられる観光に結びつけるような案を、それぞれの行政の皆さんも、あるいは関連する観光協会や商工会のそういう方たちからもいろいろな知恵を絞っていただいてやっていければいいなというぐらいしか答えとして見いだせないんですが、その中の具体的に踏み込んで、こういうことをやったらいいよっていうのが、もし頭の中にあるならちょっとインバウンドに関係したところで村長、何かありますでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。太田観光課長。

観光課長（太田雄介君） まさにその部分を大糸線活性化協議会で取り組み始めたというところなんですけれども、一番はここにきた外国人の方が日本海の食であるとか、あとは金沢の伝統的文化そういったところ。また南に行けば松本城といった日本の文化を実際体験できるようなところ、そういうような組み合わせっていうのが一番この地域、鉄道で結んだこの地域を活性化していく一番じゃないのかなというふうに思います。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。太谷議員質問はありますか。太谷議員。

第7番（太谷修助君） そうですね、やはりインバウンドを活用した中で皆さんいろいろ考えていらっしゃると思うんですが私、あるちょっと雑誌を読んできましたら、非常にこれポイントになるんじゃないかっていうのをちょっと見つけましたんで、ちょっとお話をさせていただきたいんですが。

山梨県に小菅村っていう村があるんですが、ここは青梅線の終点で奥多摩湖があって、そこから先、電車はないんですけども、その奥の小菅村をJR青梅とそれからJR東日本がタイアップして、その村ごとホテルという発想をして、コーディネーターが入って8年ぐらいなるんですが、非常に移住人口も22世帯、75人なんて言う非常に小さな、たった700人の村ですけども、そこが逆にたった700人の村だけ村の全員がコーディネーターになってやったらこんなことができるよってということで、実践して成功していると言われてるところです。

私もJRと関係するからそれがあるかなって思ったら、そうじゃなかったんですね。でもこれ一つのきっかけでして、こういう方に、この小菅村を何とかしてくれないかいてお願いに行っ、こういうアイデアをいただいて、村民がみんな協力をして一丸となって成功しているという、これを一つきっかけにすると、例えば小谷村のそれぞれの温泉だとか、有名な旅館だとか山の上にもいろいろいいものがありますんで、そういうところを一つぐると村が全部一つの遊び場というような考え方で、私の知り合いのところにすごい立派な古い古民家があるんですが、全部家の中は総漆塗りです。そういう家が今、居抜きになってあるんですが、そういったものを生かしたりとか、外国人がただここからピュッと糸魚川に行って新幹線に乗って京都に行くんじゃなくて、この途中、白馬でさんざんスキーをやって面白かった、じゃ、このついでに小谷まで行くのは僅か35キロのところであんな体験もある、こんな体験もできたっていうような、そういうものに行政の皆さんも本当に真剣になって、死に物狂いになったら何かできると思うんですね。

村長、その決意というのはどうでしょう。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。太田観光課長。

観光課長（太田雄介君） お答えします。

そのような部分を大糸線利用促進輸送強化期成同盟会の中に振興部会を設けて、地域の活性化策を幅広く議論していこうという中の一つにあろうかと思えます。白馬村単独でできることに非常に限られておりますので、この大糸線つながっている自治体が連携して、いろんなそれぞれの資源がありますので、それらを結びつけて何とか活性化を図っていきたいというようなことに取り組んでいるところです。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。太谷議員質問はありませんか。太谷議員。

第7番（太谷修助君） それで先ほど私、2月の14日に国交省のほうも、全国のJRの見直してということで資料が提出されたっていうようにお話をしたんですが、これ鉄道事業者と地域の協働による地域モビリティの刷新に関する検討会って、地域モビリティ検討会っていう名前であれして

いるんですけど、この中はですね先ほどちょっと触れた中で、ちょっと村長なんかにはちょっと耳が痛いかもしれませんが、地域モビリティの再構築とは言ってるんですが、地域鉄道の再建というようなことは使っていないですね。

ですから、限りなく先ほど言ったように、輸送密度が200を超えるいわゆる代替に変わってかなきゃいけないというような鉄道は、これから非常に難しい立場に置かれてると思うんですが、その地域の人たちだけに責任を押し付けるのではなくて、先送りしてきたそれぞれの首長さんたちの行政の皆さんにも、真剣に同じテーブルについて議論してくださいねということであると思います。

その国交省のほうの要望としては4点ありましてね、まずローカル線に関する地方自治の協議と枠組みを作り、地域公共交通活性化再生法に取り組むと。

それから2番目には、モード転換における財政支援。

それから3番目は、柔軟な運賃制度。

4番目は鉄道廃止後の施設撤去時の支援というようなことで、非常にこちらも大きな出血覚悟の要望なんですけれども、一番最初のそのローカル線に関する地方自治体との協議の枠組み作りに積極的に参加してもらわないと、あんたたちもう生き残っていけないぞっていうように言われているわけなんですけど、そのことに関しては何のくらいの覚悟を持っているか、観光課長で結構ですからお答えいただけますか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。太田観光課長。

観光課長（太田雄介君） 今、鉄道局で動いている検討会で恐らく私もその会議録とかまだ公開されていないので、ちょっと確証は持てないんですけど、資料から読み取る限り、先ほど太谷議員がおっしゃったのはJRがこの検討会に期待すべき事項だというふうに、私は認識しております。運賃のことであったり、廃線であったときの支援であったり、そういった部分はJR側の要望事項であって、この検討会、研究会ではあくまでも地域と、それから実際に運行される運行事業者の方々、そういった方で持続可能なローカル鉄道の在り方を一緒に考えていこうよというようなものだというふうに、私は認識しているところであります。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。太谷議員、質問はありませんか。太谷議員。

第7番（太谷修助君） 非常に観光課長の答弁はそのとおり、やっぱり前向きにマイナス思考でいっちゃいけないと、前向きな方法をとってかなきゃいけないっていうことで、そのとおりだと思いますけど。

実は、昨日実は、その第2回の会合が行なわれてるんですね。これをあと3回、4回、5回っていうようなことで7月頃までにその何か全体をまとめて、四、五年かけて十分議論した中で、じゃ、一番いい方策がどの方策があるかということの中に、この大糸線も実は輸送密度を50まで切った大糸線も含まれてるということ。これをこの5年間の、4年か5年かかるとは思いますけどその間に本当にみんなで一丸となって、この大糸線を存続させていくっていうことに注力をしてかなきゃい

けないと思うんですが。

私は一つ、これちょっと乱暴かもしれませんが、そんなに西日本でお荷物になってるんだっ
たら、JRの東日本に買っていただいて、たった35キロだから老朽化もしたりトンネルの複雑さ
とか、このカーブの通りが悪いとかっていうことがあるけど、ここにたった35キロだったら、こ
こも電化してもらって積極的に太平洋と日本海を継ぐそんなにたくさんないJRの中で、これを極
端な話モード転換しなきゃいけないっていうようなことではなくて、存続させるっていうことに注
力していただけたらっていうように思うんですが、村長に、この声については最後にお聞きしま
すけども、これ本当に村長の頭の中にも残れるっていうように思ってますでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。横山副村長。

副村長（横山秋一君） 残れるじゃなくて、残していかなきゃいけないという認識でおります。

あと、今JRの東と西の分岐点が南小谷駅にある、それを東日本で一括できないかと、それは非
常に私たちの立場からすると非常に魅力的な案だと思ってます。ただ、できるかできないかとい
うのは民間会社の事情があるのであれなんですけれども、まあ、そういった意見も、またそうい
った協議会では出していければいいのかなあと思っています。

あと期成同盟会は昭和40年ということで、非常に昔からあるものなんですけど、多分、当初はオ
ール電化を目指していたんじゃないかと、南小谷以北も電化してっていうのがずっと悲願としてあ
ったと思うんですが、なかなかそれも現実的には難しいという中で、だんだん廃れていって
るのが現実かと思えますけれども、そうですね、やはり利用者の目線に立ったいろんなダイヤとか
にしなきゃ、それは利用者は増えないなあという感じもしていますので、そこら辺の視点から
もいろいろ要望していければなあと思っております。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。太谷議員、質問はありませんか。太谷議員。

第7番（太谷修助君） それで、今度大糸線の俗にいう大糸北線って当時言われた北小谷から糸魚川
北線と言ったそうですけど、ちょっと非電化のこともあって南小谷まで含めて北線、そこから大町
までは南線っていうような形であれなんですけど、いわゆる南小谷から今度は大町、それから松本
方面に向かっての大糸線というのも非常に、先ほどの数字でいきますと村長、120っていうよう
なお話されたんですが、確かに民営化された当時あるいは1992年の最高の数字から行くと、も
う7%のどこまで白馬小谷間は落ってます。

それから大町と白馬でも511ですから、当時一番良かったときから行くと19%まで落ってる
んですね。そうすると、大町を起点にして松本方面、大町を起点にして南小谷方面という部分で
いったら、大町が起点なもんですから、ひよっとしたら大町以北の、私の高校時代は大町以北山沿地
方なんで、馬鹿にされたんですが、大町からこの南小谷までの利用度もどんどん落ちてくとひよ
っとしたら大町を起点にJR東日本も、将来的に赤字がどんどん累積してつたらなくなってしま
うんじゃないかと思うんですが、その辺りのことについては、どうでしょう。どんな考えを持ってい

すでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。太田観光課長。

観光課長（太田雄介君） 正直、どうでしょうと言われてもちょっとお答えに困るんですけども、大糸線、松本から糸魚川まで鉄道でつながっていると、その一つのラインであり、ほかの新幹線であったりとか、松本であればほかのラインとつながってるというネットワークとして考えていくべきだなあというふうに考えていて、どうでしょうといってもちょっとお答えに困るのが正直なところです。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。太谷議員、質問はありませんか。太谷議員。

第7番（太谷修助君） 確かに答えようがないと思います。ただ、幹線、いわゆる国道とかと同じように鉄道という幹線を将来的にコストがないからなくしてしまおうっていう理論が必ず出てきて、時代の流れとともに変わってくとは思いますが、今、大町の駅なんかで乗る高校生なんかつかまえて、「おい、電車込んでいるかい」と聞いたら、「めちゃめちゃ朝は混んでいるんですよ、でも豊科の辺りまでいいけど、僕たちは豊科の辺りで降りるけど」っていうとこでいくと、今混んでるっていうように見えるんですけど、それも数字がね大町豊科間でももう当時の一番最高の1992年から行くと44%まで下がってる。松本まではまだ53%だから、でも半分まで落ちちゃってる。

これもう10年もしたら、子供たちは減少するわ、通勤通学はほかのサイクルあるいはテレワークで電車に一週間のうち5日間のうち2日乗らなんでもいいっていうことになる、これ本当にすごい存続問題にもつながってくるんで、この話を契機に私どもここから白馬は大町に向かって安泰だよじゃなくて、同じように小谷の人たちと一緒に活動をしていただきたいというふうに思っていますし、そうしておかないと生き残っていけないと思いますので、その辺りはしっかり覚悟してやっていっていただければというふうに思います。

まあ、これからいろいろな議論はされていくものですから、そんなようなことが頭に入れながら次のその活性化策につないでいかればいかなと思っていますので、どうかひとつよろしくお願いいたします。

それでは次の質問に移らせていただきます。

2番目、村内新型コロナウイルス感染者への対応について。

村内新規感染者が増え続けています。2月20日現在568人、本日が613人になってますかね。さらに増え続けると思われま。オミクロン株については、新型コロナの救世主という学者もいれば、さらにサイレントに進行する新たな株が出現するという学者もいます。増え続けなければいいなというふうに祈るばかりですが、村内での感染者の中で教職員、保育士が不幸にも感染されて対応を強いられると思いますが、そのことに関して以下の質問をいたします。

- 1、今までに感染した教職員、保育士の人数は。
- 2、風評被害のような二次的批判にさらされた人はいなかったか。

3、職場復帰されるまでの最短と最長の日数を教えていただきたいと思います。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 2つ目の質問で、村内新型コロナ感染者への対応について、3項目の質問をいただいておりますので、答弁をさせていただきます。

まず、1点目の今まで感染をした教職員、保育士の人数については、教職員が8名、保育士4名であります。

また2点目の風評被害のような二次的批判をされた人はいなかったかとの質問ですが、学校や保育園では生徒、児童に感染者が発生した場合、または濃厚接触者となった場合や感染拡大した時に、その都度保護者に対し、きずなメールで学級閉鎖の有無のお知らせや注意喚起のお知らせをしております。その際に、必ず感染者やその家族関係者に対する誹謗中傷がないようお願いをしております。そのこともあり、今までに学校や保育園、教育委員会等に風評被害のような批判をされたという情報はお聞きをしておりません。

最後に、職場復帰をされるまでの最短と最長の日数についてですが、感染された職員の復帰状況は教職員では最短で8日、最長で13日、保育士では最短で9日、最長で11日であります。感染者の行動制限は保健所の指示によりますが、発症日や療養の方法等により日数が異なること、異なっていることについてはご理解をお願いをいたしたいというふうに思います。

太谷修助議員の村内の新型コロナの感染者の対応についての質問の答弁とさせていただきます。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。太谷議員、質問はありませんか。太谷議員。

第7番（太谷修助君） ありがとうございます。なんでこんな質問をしたかって言いますと、私、公的な立場にいらっしゃる特に教育関係や保育とか幼稚園とか、そういったところにお勤めになっている方がかかってしまって、非常に立場的なものとして肩身の狭い思いをしているんじゃないのかなあという、非常にちょっと心配をしてたんですけど、今村長のお話のようにきちんとそういうケアをしながらのあれですので、非常に安心しました。

一つ私、いつもマスコミの報道を見ますとちょっと心配することがありまして、新型コロナの陽性者と、それから感染者っていうのはイコールではないんですよね。この辺りをね、例えばテレビなんかでは、今日の東京都の感染者は何人とか。感染者ではなくて陽性者あるいは濃厚接触者でしょ、それを感染になったんですかっていつも聞きたいんですけど、それとても大事なことでして。それで一番最後にお聞きしたのは、濃厚接触者だったり陽性の判定を受けた人が、何日で仕事に職場復帰してるのかなっていうことを聞きたかったもんで。これ9日とか8日っていうと濃厚接触者の発症していなかった方の人数も入っているということですよ。ちょっとお答えいただければ。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。横川教育課長。

教育課長（横川辰彦君） 病気ですので、症状のあるなしとか、症状の重い軽いで治癒療養期間が長

短いのは出てきますんで。それとあと検査して保健所の聞き取り調査で発症日が遡った場合は待機期間も検査から短くなるということもあるもんですから、それによって待機期間が短くなるということもあり得ますんで、いずれにしろこれは病気の話なんで、一概に基本は何日っていうふうには決められないというところをご理解いただきたいと思います。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。太谷議員、質問はありませんか。太谷議員。

第7番（太谷修助君） そうすると病気っていう形で役場の中では、この方は濃厚接触者あるいは陽性者か、完全に感染してるかっていうのは入院でもしない限り分からないということですか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。横川教育課長。

教育課長（横川辰彦君） あくまでも濃厚接触者の認定は保健所がされるということでありまして。今、一定の基準というところなんですけれども、濃厚接触者については基本的には7日間経過観察ということになっておりますけれども、今、まん延防止等措置とかかれて非常事態の折に学校の先生ですとか、現場がその人が来ないと回らないというような状況については、5日間に短縮という措置もとられているというところであります。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。太谷議員、質問はありませんか。太谷議員。

第7番（太谷修助君） ありがとうございます。白馬村の場合、そんなにひどいあれはなかったっていうふうには思ってるんですが、先ほどの話にちょっと立ち戻らせていただきますと、やっぱり陽性者の中には無症状の方もいらっしゃるんですけど、これ普通の風邪とかインフルエンザと同じでウイルスが体に入って来れば人間の体ですから、いわゆる免疫反応をきちんと示してだめなものは押し出すよ、あるいは残念なことに引っかかったら感染しちゃったよねっていうその違いをしっかりとっておかないと、何か濃厚接触者にあれされたために、こっちのグループに入れられて嫌な思いをしたというようなことが一般の中ではたくさんあるわけなんです、その辺りは私どもこれから何でもかんでもマスコミの言ったことを真に受けるのではなくて、正しい知識を持って厳しく対応するということがとても大事だと思ってます。

最近の新型コロナのあれはPCR検査も効かない株も出てきてるんですよ。例えばね、オミクロンの今問題になってるのは、ステルスオミクロンって言って、いわゆる通常のオミクロンとは違って、いわゆるBA.1ではなくてBA.2って言われているやつはもう、我々が持ってる免疫抗体の間をすり抜けて入ってくる、本当に静かに入ってくるんで分からなくてステルスといわれるそうなんですけど、そういったウイルスも入ったり、それからフランスなんかではね、新型でIHUっていうのが既に報告されてるそうです。これ日本にも入ってるらしいんですけど、あまり政府は騒ぎ立てないほうがいいだろうっていうことで、ちょっと言ってないと思うんですけども、それからアメリカではインフルエンザと新型コロナ同時に感染する、インフルのフルとコロナのロナを併せてフルロナっていう名前で報告されてるんですけど、これが結構サイレントに入ってるらしいです。デンマークなんかでも、1月のうちに1月の中頃くらいから、いわゆる新型オミクロンの今言

ったBA2のほうが半分以上進んでるっていうようなことが報告されてるそうなので、いずれにしても私どもはしっかり緊張感を持ってこの対応をしていかなきゃいけないし、もちろん誰もかかりたいわけではありませんので、慎重にしながら生活を続けていかなきゃいけないと思います。引き続き、今の村の対応の仕方とてもいい状態できてますので、私どももちろんとしたコロナの対応策をしっかり持ちながら生活を続けていきたいと思います。

ちょっと早いですが、以上で私の質問を終わります。

議長（太田伸子君） 質問がありませんので、第7番太谷修助議員の一般質問を終結いたします。

以上で、日程第1 一般質問を終結いたします。

これで、本定例会3日目の議事日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。明日から定例会会期日程表のとおり各委員会等を行ない、3月18日午前10時から本会議を行ないたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 異議なしと認めます。よって、明日から定例会会期日程表のとおり各委員会等を行ない、3月18日午前10時から本会議を行なうことに決定いたしました。

これもちまして、本日は散会といたします。ご苦労さまでした。

散会 午後 1時49分

令和4年第1回白馬村議会定例会議事日程

令和4年3月18日（金）午前10時開議

（第4日目）

1. 開 議 宣 告

日程第 1 常任委員長報告並びに議案の採決

日程第 2 予算特別委員長報告並びに議案の採決

令和4年第1回白馬村議会定例会議事日程

令和4年3月18日（金）

（第4日目）

追 加 日 程

- 日程第 3 同意第 1号 白馬村固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 4 議案第23号 訴えの提起について
- 日程第 5 議案第24号 令和3年度白馬村一般会計補正予算（第10号）
- 日程第 6 発委第 2号 消費税「適格請求書（インボイス）」の実施延期を求める意見書
- 日程第 7 発議第 1号 地域高規格道路「松本糸魚川連絡道路」の早期建設を求める意見書
- 日程第 8 発議第 2号 ロシアのウクライナ侵攻を強く非難する決議
- 日程第 9 常任委員会の閉会中の所管事務調査について
- 日程第10 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について
- 日程第11 議員派遣について

令和4年第1回白馬村議会定例会（第4日目）

1. 日 時 令和4年3月18日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	増井春美	第7番	太谷修助
第2番	横川恒夫	第8番	津滝俊幸
第3番	切久保達也	第9番	松本喜美人
第4番	加藤ソフィー	第10番	加藤亮輔
第5番	尾川耕	第11番	丸山勇太郎
第6番	田中麻乃	第12番	太田伸子

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	下川正剛	副 村 長	横山秋一
教 育 長	平林豊	参事兼総務課長	吉田久夫
健康福祉課長	松澤孝行	会計管理者・会計室長	長澤秀美
建 設 課 長	矢口俊樹	観 光 課 長	太田雄介
農 政 課 長	田中洋介	上下水道課長	関口久人
税 務 課 長	田中克俊	住 民 課 長	太田洋一
教 育 課 長	横川辰彦	子育て支援課長	下川浩毅
生涯学習スポーツ課長	松澤宏和	総務課長補佐兼総務係長	鈴木広章

6. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 山岸茂幸

7. 本日の日程

1) 常任委員長報告並びに議案の採決

2) 予算特別委員長報告並びに議案の採決

3) 追加議案審議

同意第 1号（村長提出議案）説明、採決

議案第23号（村長提出議案）説明、質疑、討論、採決

議案第24号（村長提出議案）説明、質疑、討論、採決

発委第 2号（産業経済委員会提出議案）説明、質疑、討論、採決

発議第 1号（議員提出議案）説明、質疑、討論、採決

発議第 2号 (議員提出議案) 説明、質疑、討論、採決

- 4) 常任委員会の閉会中の所管事務調査について
 - 5) 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について
 - 6) 議員派遣について
8. 地方自治法第149条第1項の規定により長より提出された議案は次のとおりである。
1. 同意第 1号 白馬村固定資産評価審査委員会委員の選任について
 2. 議案第23号 訴えの提起について
 3. 議案第24号 令和3年度白馬村一般会計補正予算 (第10号)
 4. 発委第 2号 消費税「適格請求書 (インボイス)」の実施延期を求める意見書
 5. 発議第 1号 地域高規格道路「松本糸魚川連絡道路」の早期建設を求める意見書
 6. 発議第 2号 ロシアのウクライナ侵攻を強く非難する決議

開議 午前10時00分

1. 開議宣告

議長（太田伸子君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。

これより、令和4年第1回白馬村議会定例会第4日目の会議を開きます。

2. 議事日程の報告

議長（太田伸子君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあります資料のとおりです。

△日程第1 常任委員長報告並びに議案の採決

議長（太田伸子君） 日程第1 常任委員長報告並びに議案の採決を行ないます。

それぞれ常任委員会に付託されました案件について、順次、各委員長より審査結果の報告を求めます。

お諮りいたします。議案第12号 令和3年度白馬村一般会計補正予算（第9号）は、分割審査をしていただいておりますので、常任委員長報告が終了した後に、討論、採決をしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 異議なしと認めます。よって、議案第12号 令和3年度白馬村一般会計補正予算（第9号）は、常任委員長報告終了後に討論、採決を行なうことに決定いたしました。

最初に、総務社会委員長より報告を求めます。第9番松本喜美人総務社会委員長。

総務社会委員長（松本喜美人君） それでは、私のほうから令和4年第1回白馬村議会定例会総務社会委員会の審査報告を申し上げます。

本定例会において、総務社会委員会に付託された案件は、議案12件です。審査の概要と結果をご報告いたします。

議案第2号 内山辺地ほか2辺地に係る総合整備計画の策定について。

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づき、令和4年度から令和8年度までの5年間の、内山辺地ほか2辺地に係る総合整備計画の策定。

3辺地の整備計画は、内山辺地ではスノーハープメイン会場法面及び木橋の改修、落倉辺地では村道3101号線改良、野平辺地では重要伝統的建造物群の土蔵保存工事。なお、従来は、青鬼、通の青鬼辺地と野平辺地に区分されておりましたが、辺地条件の人口50人以上が満たされないの、今回野平辺地に統合との説明。

質疑に入りまして、計画策定の議案で、実施計画ではないとの理解でよいか、の問いに、そのように理解していただきたい、と答弁。

スノーハープの具体的場所と、落倉の村道3101号線は、小谷村側の西側に入る未舗装部分が多い道路のことか、の問いに、スノーハープメイン会場の東側法面と正面の木橋で、落倉はご指摘

のとおり、との答弁。

討論はなく、採決したところ、議案第2号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定いたしました。

議案第3号 白馬村八方体育館の指定管理者の指定について。

本村が所有する、白馬村八方体育館が指定期間満了に伴い、一般財団法人八方振興会に再指定するもので、指定期間は令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間。

質疑に入りまして、指定管理の施設は体育館だけか、の問いに、村の資産は体育館のみ、よって指定管理施設は体育館のみ、との答弁。

体育館は文化会館と併設のため、八方区の体育館のイメージ、他地区でも利用が可能か、の問いに、申込みをしていただければ、利用は可能、との答弁。

討論はなく、採決したところ、議案第3号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定いたしました。

議案第4号 白馬村執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例について。

いじめ防止対策推進法により、いじめ問題対策連絡協議会は条例設置とされているので、現在の設置要綱を廃止し条例で位置付け。また、同法第30条に規定するいじめ問題調査委員会も条例で位置付けたいもの。令和4年4月1日施行。

質疑に入りまして、調査委員会の、弁護士等は事前に人選か、その都度人選か、の問いに、その都度人選し、弁護士は村の顧問弁護士に相談、他の委員は県の教育委員会に相談、なお、事務は総務課所管、との答弁。

調査委員会の設置は村長か、の問いに、自殺等の重大事案の調査であり、設置は村長、との答弁。

いじめ問題が、前面に出て皆が敏感になるが、いじめ対応は、の問いに、いじめを早期発見し、いじめの芽を早く摘むように対処しており、件数は多くなっている。よく見ているから件数は伸びるとの理解、と答弁。

討論はなく、採決したところ、議案第4号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定いたしました。

議案第5号 白馬村特別職の職員で非常勤のものの報酬に関する条例の一部を改正する条例について。

白馬村執行機関の附属機関に、いじめ問題対策連絡協議会の条例設置に伴い、委員報酬を月額6,100円、半日額3,800円とし、令和4年4月1日から施行。

なお、いじめ問題調査委員会の委員報酬は、弁護士等の委員を予定していることから、専門の知識を有し社会通念上その報酬を考慮すべきと判断される者の項を適用。

質疑に入りまして、参考として、弁護士費用は、の問いに、過去の事例で、1万2,000円程度と記憶、との答弁。

討論はなく、採決したところ、議案第5号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定いたしました。

議案第6号 ふるさと白馬村を応援する条例の一部を改正する条例について。

ふるさと白馬村を応援する条例の、事業区分ごとに積み立てた額が1億円を超える場合は、当該超えた額について当該事業以外にも、事業区分を変更して積み立てることができるか、としたいもの。

質疑に入りまして、ふるさと納税の事業区分による基金積立てが、指定以外の事業区分になる旨を告知して寄附を受けるのか、の問いに、寄附者には、制度改正を理解してから寄附採納となる、との答弁。

討論はなく、採決したところ、議案第6号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定いたしました。

議案第7号 白馬村税条例の一部を改正する条例について。

法人村民税の法人税割の税率を、100分の8.4から100分の6に改正、令和5年4月1日施行。ただし、法人村民税の法人税割の特例規定を附則に設け、令和5年3月31日から令和8年3月30日までの間に終了する各事業年度、3年間に係る法人税割の税率を100分の7.2とする。

質疑、討論はなく、採決したところ、議案第7号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定いたしました。

議案第8号 白馬村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う改正。未就学児の国民健康保険税均等割額の軽減措置で、低所得世帯の従前7割軽減世帯は8.5割の軽減、5割軽減世帯は7.5割の軽減、2割軽減世帯は6割軽減に改正。低所得世帯以外の世帯は、均等割額の5割軽減、国保の納税通知書等の様式は村長に委任、金額のアラビア数字表記、令和4年4月1日に施行。

質疑に入りまして、財政負担割合は、の問いに、国50%、県25%、村25%、との答弁。

討論はなく、採決したところ、議案第8号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定いたしました。

議案第9号 白馬村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について。

生活雑排水槽汚泥の運搬処理手数料を、処理費用の値上げに伴い1リットル当たり23円から27円に改正。令和4年4月1日施行。

質疑に入り、4円の値上げだが、標準家庭でどのくらいの値上げになるのか、の問いに、雑排水のくみ取り量が多い家庭で2万1,000円程度の増加、との答弁。

討論はなく、採決したところ、議案第9号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定いたしました。

議案第11号 白馬村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について。

国民年金法等の一部改正に伴い、日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫が行なう、恩給担保貸付事業の廃止に伴う条例の整理。令和4年4月1日施行。

質疑に入りまして、2金融公庫が廃止されるということか、の問いに、2金融公庫が恩給担保貸付事業を廃止するもの、との答弁。

討論はなく、採決したところ、議案第11号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定いたしました。

議案第12号 令和3年度白馬村一般会計補正予算（第9号）所管事項。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,170万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を67億7,264万5,000円とするもの。

所管する課ごとに主な補正について報告いたします。

総務課関係。

一般管理事業の200万円減額は、人件費の実績によるもの。姉妹都市提携事業の453万7,000円減額は、コロナ感染により南小・北小の姉妹都市交流の中止によるもの。ふるさと納税基金事業の1,892万9,000円の減額は、ふるさと納税事業の特定財源分を減額によるもの。

質疑に入りまして、寄附金について、総務課科目に計上の金額と、寄附金の金額両方が減額の意味は、の問いに、当初計上額が過大であった、との答弁。

補足答弁といたしまして、各事業の事業割振りとして指定なしで、村長が指定したものとの調整分もある、との補足答弁です。

次に、寄附金の基金積み立てで、事業区分による移動が分かる説明資料の提示は、の問いに、基金は積まなければ残高に載らない、伝票上の移動、決算にならなければ残高ではない、との答弁。

住民課関係。

戸籍住民基本台帳事業の209万6,000円の増額は、主に社会保障・税番号制度システムの整備委託料による。住民総務事業の109万2,000円の減額は、会計年度任用職員の退職によるもの。住民国保事業の874万円減額は、保険基盤安定繰入金確定に伴う国民健康保険事業特別会計繰出金の減によるもの。

質疑は特にありませんでした。

健康福祉課関係。

社会福祉施設事業の962万2,000円の減額は、地域医療介護施設の佐野区ふれあいセンターの建設取下書が、令和3年11月5日に提出によるもの。

質疑に入りまして、佐野区ふれあいセンターの取下げ理由は、の問いに、コロナ禍で、建築資材の輸入が困難になり建築資材が不足し、結果、建築費用が1.5倍から2倍に高騰したことによる、との答弁。

教育課関係。

教育委員会事務局一般事業の190万円の減額は、職員手当等の支払い見込みによる。学校環境整備事業の481万6,000円の増額は、中学校女子トイレの洋式化工事によるもの。南小学校管理事業の116万9,000円は、燃料費、光熱水費の高騰によるもの。北小学校管理事業の130万円の増額は、燃料費、光熱水費の高騰によるもの。

質疑に入りまして、勉強ができる子はリモートでも勉強ができるが、画面を見ている勉強をしていなかった子もいたという話を聞く。保護者も初めてなので困惑しているし、子供たちの学力差を心配しているが、の問いに、リモート授業は、ICT化が目的ではなく手段。文科省は双方向のリモートならよいとの指針、との答弁。

燃料費の補正について、南小はPTA作業で断熱材を入れた経緯があるが、次年度の計画は、の問いに、次年度計画についてPTAは聞いていないが、継続したいとの話は聞いている、との答弁。

子育て支援課関係であります。

児童手当等給付事業の1,348万2,000円の減額は、副食費補助金118万1,000円の減額、白馬幼稚園が施設給付の対象施設に移行し、施設給付に副食費が上乗せのため。

児童手当の不用額965万円の減額。施設等利用給付費は、利用者減により853万8,000円を減額。

子育て世帯生活支援特別給付金事業は、コロナ禍で家計急変世帯の増加により200万円増額。しろうま保育園運営事業は、職員募集に応募がなく人件費610万円の減額。子育て支援ルーム運営事業は、職員募集に応募がなく人件費101万8,000円の減額。

質疑に入りまして、保育士の処遇改善加算について、保育園の保育士はないがどのような取り決めか、の問いに、村の保育士も該当するが見込んでいない。まずは民間から。総務課と協議の結果。交渉は継続する。令和4年9月までの補助で、10月からは公定価格に含まれ、施設型・地域型給付費で交付される、との答弁。

児童手当の減額理由は、児童数を把握しているのになぜか、の問いに、予算不足が起きないように余裕を持たせて当初予算を計上した、との答弁。

生涯学習スポーツ課関係。

ウイング21維持管理事業749万1,000円の増額は、燃料光熱水費196万3,000円の増額と、本年1月2日に強い寒気により、ウイング21の2階ロビーの温水パネルヒーターが凍結し、その後の漏水でエレベーター設備・スプリンクラー・床材等の水害による修繕費552万8,000円増額。

質疑に入りまして、この冬は低温日が続く、コロナ禍による休館日も多いので、管理の徹底を、に対して、課内で注意し、修繕は繰り越して施行、との答弁。

各課の審査が終了し、全体討論はなく、議案第12号は委員長を除く委員全員の賛成により可決

すべきものと決定いたしました。

議案第13号 令和3年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ874万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を10億6,506万円とするもの。

質疑に入りまして、傷病手当金60万円の算出根拠は、の問いに、1人3万円で20名を予測、との答弁。

討論はなく、採決したところ、議案第13号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定いたしました。

議案第14号 令和3年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ242万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億313万1,000円とするもの。

後期高齢者医療保険料は年度末を見込み242万円減額。繰入金は金額の確定により32万6,000円の減額。繰越金は金額の確定により32万1,000円増額。

歳出では、広域連合負担金に243万6,000円減額。

質疑、討論はなく、採決したところ、議案第14号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

以上で、総務社会委員会の審査等についての委員長報告といたします。

議長（太田伸子君） ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

議案第2号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第2号 内山辺地ほか2辺地に係る総合整備計画の策定については、委員長報告のとおり、決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

議長（太田伸子君） 挙手全員です。よって、議案第2号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第3号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第3号 白馬村八方体育館の指定管理者の指定については、委員長報告のとおり、決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

議長(太田伸子君) 挙手全員です。よって、議案第3号は、委員長報告のとおり可決されました。
議案第4号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第4号 白馬村執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり、決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

議長(太田伸子君) 挙手全員です。よって、議案第4号は、委員長報告のとおり可決されました。
議案第5号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第5号 白馬村特別職の職員で非常勤のものの報酬に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり、決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

議長(太田伸子君) 挙手全員です。よって、議案第5号は、委員長報告のとおり可決されました。
議案第6号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第6号 ふるさと白馬村を応援する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり、決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

議長(太田伸子君) 挙手全員です。よって、議案第6号は、委員長報告のとおり可決されました。
議案第7号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第7号 白馬村税条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり、決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

議長(太田伸子君) 挙手全員です。よって、議案第7号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第8号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第8号 白馬村国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり、決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

議長(太田伸子君) 挙手全員です。よって、議案第8号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第9号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第9号 白馬村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり、決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

議長(太田伸子君) 挙手全員です。よって、議案第9号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第11号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第11号 白馬村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり、決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

議長(太田伸子君) 挙手全員です。よって、議案第11号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第13号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この採決は起立によって行ないます。本案に対する委員長報告は可決です。議案第13号 令和3年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第3号)は、委員長報告のとおり、決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(太田伸子君) 起立全員です。よって、議案第13号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第14号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この採決は起立によって行ないます。本案に対する委員長報告は可決です。議案第14号 令和3年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は、委員長報告のとおり、決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(太田伸子君) 起立全員です。よって、議案第14号は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、産業経済委員長より報告を求めます。第8番津滝俊幸産業経済委員長。

産業経済委員長(津滝俊幸君) 第8番津滝俊幸。令和4年第1回白馬村議会定例会産業経済委員会審査報告をいたします。

本定例会において、産業経済委員会に付託された案件は議案が4件、陳情1件です。付託された議案について、審査の概要と結果を報告します。

議案第10号 白馬村山小屋条例の一部を改正する条例について。

山小屋条例の定める宿泊料金の一部を変更するもので、改正内容は宿泊料金に含まれていた食事料金を除き、素泊まり料金のみとするものです。

利用料は大人1人1泊1万円、小学生5,000円、小学生未満3,000円とし、個室利用の場合は個室料金を加算することができることにし、加算額の上限を1室当たり1万円に改めるものです。

質疑、意見に入り、食事を含む料金は幾らか。食事料金は指定管理者が設定し村長の承認が必要。令和4年度の食事込みの宿泊料金は1泊2食つきで、大人1万3,000円、子供7,500円を計画している、と答弁がありました。

議案第10号について、討論はなく、採決したところ、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第12号 令和3年度白馬村一般会計補正予算(第9号)所管事項です。

まず、観光課関係。

商工振興費7,172万円の増額は、新型コロナウイルス感染症対策第6波対応事業者支援金7,096万円が主なもの。この事業は村内事業者の売上減少の影響を緩和するため、2022年1月または2月の売上げが2021年または2020年の同月比で25%以上減少している事業者に対して、減少率に応じて支援金を支給するものです。

申請期間は令和4年3月25日から同年5月20日まで。審査認定機関へ関係書類を提出し、審査後、認定されれば4月1日以降随時支払われます。その他、観光総務費、観光施設整備費、観光宣伝振興費の減額は事業完了やイベント中止に伴う補正です。

質疑に入り、第6波対応事業者支援金について、見込み事業者数は何件予定しているか。経済セ

ンサスによる事業所数は965件。これまでの感染対策支援の実績などを踏まえ700件とした。減少基準となる2020年1月、2月は新型コロナウイルスの影響が出ていないと推察するので、25%以上の事業者はそれくらいと想定した。審査認定機関は白馬商工会を想定し、業者選定し決定する。

2020年に開業していない事業者への特例はあるか。2021年3月以降の開業者はこの事業の対象外。国の事業復活支援金を活用してほしい。理由は売上げの正確性に疑義があり不公平感をなくすため。また、国の支援金との重複申請は可能。詳細は申請要綱として公表していく。

次に、上下水道課関係。

環境衛生費425万3,000円の減額は、合併浄化槽整備事業補助金の確定が主なものです。

質疑、意見はありませんでした。

次に、建設課関係。

道路維持費1億1,380万円の増額は、除雪事業の委託料1億1,000万円、無散水電気料の光熱水費に200万円が主なもの。財源では車両売払収入として、タイヤドーザー・グレーダー・道路清掃車の売却代金です。その他、道路新設改良費、住宅費の減額は事業完了や予算の組替えなどによる補正です。

質疑、意見はありませんでした。

次に、農政課関係。

農業振興費266万5,000円の増額は、経営体育成支援事業補助金を300万円減額し、青年就農給付金として2名分追加し300万円の増額。農地集積協力金に北城南部地区ほ場整備事業協議会へ266万5,000円が主なもの。

農地費2,279万8,000円増額は、北城南部地区ほ場整備事業の事業前倒しに2,533万8,000円増額し、犬川用水電動ゲート設置・小水力発電事業の設計委託料254万円減額が主なものです。

その他、林業振興費や地籍調査事業の減額は事業完了や予算組替えに伴う補正です。

質疑に入り、まず、新規就農者の内訳と使用農地はどうしていくのか。一人は、28歳・男性で千葉県農業法人での就農経験あり、園芸作物を中心に年間売上げ250万円を想定。もう一人は、34歳・男性、就農2年目で水稻を中心に550万円の売上げを計画している。

新規就農者補助要件では、49歳までが対象者で、面積要件はなく農地は賃貸でも可能、労働時間は1,200時間・所得は250万円が最低目標とされています。申請者の一人の農地は賃貸です。

農地法では30アールの農地を所有している者でないと農地を取得できないが、新規就農者が農地を取得するためにはどのようにするのか。答弁として、30アール以上の農地を耕作し、営農実績を積んで農業委員会で審査し、農業者として認められれば農地の購入は可能となる。ほ場整備事業において畦畔へのシートでの養生は今後もしていくのか。畦畔のシートでの養生は、紫外線など

による劣化でボロボロになり飛散してしまい、地主や地域へ大変迷惑をかけてしまったと反省している。今後は良質な土を入れて施工していく方針。

全体を通して討論はなく、採決したところ、議案第12号 委員会所管事項は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

次に、議案第15号 令和3年度白馬村水道事業会計補正予算（第2号）です。

収益的収入に140万円を増額し、3億1,147万9,000円。収益的支出から240万円を減額し、2億5,556万4,000円にするものです。事業完了や組替えによる補正が主なものです。

質疑、意見はありませんでした。

議案第15号について、討論はなく、採決したところ、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第16号 令和3年度白馬村下水道事業会計補正予算（第2号）です。

収益的収入に649万9,000円を増額し、5億2,183万2,000円に。収益的支出から931万5,000円を減額し、5億566万9,000円に。

第4条本文中括弧書を「資本的収入が資本的支出に対して不足する額1億2,231万4,000円は損益勘定留保資金で補填するものとする」に改め、資本的収入額から1,647万3,000円減額し、3億3,217万7,000円に。資本的支出から737万4,000円減額し、4億5,449万1,000円とするものです。また、予算第5条に定めた起債の限度額を1億1,120万円に改め、予算第8条に定めた経費の金額を35万円減額し、2,468万5,000円とするものです。

内容は、事業完了や工事先送りによる補正が主なものです。

質疑で、一般会計補助金の減額補正の不用額は一般会計へ返金しては、の問いに、下水道事業は建設改良の積立てもできていないので、節約しながら可能な限り内部留保していきたい、と答弁がありました。

議案第16号について、討論はなく、採決したところ、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定いたしました。

次に、陳情第1号 消費税「適格請求書（インボイス）方式」の実施延期を求める意見書の提出についてです。

提出者は、大町市美麻新行14890の1、北アルプス民主商工会会長種山博茂。

受理年月日は、令和4年2月14日。

陳情内容は、新型コロナウイルス感染症拡大により地域の雇用不安や中小企業の経営不振が広がっており、その中、来年10月より開始される消費税の適格請求書、いわゆるインボイス制度について、当面の実施の延期を求める意見書を国に提出するものです。

インボイス制度とは、消費税の仕入れ税額控除の要件の1つとして、適格請求書発行事業者が交付する適格請求書の保存が必要となる。この適格請求書発行事業者となるには、税務署に適格請求書発行事業者の登録申請書を提出し、登録を受ける必要があるというものです。

質疑、意見に入りましたが、ありませんでした。

討論はなく、採決したところ、委員長を除く委員全員の賛成により、採択すべきものと決定しました。

よって、本議会に委員会として意見書を提出いたします。

以上、産業経済委員会委員長報告といたします。

議長（太田伸子君） ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

議案第10号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第10号 白馬村山小屋条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

議長（太田伸子君） 挙手全員です。よって、議案第10号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第15号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この採決は起立によって行ないます。本案に対する委員長報告は可決です。議案第15号 令和3年度白馬村水道事業会計補正予算（第2号）は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（太田伸子君） 起立全員です。よって、議案第15号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第16号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この採決は起立によって行ないます。本案に対する委員長報告は可決です。議案第16号 令和3年度白馬村下水道事業会計補正予算（第2号）は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（太田伸子君） 起立全員です。よって、議案第16号は委員長報告のとおり可決されました。
陳情第1号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この陳情に対する委員長報告は採択です。陳情第1号 消費税「適格請求書（インボイス）方式」の実施延期を求める意見書提出の陳情の件は、委員長報告のとおり採択することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

議長（太田伸子君） 挙手多数です。よって、陳情第1号は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

次に、常任委員会において分割審査をしていただきました議案第12号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この採決は起立によって行ないます。議案第12号 令和3年度白馬村一般会計補正予算（第9号）は、常任委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

議長（太田伸子君） 起立全員です。よって、議案第12号は委員長報告のとおり可決されました。
ただいまから、5分間休憩といたします。

休憩 午前10時51分

再開 午前11時00分

議長（太田伸子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第2 予算特別委員長報告並びに議案の採決

議長（太田伸子君） 日程第2 予算特別委員長報告並びに議案の採決を行ないます。

予算特別委員長より報告を求めます。第11番丸山勇太郎予算特別委員長。

予算特別委員長（丸山勇太郎君） 令和4年第1回白馬村議会定例会予算特別委員会審査報告をいたします。

本定例会において、予算特別委員会に付託された案件は予算審議6件です。5日間にわたり審査しました。

令和4年度予算の概要、ざっくりわかる白馬村予算の説明を参考に、各会計予算書により慎重審査した概要を報告します。

議案第17号 令和4年度白馬村一般会計予算。

予算規模は、歳入歳出それぞれ58億7,600万円です。前年度当初予算比2億4,000万円

の減。

新型コロナウイルス感染症が蔓延している状況下、厳しい財政を認識し、各種施策に優先順位をつけ前例踏襲することなく取捨選択し、前年同様の一般財源枠配分方式を取り、各課はその範囲で自ら創意工夫する、自己責任・自己決定型予算編成をした。その結果、5年ぶりに当初からの財政調整基金繰入れはなしで組んだ、との説明がありました。

次に、各課審査の主な質疑・意見について、審査順に報告します。

総務課関係。

起債減、財調基金の未使用は理解するが、コロナ後を見据えた予算としては消極的では。村長選後に大型補正予算を考えているか、に対し、4年度、5年度は財政的に最も厳しい。健全財政堅持に全職員が取り組んだ結果の予算。コロナ予算は繰越して新年度早々に計画樹立する、との答え。

地球温暖化対策事業は、ゼロカーボン宣言をしている村として、もっと積極的に予算付けできないのか、に対し、ゼロカーボン基本計画報告書の答申が1月で、予算編成はそれ以前であり間に合わなかった。複数の支援策案があるので、今後に制度設計する、との答え。

この関連の意見としまして、基本計画ができたのだから、少しでも充実の予算を。広報はくばで周知するなら特集号を組んでほしい。

消防団への出動手当は、支払いが分団から団員個人になる。今後の分団の運営費は。行政区の負担が増えるのか、の問いに、分団運営費の確保が困難になることが考えられるが、消耗品は従前どおり村から補助する。行政区にお鉢を回すことのないよう分団には話している、との答え。

白馬インターナショナルスクール設立準備財団、以下「H I S」、への補助金について、H I S事業の説明を受けていない。H I S支援の今後の考えと、ふるさと納税型クラウドファンディングは、誰でも応募できるものなのか、また告知されてるか、に対し、平成30年にふるさと寄付を活用した協働のまちづくり推進補助金交付要綱を制定。一定の要件を満たしていれば申請は可能。ホームページに掲載し、個別相談には対応している、との答え。

行政側は地域課題の解決に資する事業との説明だが、本村の教育面の課題は白馬高校。行政として何が課題で、H I Sによってどういった解決策が見いだされるのか。審査委員会の構成は、の問いに、審査委員は副村長以下課長職。H I Sからのプレゼンを実施し、SDGsへの活動、コミュニティー活動への参加などが地域の課題解決になると審査委員は評価した、との答えでした。

委員から、H I Sの事業内容を議会が承知してなく、理解を深める必要があるとの複数意見から、翌日に代表の草本氏から説明をいただく機会を持ちました。翌日の審査では、代表、草本朋子氏、事務局長、堀井章子氏にお越しいただき説明を受けました。

説明概要ですが、教育こそが地域が存続する手段。自分で未来を切り開ける人材を育て地元にも何らかの形で還元したい。英語で授業。中高一貫で学費は年間300万円。学校教育法の1条校ではないので、中学生は義務教育上白馬中学校に籍を置く。9月から新入生を受け入れ、中1、15人、

中2、15人、教員7人でスタートしたい。高校生は国際バカロレア・プログラムの資格取得によって大学受験は可能。学校用地は取得したが、校舎建設には億単位の費用が必要。資金的には全く足りていない。地元高校進学の子を取ることのないように考えるとのものでした。

以下の答えは、草本さんです。

まず、開校に反対ではないが、白馬高校存続に関心がある。生徒の横取りとの声も聞く。白馬高校との具体的なコラボ案は、に対し、高校存続のために考えた結果の開校。開校によって白馬高・白馬中と一緒にできることを考えている。発信不足が要因と感じている。白馬高校とH I Sを天秤にかける生徒はいないと考える、との答えでした。

シンポジウム以降の行政からの情報がなく、議会が要綱や手続きの過程を知らず予算化された。クラウドファンディング以外に、村に便宜供与をお願いしたいことはないと認識してよいか、の問いに、要綱に基づく審査会への説明で、村に説明したと思っていた。クラウドファンディングは我々が声を掛けて寄附をしてもらったもの。手数料も村に支払っている、との答えでした。

意見としまして、まずは地元新田区への説明会、次に全村での説明会の開催を望む。また別の意見としまして、将来的に地域に根差した活動をしたいということなので、今後もこのような進捗状況を聞ける場の設定を。それによって村民との信頼関係も生まれる。

次に、建設課関係に入ります。

機械購入費でタイヤドーザーとダンプの目的と費用は、に対し、ドーザーは3トン級の小型で小回りが利くもので、除雪にも道路維持にも使用する。購入費は600万円。融雪剤散布用ダンプは10年を経過しさびが出、故障も多かった。購入費は746万円、との答え。

都市計画マスタープラン事業の、4年度策定までのスケジュールは、に対し、3年度実施したアンケートとワークショップの結果を踏まえて都計審を開催。必要に応じて検討組織設置の有無を判断する。来年度の今頃には完成するスケジュール、との答え。

無電柱化事業で設置されている緑地帯への植栽は誰がするのか。歩道の舗装、トランス、街灯だけではとても無機質になるのでは、に対し、植栽は県事業。地元と協議し植栽木を決定する。埋設物の関係から緑地帯の大きさも限られてしまい、県道南側は設置できない。適正なものを7年度までに決定する、との答え。

コロナ禍で地区役員懇談会を開催していない。多くの地区要望に応えられているのか。事業の選定方法は、の問いに、道路新設といった大型事業はなく、舗装修繕等、細々とした要望が多くなっている。それらは道路維持費の工事費1,000万円、起債事業の工事費6,400万円に対応する考え、との答えでした。

意見としまして、カーブミラー、横断歩道の設置、通学路の表示等の要望も出ていると思う。要望内容を議会側にも見えるようにしていただきたいというものです。

税務課関係に入ります。

家屋評価システムは、評価済みの家屋データも入力するのか、入力は業者委託か、の問いに、新設したものを入力、過去の建築の入力もあり得る、入力は職員がする、との答え。

高齢者の申告の便宜策を講ずる考えは。高齢者は年金のみの者が多い、に対し、昔は神城でも受け付けていた。今は電子データを送信するため庁舎でしかできない。年金だけの場合は申告不要とはしているが、障がいがあると有利な場合もある。若い世代のe-TAXの利用促進が進めば、高齢者対応も可能になる、との答え。

家屋評価システムの構築者は誰か、の問いに、民間事業者が構築したもの。システムを電算に入れば電算のシステムとのリンクが可能、との答え。

様々なシステムを導入するが、徴収と納税の利便性だけでなく、申告上のメリットはないのか、に対し、償却資産申告、給与支払報告書、法人村民税の申告が既にオンライン申請になっている。来年度は軽自動車の納税証明がオンライン化される、との答えでした。

次に、農政課関係です。

有機JAS認定経費負担金は初期のみなのか、ランニングコストへも補助するのか、に対し、認定時及び更新時の経費、更新は毎年する、との答え。

農業体験実習館のバリアフリー化と暖房機器設置について、駐車場から玄関まで舗装する考えは。貸出し時のまきストーブ暖房の管理は職員が後始末するのか、に対し、玄関周りでスロープと身障者用駐車スペースを施工。まきストーブはペレットも併用できる機器。PRを兼ねている、との答え。

青年就農給付金は、田植えと稲刈りしかしない就農者も見られる。厳格な認定に努められたい、の問いに、そのような者も見受けられるので、厳格に対処する。面談の際にひどい耕作の就農者には、補助金を出さない旨伝えてある、との答え。

関連意見としまして、青年就農給付金と環境保全型農業直接支払交付金は、しっかり現地確認を実施されたい。

犬川電動ゲート・小水力発電に当たり、二酸化炭素排出削減量等の説明と、事業費1億円の国県の負担率は、の問いに、県下初の事業導入、農業スマート化のモデル事業とされている。発電能力も含め設計中。削減量数値化は検討させてほしい。負担率は国が55%、県が14%、村が31%で、村の負担には地元負担12.5%を含む。電動ゲートについては、村負担のうち25%を地元飯田区が負担、との答え。

有害鳥獣被害対策事業の予算組立ては、に対し、3年度までは、個人に1日3,000円を出動手当として支払っていた。4年度から集団作業のため猟友会に委託する方法に変更する、との答えでした。

次に、住民課関係です。

中長期在留者居住地届出等事務委託金の金額は外国人の人数で決まるのか、に対し、前年度に

90日以上白馬村に住所登録した者の人数、転入転出の事務経費を算定根拠として国が算出した金額、との答え。

塵芥処理事業集積場補助金の希望地区は、に対し、瑞穂、深空、森上から要望がある、との答え。

石彫復旧工事費の内訳は。また、広域連合の費用負担はあるのか、の問いに、クレーン費、支障木の伐採、伐採後の植栽の費用が含まれている。広域連合からの補助はない。公園整備は大きな範囲で整備計画を策定していく、との答えでした。

会計室関係は、質疑ありませんでした。

議会事務局関係です。

議会が研修会等で講師を招聘した場合、講師の旅費を計上してもらえないか、議員も勉強する必要がある。コロナ禍では出かけて勉強することもままならない。行政にも関わることなのでいかがか、に対し、費用弁償になるので計上は可能。行政側も参加する勉強会であれば問題ないかと思う。内容を吟味した上で柔軟に対応する、との答えでした。

次に、上下水道課関係です。

合併処理浄化槽整備事業が増加傾向となる要因は、に対し、下水道区域外のみそら野、めいてつが主。近年外国人の建築需要が高まっていて、それに伴い設置件数が増加している。問い合わせ件数から、3年度と同程度を見込んでいる、との答え。

区域外流入可能地も浄化槽とするのかに対し、めいてつの基本は浄化槽対応。区域外流入が可能ならば許可する。ただし管渠延長費用は申請者持ち。事業会計に移行したので加入者は増やしたいが、区域外流入を認めるのは自然流下のみでポンプアップは認めていない、との答えでした。

次に、観光課関係です。

中小企業融資利子補給事業は、コロナの影響で増額されるかと想定していたが前年度とあまり変わらない額。増額しなかった理由は、に対し、事業者の希望は、新規借入れよりも融資を受けた返済猶予、返済期間の延長になってきており、新規借入件数が少なくなっていることが要因、との答え。

八方池山荘建て替えは大きな決断。実施設計との説明だったが、建て替えならばこの金額で実施設計は不可能と考える。委託料400万円で何をするのか、の問いに、建て替えの基本計画を策定する。規模と内容、その概算費用、法令上の課題整理が主。テラスの充実等も計画策定の際に検討していきたい。設計士に丸投げではなく、索道や地域の意見も聴く、との答え。

地方創生推進交付金の委託料でモバイル空間調査を実施したが、今後の観光客の入込みはどのように把握するのか、に対し、モバイル空間調査の結果を基に、村内各所からの報告数値に補正係数を掛け算出する、との答え。

ドローン事業の4年度からの計画は、に対し、3年度までが推進交付金の対象、4年度からは運行実証を基に事業者が実施していく。村は財政面の支援はしない、との答え。

これに関連する意見としまして、推進交付金事業は終了後も継続していかなければ意味がない、やらなければ税金が無駄になる。

次に、健康福祉課関係です。

児童民生委員の改選年度。どの地区も成り手不足。課としての考え方と、めいてつ区の欠員についての課の対応は、に対し、12月で改選。成り手がないことは把握し、県から年齢基準の撤廃を打診され賛成している。めいてつ区には今後も交渉していく、との答え。

除雪支援員は、年齢制限と県内に血縁者がいる場合は利用できない制度。制限の緩和ができないか、の問いに、血縁者の件は緩和していきたい、との答え。

認知症初期集中支援チーム運営事業負担金について、どのような活動をしているのか。独居の場合の対応はできているのか、に対し、情報は警察、近所、親族からある。看護師等を配置。村でも対応が困難な事案を支援。疑いのある者への訪問もし、さらに健診の際にも把握し対応している、との答えでした。

次に、教育課関係です。

白馬高校観光国際科の後期応募がゼロ人。募集の具体案はあるのか、に対し、4年度から5年度が正念場と認識。保護者もコロナの関係から地域外へ就学させることを敬遠した。観光学科のある大学との連携、地元中学生の入学促進。開催できなかった懇話会を4月にやる、との答え。

スクールバス運行事業について、コロナ感染症で4年度も夏期で運行不可となった場合の考えは、バス運行が感染の要因になってないか、の問いに、今までの経験を通じて、学校生活においては感染対策をしっかりとしているので比較的感染リスクは低く、スクールバスも同様。通年運行に向けてデータを取りたい、との答え。

学校の在り方検討委員会の検討内容についての説明を。義務教育施設整備基金の積立ても予算化している。将来的に統合の方向性は、の問いに、11月に答申があり、答申では村の中長期的なビジョンで検討をとの意見。この後の意見集約のため、全村民対象アンケートを実施する考え。長寿命化計画では令和18年、2036年が延命の期限。新年度から少額でも村の姿勢として基金への当初積立ても開始。統合するか否かの結論は出ていない、との答え。

関連意見としまして、学校の在り方は、地域コミュニティ上では存続だろうが、財政状況のほか校舎の老朽化と設備面の不備もある。その面を地域にはよく説明し、行政側は統合という選択肢を基本に持って臨む必要がある。

年度末の余剰金は、財政調整基金ではなく義務教育施設整備基金に積み立てていただきたいが、いかがか、に対し、最優先で残高を増やしていくべき基金であると認識。余剰金は財調にも積み立てるが、義務教施設基金にも優先して積み立てていきたい、との答え。

H I Sの生徒の受入れについて、義務教育課程は中学に籍を置くことになる。教育委員会として問題はないか。交流の考えや、机等の備品は用意するのか、の問いに、法的には中学校に通学する

ことになる。登校しなければ不登校となる。教育委員会として可とできるかは頭の痛い問題。教材や教諭の増、備品の準備といったことも出てくるかと思う。あくまで法に従い対応する、との答えでした。

次に、子育て支援課関係です。

保育所等整備補助金は、民間事業者の予定はあるか。事業者の計画は新設か改築か、の問いに、民間事業者から申出がある。予算は新築で計上。土地購入費は補助対象外。補助率は、新子育て安心プラン実施計画を国に提出し採択されていることからかさ上げがあり、国が3分の2、市町村12分の1、事業者負担4分の1、との答え。

しろま保育園の未満児は、コロナで休園時は仕事を休むしかないと聞く。人数の割に部屋が狭いと聞くが状況は、に対し、未満児は密の状況、他に預ける施設がない。村内には認可外施設があるが、料金が高い等の事情がある。待機児童を出さないよう可能な限り受け入れているため、密になってしまう、との答え。

不妊治療は増加しているか、の問いに、増加している。5万円を上限に5名分計上、相談も増加している、との答えでした。

次に、生涯学習スポーツ課関係です。

スノーハープは3コースあるが、A・Cコースしか使用されず、Bコースの管理はどうなっているのか。管理しないまま橋梁も破損している。自然に戻してよいのか。多目的使用の努力や、村民からの提案募集もしていない、の問いに、一部を除きBコースは使用しない。維持管理費用の面もある。橋梁も破損している。A・Cコースのみで大会は開催可能。使用しない部分は担当課としては経費をかけて整備する考えはない。別利用の提案があればお願いしたい、との答えでした。

氷河調査委託料に山案内人組合のガイド人件費は含まれているか、の問いに、含まれている。新潟大学に委託料を支払い、新潟大学が組合に支払う、との答え。

図書館検討委員会はどこまでリセットして検討するのか。基本構想まではちゃんとできている。ゼロに戻すとは思っていない、どこまで戻すのか、に対し、場所の再検討、駅以外の3か所で再検討する。基本計画を見直して、施設規模、機能、費用、官民連携等を再検討し、冊子データで公表する。秋頃にはお示しできればと思う、との答えでした。

課ごとの討論、全体討論はなく、採決の結果、議案第17号は委員長を除く委員全員の賛成により、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第18号 令和4年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計予算です。

予算規模は、歳入歳出それぞれ10億1,498万9,000円、前年度比3,890万1,000円の減。国保税は2億829万9,000円、県支出金6億8,784万6,000円、一般会計繰入金1億490万8,000円を計上。歳出の保険給付費は6億7,974万1,000円を計上した。

被保険者1人当たりの医療費は、令和2年度で24万円、県下73位と低水準を維持するも、高

齢化と人口減少で現役世代の負担増が想定される。保健事業では、生活習慣病予防と高齢者保健事業・介護予防の一体化を積極的に推進するとの説明でした。

質疑では、医療費通知は4か月以上遅れて届いて確定申告には使えない。何のための通知か、の問いに、レセプト点検があるため遅れる。通院等の確認のため、との答えでした。

討論はなく、採決の結果、議案第18号は委員長を除く委員全員の賛成により、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第19号 令和4年度白馬村後期高齢者医療特別会計予算。

予算規模は、歳入歳出それぞれ10億780万円です。保険料は広域連合資料に基づき8,015万円を、一般会計繰入金2,736万3,000円を計上。歳出の広域連合負担金は1億538万4,000円との説明でした。

質疑・討論はなく、採決の結果、議案第19号は委員長を除く委員全員の賛成により、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第20号 令和4年度白馬村農業集落排水事業特別会計予算です。

予算総額は393万7,000円。前年度比61万2,000円の減。

質疑・討論はなく、採決の結果、議案第20号は委員長を除く委員全員の賛成により、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第21号 令和4年度白馬村水道事業会計予算です。

水道事業収益は3億980万1,000円で、前年度比51万8,000円の減額。水道事業費用は2億6,671万2,000円で、前年度比876万1,000円の増額。二股浄水場運転管理委託料、倉下送水ポンプ修繕費、検満メーター取替工事などの経費が主なもの。

資本的収入は4,885万3,000円。駅前無電柱化移転補償費用、企業債、一般会計からの出資金。資本的支出は1億4,817万6,000円で、無電柱化に伴う水道設備の移転、配水管布設工事4か所、機器更新工事2件のほか、水道ビジョン更新の検討業務委託料などが主なものとの説明でした。

質疑では、めいてつ区の更新範囲を説明されたい。どこまで更新するのか。めいてつ区以外も老朽化している。どちらに比重を置き更新する考えか、に対し、めいてつ区は30年度から更新開始。4年度では300メートルを飯森側の給水不良の解消も兼ねて更新する。村内の基幹管路は更新を急ぐ。給水不良箇所は早急に対応が必要。民地内配管も残っていてバランスを見ながら施工する。管路だけでなく、浄水場、ポンプも老朽化しており更新の対象にする、との答え。

水道ビジョン更新の委託料について、更新の必要性や時期は職員が一番把握している。金をかけて策定する必要はあるのか、の問いに、水道ビジョンは水道事業の指針、利用者にも見ていただく資料にもなる。職員だけで策定するには時間的・人的にも厳しく、専門的分野は職員では困難。職員も関与し真剣に策定する、との答えでした。

討論はなく、採決の結果、議案第21号は委員長を除く委員全員の賛成により、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第22号 令和4年度白馬村下水道事業会計予算です。

下水道事業収益は4億7,850万6,000円で、前年度比3,382万7,000円の減額。主なものは下水道使用料1億7,772万8,000円のほか、一般会計からの補助金、長期前受戻入等。

下水道事業費用は同額で、管渠及び処理場の維持管理と使用料の賦課徴収業務に係る経費。

資本的収入は3億6,224万5,000円で、前年度比2,000万円余りの増額。企業債、一般会計補助金、国庫補助金、県からの補償費。資本的支出は4億7,568万8,000円で前年度比1,876万5,000円の増額。浄化センターストックマネジメント計画策定費委託料2,715万円のほか、無電柱化関係、長期償還元金、職員人件費などを計上。一般会計からの補助金は、収益的・資本的合わせて3億3,950万円で、前年同額との説明でした。

質疑では、ストックマネジメント計画は何に活用していくのか、の問いに、この計画は下水道全般の更新計画。今回は処理場の更新計画、管渠は先送りする。国庫補助を受けるためにも必要。短期間で整備と更新も集中するので平準化のために委託する、との答え。

下水道区域の拡張はもう困難と考えるのか。駄目な理由は資金面か人員面か、に対し、下水道会計は資金がなく今以上の拡張は無理。人員を増やしても設計など専門的知識を必要とする。職員の頭数だけの問題ではない、との答えでした。

討論はなく、採決の結果、議案第22号は委員長を除く委員全員の賛成により、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、予算特別委員会の委員長報告を終わります。

議長（太田伸子君） ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

議案第17号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この採決は起立によって行ないます。本案に対する委員長報告は可決です。議案第17号 令和4年度白馬村一般会計予算は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（太田伸子君） 起立全員です。よって、議案第17号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第18号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この採決は起立によって行ないます。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第18号 令和4年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計予算は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(太田伸子君) 起立全員です。よって、議案第18号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第19号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この採決は起立によって行ないます。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第19号 令和4年度白馬村後期高齢者医療特別会計予算は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(太田伸子君) 起立全員です。よって、議案第19号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第20号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この採決は起立によって行ないます。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第20号 令和4年度白馬村農業集落排水事業特別会計予算は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(太田伸子君) 起立全員です。よって、議案第20号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第21号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この採決は起立によって行ないます。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第21号 令和4年度白馬村水道事業会計予算は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(太田伸子君) 起立全員です。よって、議案第21号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第22号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この採決は起立によって行ないます。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第22号 令和4年度白馬村下水道事業会計予算は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（太田伸子君） 起立全員です。よって、議案第22号は、委員長報告のとおり可決されました。

村長から同意案件の申出、議案の申出、産業経済委員長より発委の申出、丸山勇太郎議員から発議の申出、切久保達也議員から発議の申出、常任委員長より閉会中の所管事項調査についての申出、議会運営委員長より閉会中の所掌事務調査の申出があり、議長において受理いたしました。よって、会議規則第22条の規定により、議事日程を変更し、追加議案を審議いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 異議なしと認めます。よって、議事日程を変更し、追加議案を審議することに決定いたしました。

ただいまから、事務局より議事日程を配付いたします。

（資料配付）

議長（太田伸子君） 配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 配付漏れなしと認めます。

お諮りいたします。日程第3 同意第1号から日程第8 発議第2号までは、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これについて採決いたします。この採決は挙手によって行ないます。

日程第3 同意第1号から日程第8 発議第2号までは、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することに賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

議長（太田伸子君） 挙手全員です。よって、日程第3 同意第1項から日程第8 発議第2号までは委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、同意案件の審議に入ります。

お諮りいたします。日程第3 同意第1号は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、採決をいたしたいと思いますが、これについて採決いたします。この採決は挙手によって行ないます。

同意第1号は、質疑、討論を省略することに賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

議長（太田伸子君） 挙手全員です。よって、同意第1号は、質疑、討論を省略し、採決することに

決定いたしました。

△日程第3 同意第1号 白馬村固定資産評価審査委員会委員の選任について

議長（太田伸子君） 日程第3 同意第1号 白馬村固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 同意第1号 白馬村固定資産評価審査委員会委員の選任について。

次の者を白馬村固定資産評価審査委員会の委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

記。

住所、北安曇郡白馬村大字北城7325番地、氏名、内川守代、生年月日、昭和28年6月28日。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

採決いたします。この採決は、起立によって行ないます。同意第1号 白馬村固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（太田伸子君） 起立全員です。よって、同意第1号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

これより、議案の審議に入ります。なお、本定例会の質疑につきましては、会議規則第55条の規定により、1議員1議題につき3回まで、また会議規則第54条第3項の規定により、自己の意見を述べることができないと定められておりますので申し添えます。

△日程第4 議案第23号 訴えの提起について

議長（太田伸子君） 日程第4 議案第23号 訴えの提起についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。矢口建設課長。

建設課長（矢口俊樹君） 議案第23号 訴えの提起についてご説明いたします。

本件は、村道内の土地について、所有権移転登記手続請求事件及び妨害排除請求事件の訴えを提起したいので、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

事件の概要につきましては、議案書添付の別紙のとおりでありますので、ご確認をお願いいたします。

以上で、議案第23号の説明を終わります。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。第10番加藤亮輔議員。

賛成ですか、反対ですか。

第10番（加藤亮輔君） 10番加藤亮輔です。

反対の立場で意見を述べます。

この議案の内容は、北城地域の道路の土地の所有権争いです。村は、道路に石などを置いて所有しているため、交通安全の観点からも非常に危険と察し撤去を打診してきましたが応じず、時間ばかりが経過する中、今回、行政は道路の所有権の判断を司法に委ねる措置を取りたいとして議会の賛成を求めるとの議案です。

被告になる土地の所有者は、石の置いてあるあの道路部分は、私が昭和46年に購入したもので、現在も土地登記簿の名義人は私だ。まして、村に印鑑を押したこともない。この問題に関しては土地の所有権を主張し、何も行政に訴えてきたと言われていました。

しかし、行政から放置されてきたというような主張もしています。このように平行線の中、原告の村の主張は民法162条1、20年間所有の意思をもって平穩に、かつ公然と土地の他人のものを占有した場合は、その占有権を取得するに10年間所有の意思をもって平穩にかつ公然と他人のものを専有した者はその専有の開始のときに、善意があり、かつ、過失がなかったときは、その所有権を取得する。この条文を持ち出して、被告が疑義を訴え始めたのは、それ以後のことだと時効取得を主張して、この道路の占有権は、村が取得しているとの考えに立って裁判を起こしたものです。

裁判所がどのような判断を下すか分かりませんが、私は、村と被告の関係は今以上に悪くなると思います。

村が住民を提訴する、この行為は全ての村民にとっても非常にショックな出来事です。まして土地登記簿謄本に自分の名前が記載されていても黙っていれば所有権が他人に移譲することがあるなど、知らない法律を恨むことになります。

私は、裁判ではなく、対話を続ける中で解決すべきと考えます。また、行政が住民を訴える行為を議員として賛成することはできません。数十年にわたってこじれた話を解決するにはお互いが歩み寄り、また時間が必要です。行政は役人のよろいを脱いで一村民として村民に寄り添って対話を続けることをお願いして私の意見といたします。

以上です。

議長（太田伸子君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この採決は挙手によって行ないます。

議案第23号 訴えの提起については原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(多 数 挙 手)

議長(太田伸子君) 挙手多数です。よって、議案第23号は、原案のとおり可決されました。

△日程第5 議案第24号 令和3年度白馬村一般会計補正予算(第10号)

議長(太田伸子君) 日程第5 議案第24号 令和3年度白馬村一般会計補正予算(第10号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。吉田参事兼総務課長。

参事兼総務課長(吉田久夫君) 議案第24号 令和3年度白馬村一般会計補正予算(第10号)につきましてご説明をいたします。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億円を追加し、歳入歳出予算の総額を68億7,264万5,000円とするものであります。

第2条、繰越明許費につきましては5ページをお開きください。

第2表、令和3年度から4年度へ繰り越す事業は8事業ありまして、まず、2款3項戸籍住民基本台帳事業272万8,000円は、第9号補正で新たに計上いたしました住民基本台帳法の一部改正に伴い、転入転出手続のワンストップ化対応に係るシステム整備委託料を国の補正対応に併せて全額繰り越すものです。

5款1項犬川用水電動ゲート設置・小水力発電事業2,046万円は、飯田の犬川にゼロカーボン達成に向けた小水力発電施設を導入するための実施設計委託料を新型コロナの影響で用地交渉や水利権協議が遅れたため、全額繰り越すものです。

6款2項新型コロナウイルス感染対策事業7,250万円は、第9号補正で新たに計上いたしました新型コロナウイルス感染症の第6波による事業者の売上の減少を緩和するための事業費を全額繰り越すものです。

7款2項村道改良国庫補助事業2,100万円は、大左右の橋梁修繕工事と橋梁点検委託料の一部を繰り越すものです。同じく4項都市計画事業528万円は、景観計画策定委託料を新型コロナにより検討委員会が予定どおり開催できなかったため全額繰り越すものです。

8款1項防災事業135万3,000円は、ハザードマップ更新委託料で県のハザードマップ更新が遅れているため、村も併せて全額繰り越すものです。

9款1項学校環境整備事業481万6,000円は、国の補正予算に伴い、第9号補正で新たに計上いたしました中学校女子トイレの洋式化事業費を全額繰り越すものです。

同じく5項ウイング21維持管理事業518万4,000円も、第9号補正で新たに計上しましたウイング21の凍結による漏水被害などに係る修繕費の一部を繰り越すものです。

以上の合計額1億3,332万1,000円を次年度に繰り越しをしたいというものであります。

7ページの歳出明細を御覧ください。

7款2項2目除雪事業1億円の増額は、第9号補正でも除雪委託料を増額したわけですが、除雪

に係る稼働時間の増加により除雪委託料がまだ不足しているため、追加で1億円を増額するものです。

この事業の財源につきましては、6ページ16款2項2目物品売払収入のロータリー除雪車を売却した代金59万円を増額して特定財源とするほか、10款1項1目地方交付税の普通交付税を一般財源として9,941万円増額するものです。

説明は、以上です。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この採決は起立によって行ないます。

議案第24号 令和3年度白馬村一般会計補正予算（第10号）は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（太田伸子君） 起立全員です。よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

△日程第6 発委第2号 消費税「適格請求書（インボイス）」の実施延期を求める意見書

議長（太田伸子君） 日程第6 発委第2号 消費税「適格請求書（インボイス）」の実施延期を求める意見書を議題といたします。

趣旨説明を求めます。第8番津滝俊幸産業経済委員長。

産業経済委員長（津滝俊幸君） 第8番津滝俊幸です。発委第2号 消費税「適格請求書（インボイス）」の実施延期を求める意見書。

陳情第1号が採択されたことに伴い意見書を提出するものです。

内容は、令和5年10月から開始される適格請求書、インボイスについては、免税事業者がインボイスを発行するには税務署へ課税業者にもなる発行事業者としての登録が必要となり、登録後は消費税の申告と納税義務が発生するにもかかわらず、インボイス制度全般に関する周知不足といった日本税理士会をはじめとする専門家などからの意見があるほか、新型コロナウイルス感染症の影響から消費の低下、円安、輸入価格の高騰、資材不足などにより、法人・個人事業主の経済危機が進行しており、地域の経済、地域住民の暮らしを守るためには、インボイス制度の実施による大打撃を回避する必要があることから、消費税のインボイス制度の実施を当面延期するよう求めるため、地方自治法第99条の規定により別紙により意見書を国会、国に提出したいものであります。

なお、提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣です。

以上です。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。提案者に対する質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。発委第2号 消費税「適格請求書（インボイス）」の実施延期を求める意見書は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（多数挙手）

議長（太田伸子君） 挙手多数です。よって、発委第2号は、原案のとおり可決されました。

△日程第7 発議第1号 地域高規格道路「松本糸魚川連絡道路」の早期建設を求める意見書

議長（太田伸子君） 日程第7 発議第1号 地域高規格道路「松本糸魚川連絡道路」の早期建設を求める意見書を議題といたします。

趣旨説明を求めます。第11番丸山勇太郎議員。

第11番（丸山勇太郎君） 発議第1号 地域高規格道路「松本糸魚川連絡道路」の早期建設を求める意見書について説明いたします。

地域高規格道路松本糸魚川連絡道路、略称、松糸道路は、高速交通網の空白地帯である大北地域にとって日本海側と長野県の中央部を結び、既存の高速道と一体となって広域的な道路ネットワークを形成し、物流だけでなく、本村の主産業である観光産業にとって、将来にわたり持続可能で活発な経済活動を支える地域を育む道であります。

また、深刻な高齢社会を迎える昨今、国道148号以外の直通迂回路がない中、地域内外の医療機関や高度な医療サービスを提供する拠点病院に迅速かつ確実に移動できる交通の確保は極めて重要であり、生命に直結する命をつなぐ道であります。

さらに、この道路は、平成26年に発生した神城断層地震を経験した本村にとって、いつでも起こり得る次の大型地震や地球温暖化の影響からか、近年、激甚化する豪雨災害からの迅速な復旧・復興を図るための緊急輸送路として、より広域的かつ隣県との連携性を踏まえた安全・確実・迅速を原則とする防災活動を支える防災の道であります。

現在、新潟県糸魚川市では、今井道路が事業化し、県内では小谷村において松糸道路の規格を有する国道のバイパス工事が進み、安曇野市では新設区間安曇野道路の早期事業化に向けた取組が、また大町市では最適ルート帯の選定に向けての地域の合意形成を目指した取組が進められています。

松糸道路は、高速道路網から離れた本村が少子高齢社会において安心して快適な暮らしを営むた

めの、さらに持続可能で活力ある経済圏の形成に欠くことのできない重要な社会インフラであり、本道路の一日も早い建設に向け、引き続き、全力を挙げて事業を進めていただくよう2つの事項を強く要請するため、地方自治法第99条の規定により別紙により意見書を提出したいものです。

なお、提出先は、長野県知事、長野県議会議長です。

説明は、以上です。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。提案者に対する質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。第5番尾川耕議員。

賛成ですか、反対ですか。

第5番（尾川耕君） 反対です。よろしいですか。

議長（太田伸子君） はい。

第5番（尾川耕君） 早期建設を求めるこの意見書に対して、私は、反対の討論を行ないます。

まず1つ目に、この道路計画路は広く住民に理解されているか、第2に、議会として県に早期建設を求める意見書を出すことが村民の総意に基づいたと誤解されるのではないか、第3に、10年後、20年後、30年後の世界がどうなっているのか想像して計画を進める必要があると考えるからです。

まず第1に、この計画の説明会、意見交換会が白馬で行なわれたのは2001年で、20年以上前の話です。私も参加いたしました。それから21年間、白馬村内では説明会はありません。松糸道路の計画は既に頓挫して、部分的な国道の改良工事で終わらせるものだと感じている村民も多いのではないのでしょうか。

2つ目の村民の総意だと誤解されるということですが、さきにも述べたように21年間説明がありません。その間、道路の規格の変更があったりいろいろあります。住民に十分に伝わってないのではないのでしょうか。

そして、今まで私が経験してきた住民活動の中で、行政サイドが企画を進めるときにおいて、よく使われる言葉に「議会からの要望があった」、「〇〇協議会からの要望があった」というふうに進めていきます。

しかし、この計画の根拠は、1994年頃につくられた国の整備計画です。聞くところによると昭和40年、50年代に高度成長期の中で地域から熱望された要望だと思います。50年がたってようやく今、計画から実行へ移されつつあります。既に50年がたっております。完成にはまだまだ時間がかかります。一旦計画が動き出すとなかなか止めることはできません。まずは、今の住民の意思、そして将来世代の要望を聞く必要があるのではないのでしょうか。

3つ目です。20年後、30年後の世界を想像し計画を進めることは、また見直す必要があると考えます。人口減少、2050年の日本の人口は9,700万人です。さらに高齢化、技術面では自動車の自動運転の飛躍的な向上、それに伴う物流の変化、メタバース、仮想現実空間の発達等々、そして、人類の最大の問題である気候変動など、未来をしっかりと予測した計画が必要になると感じます。

だから、以上のことにより、私はこの意見書の提出に反対いたします。

以上です。

議長（太田伸子君） ほかに討論はありませんか。第9番松本喜美人議員。

賛成ですか、反対ですか。

第9番（松本喜美人君） 賛成です。

第9番松本喜美人です。発議第1号の賛成討論をいたします。

地域高規格道路は長年熱望している道路であり、白馬村の発展、村民の福祉の向上、ひいては平成26年の神城断層地震を経験した者にとっては、災害からの復興のためにも必要な道路であります。

要望事項には、白馬村内区間白馬村市街地区間の調査及び検討について鋭意前進を図ることとあります。白馬村内の計画については、村民意見を集約する上でも長野県からの村内ルート案の提示が必須であります。

以上のことから、意見書の提出に賛成するものです。

議長（太田伸子君） 他に討論はありませんか。第4番加藤ソフィー議員。

賛成討論ですか、反対討論ですか。

第4番（加藤ソフィー君） 反対です。

発議第1号 地域高規格道路「松本糸魚川連絡道路」の早期建設を求める意見書について、反対の立場で討論を行ないます。

この道路の計画が発案された当初は、高速交通ネットワークの空白地帯を解消するために、多くの住民や観光客にとって必要とする道路であったと認識しています。

全体の計画路線が指定された頃は、長野冬季オリンピックの開催やスキーブームにより本村まで来るのに大渋滞は当たり前のような時代だったと伺っております。

その頃から20年以上たった今、日本のスキー人口は激減しています。それに加え新型コロナウイルスの感染拡大や気候変動による異常気象など、周囲を取り巻く環境は大きく変化しています。

また、当時はまだ幼かったが、今では20代、30代になった方々や、その間に移住されてきた方々は、この計画自体をよく知らない方も大勢います。今この地域にどのような課題があり、それを解消するためには何が必要なのか、そして、本当に多額のお金をかけてまで新しい道路を造ることが最善策であり優先するべきことなのか、改めて村民の間で議論する必要性がある現状から、建

設計画自体の村民への周知徹底が先です。

よって、早期建設を求める発議第1号の意見書への反対の討論といたします。

議長（太田伸子君） 他に討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。発議第1号 地域高規格道路「松本糸魚川連絡道路」の早期建設を求める意見書は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（多数挙手）

議長（太田伸子君） 挙手多数です。よって、発議第1号は、原案のとおり可決されました。

△日程第8 発議第2号 ロシアのウクライナ侵攻を強く非難する決議

議長（太田伸子君） 日程第8 発議第2号 ロシアのウクライナ侵攻を強く非難する決議を議題といたします。

趣旨説明を求めます。第3番切久保達也議員。

第3番（切久保達也君） 第3番切久保達也です。発議第2号につきまして、朗読、説明いたします。

ロシアのウクライナ侵攻を強く非難する決議。

本年2月24日、ロシアがウクライナに軍事侵攻をしたことに伴い、民間人を含む負傷者が発生し、多くの人々が避難や国外脱出を余儀なくされ、国際社会から非難の声が上がっている。

3月4日にはヨーロッパ最大級の原子力発電所への攻撃、9日には、使用済み核燃料保管施設を有するチェルノブイリ原発への送電を遮断するといった、一歩間違えれば取り返しのつかない地球環境への影響が生じる行為をした。原子力発電所への攻撃は施設への攻撃を禁止した国際法に違反するものである。

また、子供病院への攻撃は、いかなる理由があろうとも決して許される行為ではない。これまで我が国や欧州各国がロシアと首脳会談を行なうなど国際社会は平和的な解決に努めてきたにもかかわらず、ロシアが軍事侵攻に踏み切ったことは、ウクライナの主権と領土の一体性を侵害するものであり、力による一方的な現状変更を認めないとする国際秩序の根幹を揺るがす暴挙である。今回の侵攻を許すことは、アジアを含む国際社会の平和と安全への脅威となりかねない。

よって、本村議会は、国際秩序を維持する上でロシアのウクライナ侵攻に対し、強く非難するとともに、直ちに侵攻を中止し即時に無条件で撤退すること強く求める。

皆様のご賛同をいただきますようお願いいたします。

以上で、説明を終わります。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

説明者に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。発議第2号 ロシアのウクライナ侵攻を強く非難する決議は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

議長（太田伸子君） 挙手全員です。よって、発議第2号は、原案のとおり可決されました。

△日程第9 常任委員会の閉会中の所管事務調査について

議長（太田伸子君） 日程第9 常任委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

常任委員長から所管事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元に配付してあります所管事務の調査事項について閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。常任委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 異議なしと認めます。よって、常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

△日程第10 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

議長（太田伸子君） 日程第10 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員長から会議規則第75条の規定により、お手元に配付してあります議会の運営に関する事項について閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

△日程第11 議員派遣について

議長（太田伸子君） 日程第11 議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件についてはお手元に配付してあります議員派遣の件の資料のとおり議員を派遣することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 異議なしと認めます。よって、お手元の資料のとおり、議員を派遣することに

決定いたしました。

以上で、今定例会に付された議事日程は全て終了いたしました。

ここで、下川村長より挨拶をしたい旨の申出がありましたので、これを許します。下川村長。

村長（下川正剛君） 令和4年第1回白馬村議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、今月2日に開会して以来、本日まで17日間にわたり、令和4年度一般会計予算をはじめ、条例改正など慎重なるご審議を賜り誠にありがとうございました。

議員の皆様からいただきましたご意見ご指摘等につきましては、いずれも厳正に受け止め、課題の所在等を十分に認識をし、適切に対応してまいりたいというふうに思っております。

特に、議決をいただきました新年度の各予算につきましては、コロナ禍における村民の生活、福祉の向上のための重点事業を中心に適正に執行をさせていただきたいというふうに考えておりますので、議員各位をはじめ村民の皆様のご協力をお願いいたします。

北京パラリンピック冬季競技大会は、「雪氷上での喜びの出会い」というビジョンを掲げ、世界最高レベルのパラリンピック選手及び600人が参加をし、今月4日から13日の10日間にわたって開催をされ、パラアスリートによる雪上競技と氷上競技といった6競技78種目で熱戦を繰り広げるとともに、2008年の北京オリンピック・パラリンピックでも使用された会場を利用するなど、オリンピックレガシーの大会となりました。日本選手団も金メダル4個、銀メダル1個、銅メダル2個を獲得し、パラリンピアン活躍は私たちに大きな感動と勇気を与えてくれました。

新型コロナウイルスの感染症は、本年1月27日から3月6日までの期間がまん延防止等重点措置として長野県全域に適用し、強い対策を講じてきたこともあり、新規陽性者数は確保病床使用率とともに減少したことに加えて、3月6日までには2回目接種済みの高齢者の8割を超える方に追加接種ができる見込みであるなど、ワクチンの追加接種も順調に進んでいる状況も踏まえ、まん延防止等重点措置については、3月6日をもって終了をいたしました。

7日以降は、県域の状況に応じて感染警戒レベルを定めることとなり、現在、北アルプス圏域は感染警戒レベル5、新型コロナウイルス特別警報Ⅱに置かれています。オミクロン株よりもさらに感染力が強いとされている変異株BA.2が県内でも確認され、置き換わりが懸念をされますが、村民の皆様には第6波の着実な終息に向けた感染防止対策を継続をし、落ち着いた春を過ごすため、引き続き、ご協力をお願いいたします。

新年度におきましても、コロナ禍における状況把握に努めながら、村政運営に取り組み、本村発展のために必要とする各種事業を推進しますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

最後に私ごとであります。一言ご挨拶を申し上げます。

村長に就任し、2期目の任期が8月6日となります。各方面から、次回どうするのか、多数ご意見がございます。私なりに熟慮に熟慮を重ね検討した結果、私も高年齢でもあり、この先4年間で

村長というハードな激務に耐え得るには大変厳しい状況であるというふうに認識をしているところ
であります。

白馬村は、多様性があることから交流し学び合うことで成長する村として、さらに国内外から世
界水準の山岳リゾートとして認知をされてまいりました。白馬村の類い稀な山岳景観は村民の財産
であります。環境を守り、さらに発展するためには、私が続投するよりも、志が高く、次の時代を
担う若い方にバトンタッチができればと考えております。

残された任期を白馬村及び村民のために全力で取り組んでまいりますので、引き続きご協力をお
願いを申し上げます。

議員各位におかれましては、新年度にかけて公私ともに何かとお忙しい時期かとは存じますが、
健康に十分ご留意をいただき、引き続き、本村発展のためご活躍をいただきますよう、ご祈念申し
上げまして、閉会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

議長（太田伸子君） これをもちまして、令和4年第1回白馬村議会定例会を閉会といたします。
大変御苦労さまでした。

閉会 午後 0時18分

以上会議のてん末を記載し、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和4年 3月18日

白馬村議会議長

白馬村議会議員

白馬村議会議員

白馬村議会議員